

2018年版 FACT BOOK

2017年度決算のご報告など



2019年6月、私たちは 「こくみん共済 coop」として生まれ変わります。

正式名称である「全国労働者共済生活協同組合連合会」、

略称である「全労済」は変えず、新しい姿を表す愛称※を「こくみん共済 coop」としました。

※愛称は事業体の新しい呼称です。

「こくみん共済 coop」とは、単に商品名称を愛称としたのではなく、

労働者自主福祉を核としながら、その取り組みをさらに広げ

「こくみん みんなのために、共済というたすけあいのしくみを提供する、

協同組合(coop)である」ことを表しました。

私たちは、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という変わらぬ理念の実現にむけ、

「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび、「安心のネットワーク」をひろげていきます。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会



私たちは「共済」を通じて

人と人との「たすけあいの輪」をむすび、

「安心のネットワーク」をひろげていきます。

全労済 2018年版 FACT BOOK

CONTENTS

CONTENTS	1
ごあいさつ	2
理念	3
2017年度の主な取り組み	4

組合員・お客さまの声の反映

1. 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み… 6
2. 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み… 8

I 事業と経営の概況

1. 事業概況(2017年度の業績ハイライト)……………9
2. 資産・負債等の状況……………11
3. 収支の状況……………12
4. 資産運用の状況……………12
5. 健全性を表す指標……………14
6. 責任準備金・自己資本積立計画の達成状況……………14

II 事業運営と経営の健全性

1. 総合的なリスク管理……………15
2. コンプライアンスへの取り組み……………17
3. 全労済ヘルプライン制度……………17
4. 個人情報の保護……………19
5. 反社会的勢力への対応……………19
6. 情報開示……………21

III 事業活動

1. 共済商品の特長……………23
2. 組合員向けサービス……………28
3. 生活保障設計運動の展開……………30
4. 保障の考え方……………31
5. 共済の推進……………32
6. 共済金支払いまでの流れ……………33

IV 社会貢献活動

1. 全労済の社会貢献活動……………35
2. 2017年度のハイライト……………35
3. 継続的な取り組み……………37

V 協同組合との連携・提携

1. 協同組合間の協同の活動……………41
2. 国際活動……………43

VI 全労済の組織と概要

1. 全労済のあゆみ……………44
 2. 協同組合としての全労済……………46
 3. 組合員の運営参加……………48
 4. 全労済の組織……………49
 5. 全労済の役職員……………52
 6. 全労済グループ……………54
- データ編……………55
- 資料集……………93
- 消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引……………121

組織の概要

(2018年5月末現在)

名 称	全国労働者共済生活協同組合 連合会(略称:全労済) National Federation of Workers and Consumers Insurance Cooperatives
創 立	1957年9月29日
所 在 地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済会館
常勤役職員数	3,503名 ※他団体出向者含む

ごあいさつ

創立60周年を経て、 『こくみん共済 coop』として新たに出発 —新中期経営政策「New-Zetwork」のスタートにあたり—



2018年10月

全労済 代表理事 理事長

中世古 廣司

平素より、全労済をご愛顧いただき、心から感謝申し上げます。

はじめに、大阪北部地震、2018年7月豪雨、台風20号・21号、北海道胆振東部地震など、各地で発生した大規模災害により被災された皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。この間、全労済では現場調査や共済金のお支払いなど、組織を挙げて迅速に対応してまいりました。

今後も、頻発する自然災害を想定外としてとらえることなく、むしろ常態化することを前提とした備えを万全に講じつつ、全労済としての使命をさらに果たしていく所存です。

さて、本年6月よりスタートした新中期経営政策『New-Zetwork』は、前中期経営政策「Zetwork-60」の成果と課題を継承し、「原点回帰」と「新陳代謝」によって創造する「新生・全労済」の姿を内外に発信しようとするものです。

まず、「原点回帰」とは、「全国労働者共済生活協同組合連合会」という正式名称に示されているように、全労済が非営利の共済事業を営む生活協同組合組織であるということを再認識し、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を実践し続けることです。

次に、「新陳代謝」とは、「事業と運動」「商品とブランド」「組織と人材」という三つの対を成すファクターを刷新することにより得られるものです。「事業と運動」では、「お役立ち発想」と「共創活動」にもとづく新たな事業と運動のモデルを『Zetworkスタイル』として確立・実践

することをめざしています。また、「商品とブランド」では、新たな商品を提供するとともに、新たなブランディング戦略を確立・実践することをめざしています。そして、「組織と人材」では、昨年9月の組織改革の真価を発揮するとともに、『Zetworkスタイル』を実践するマインドとスキルを兼ね備えた「人財」を開発・育成するための機関「人財アカデミー」の新設をめざしています。

一方、私たち全労済は、昨年の9月29日に創立60周年を迎えました。これを契機に、来る2019年6月より、さらに多くの人々により親しまれる存在となるため、「新生・全労済」の象徴である新たな愛称『こくみん共済 coop』として生まれ変わります。なお、正式名称である『全国労働者共済生活協同組合連合会』、その略称『全労済』はいささかも変わるものではありません。

『こくみん共済 coop』とは、「『こくみん=みんな』のために、『共済=たすけあいのしくみ』を通じて安心を提供する、『coop=協同組合』である」ということを指しています。

創立60周年を経て、『こくみん共済 coop』として新たな出発を期す私たちに引き続きのご指導・ご支援をお願い申し上げます。

今般、事業概況や財務状況をはじめとする、全労済のさまざまな取り組みを分かりやすく幅広い皆さまにお伝えするため、ディスクロージャー誌『2018年版 FACT BOOK』を作成いたしました。ぜひ、本誌をご活用いただきたいと存じます。

むすびに、今後とも変わらぬご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理念

全労済は50周年(2007年)を機に、理念を制定しました。理念を将来にわたる最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念

組合員の皆さまと共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

みんなでたすけあい、 豊かで安心できる社会づくり

「みんなで」

全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

「たすけあい」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

「豊かで」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

「安心」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

「社会づくり」

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

信条

理念実現に向けた役職員の行動規範です。

組合員
の全労済

正直
な全労済

努力
の全労済

「組合員の全労済」

私たちは、組合員のくらしを何よりも大切に、組合員の参加をひろげ、組合員とともに、歩み続けます。

「正直な全労済」

私たちは、正直さを大切に、組合員や地域社会からの信頼に応え、社会の発展のために、行動し続けます。

「努力の全労済」

私たちは、たすけあいの心を大切に、全労済にかかわるすべての人の満足に向け、努力し続けます。

2017年度の主な取り組み

事業に関する主な取り組みと特徴

■「Zetwork-60」(2014年度～2017年度中期経営政策)における2017年度の取り組み

「Zetwork-60」(2014年度～2017年度中期経営政策)の最終年度にあたる2017年度は、3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」の完遂と「New-Zetwork」(2018年度～2021年度中期経営政策)の策定に向け、主に次の取り組みをすすめました。

●事業構造改革の取り組み

- 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーション デザイン協会が主催する「UCDA アワード2017」において、こくみん共済のWEB資料請求用リーフレットが「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。
- 電子サインによるペーパーレス化など、組合員のさらなる利便性向上を目的とする「New-Zetworkシステム」の運用を2018年1月に開始しました。
- 組合員の声にもとづき、生命系共済の共済金請求書類の簡素化と請求手続きの利便性の向上を図りました。
- 常に健全で安定した事業運営・事業基盤の確立に向けて、「財務基本計画」にもとづく責任準備金等の積み立てを行いました。



り、地域共済生協は47会員となり、全国の地域共済生協の事業統合が完了しました。



●意識改革の取り組み

- 「Zetwork-60 人事政策・戦略マップ」にもとづき、組合員・協力団体の期待に応える多様な人材育成の強化を図りました。

●「New-Zetwork」(2018年度～2021年度中期経営政策)の策定に向けた取り組み

- 第125回通常総会(2017年8月29日開催)で確認された「次期中期経営政策 基本構想」にもとづき、「New-Zetwork」(2018年度～2021年度中期経営政策)の策定をすすめました。
- 「New-Zetwork」(2018年度～2021年度中期経営政策)では、「共済事業を核に、運動を広め、理念の実現をめざす」という社会的使命を果たすため、時代の変化に対応した新しい全労済を創りあげていきます。

●組織改革の取り組み

- 2017年9月に経営段階の3部門制から2部門制への改革、経営の基本単位の46単位本部から6統括本部への再編を柱とする「組織改革」を実行し、業務の効率化、事業推進機能の整備と体制強化を図りました。
- 新潟県総合生協の事業統合に向けた対応をすすめ、2018年5月に統合参加協定書調印式を行い、2018年6月1日付けで新潟県総合生協が全労済の事業統合に参加しました。これによ

■New-Zetwork(2018年度～2021年度中期経営政策)のロゴ



- 60周年を経て、生まれ変わる新しい(New)全労済(Z)を表現しています。
- 基本構想で掲げた3つのC(New-Communication、New-Cooperative、New-Culture)は、New-Zetworkを支え、さらに促進させていくことを表現しています。
- ピットくんは、Zetworkスタイルにより実現をめざす未来を見据えています。
- New-Zetworkの略式表記は「New-Z」とします。

大規模災害への対応

2017年度は台風や大雪、暴風雨などの自然災害が発生し、台風18号、21号、22号は被害範囲が全国におよぶ大きな災害となりました。その中でも台風21号には、全国から職員を関西域に派遣して損害調査



現場調査の様子

を行うとともに、集中支払拠点として「全労済住宅災害お支払センター」を設置して支払業務を強化するなど、被災された皆さまの生活再建のために一日でも早く共済金をお支払いできるように対応しました。



住宅災害お支払センター

■2017年度に発生した主な大規模災害と共済金等のお支払累計金額

発生年月	災 害	主な被害地域	共済金等お支払累計金額※
2017年 7月	南関東電災害	東京ほか	3.9億円
2017年 8月	台風5号	九州地方など	2.2億円
2017年 9月	台風18号	沖縄・九州・四国・東海地方など	14.7億円
2017年10月	台風21号	関西域を中心に全国	40.0億円
	台風22号	九州地方など	3.8億円
2017年12月	大雪・寒波	北陸を中心に全国	33.5億円
2018年 4月	島根西部地震	島根県ほか	1.2億円

※金額は2017年度決算集計値

創立60周年記念事業

全労済は、2017年9月29日に創立60周年を迎えました。

60周年という節目を迎え、支えていただいた皆さまへの感謝を込めて、記念イベントなどを実施しました。

- 全労済60周年記念 文化フェスティバル 全国公演
「全労済文化フェスティバル」地方公演の実施規模を拡大し、2017年11月から全国公演を開催しています。2017年度は、19府県27会場で、演劇やミュージカル、コンサートなど、多彩な演目を上演しました。



演劇「赤毛のアン」(徳島公演)

- 小学生向け学習まんが「たすけあいのひみつ」を全国の小学校・図書館に寄贈

子どもたちにたすけあいの組織である協同組合を認知・理解してもらうことを目的に、株式会社学研プラスの小学生向け学習まんが「まんががでよくわかるシリーズ たすけあいのひみつ」を刊行し、全国の小学校、および公立図書館に寄贈しました。



組合員・お客さまの声の反映

1 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

全労済では、お寄せいただいた感謝・評価、意見・要望、苦情を「組合員・お客さまの声」として集積しています。

2017年度は46,448件の声を頂戴しました。「感謝・評価」の声は26,250件と前年より6,164件増加し、「苦情」は1,004件と679件減少しました。今後も、皆さまの声に真摯に耳を傾け、業務の改善に取り組んでまいります。

(1) お寄せいただいた組合員・お客さまの声

■組合員・お客さまの声の状況

(件数)

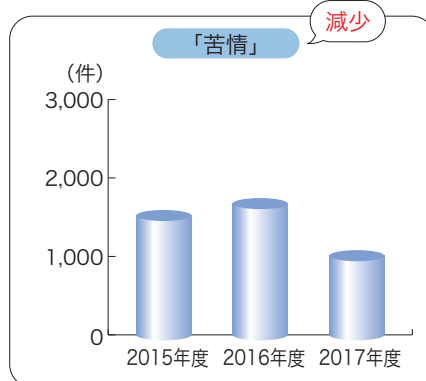
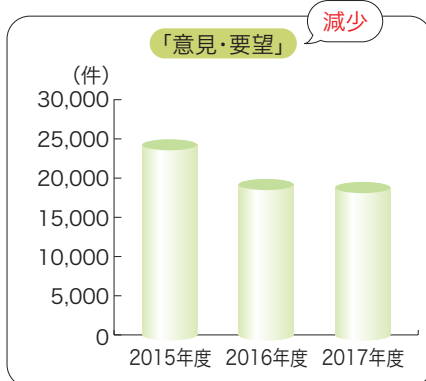
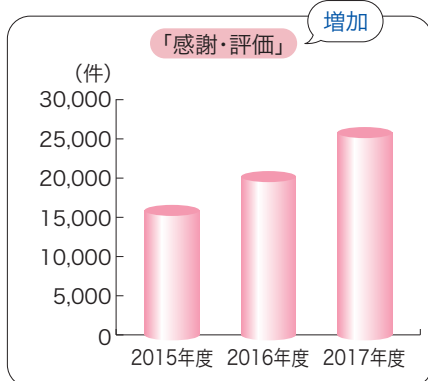
年 度	組合員・お客さまの声			
	感謝・評価	意見・要望	苦 情	合 計
2017年度	26,250	19,194	1,004	46,448
2016年度	20,086	19,365	1,683	41,134
2015年度	16,312	24,248	1,587	42,147



「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、意見・要望。

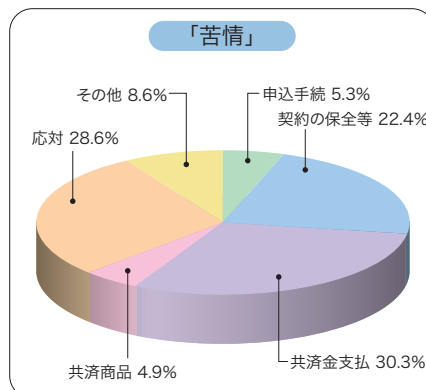
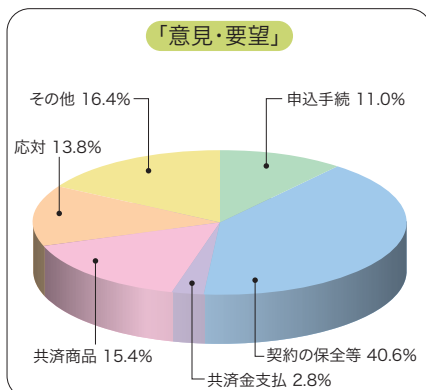
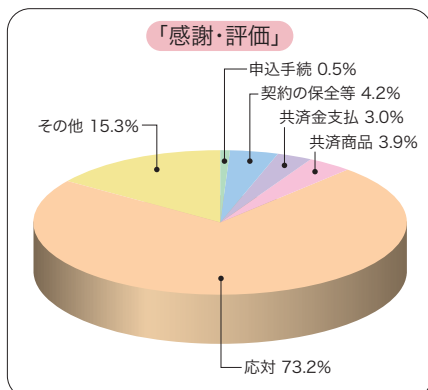
「苦情」…組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。



■組合員・お客さまの声の詳細

(件数)

申立内容による分類	感謝・評価		意見・要望		苦 情		合 計
	件 数	占有率	件 数	占有率	件 数	占有率	
お申込手続きに関するもの	128	0.5%	2,112	11.0%	53	5.3%	2,293
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	1,092	4.2%	7,800	40.6%	225	22.4%	9,117
共済金のお支払いに関するもの	778	3.0%	547	2.8%	304	30.3%	1,629
共済商品に関するもの	1,019	3.9%	2,947	15.4%	49	4.9%	4,015
応対に関するもの	19,219	73.2%	2,643	13.8%	287	28.6%	22,149
その他	4,014	15.3%	3,145	16.4%	86	8.6%	7,245
合 計	26,250	100.0%	19,194	100.0%	1,004	100.0%	46,448



(2) 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」は、データベースに登録して共有を図るとともに、集約・分析を行います。「声」と職員の気づき(提案)にもとづき、「全労済CS向上委員会」において、業務改善課題の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。「全労済CS向上委員会」は、専務理事が委員長を務め、役員・各部門の責任者で構成しています。

2017年度 業務改善事例

2017年度は、組合員の皆さまによりご満足いただけるよう、書類の分かりやすさや、共済金のご請求時などのお手続きに関する改善に取り組みました。

事例1

声 リーフレットの文字が小さく、文字数も多いため、情報が分かりにくい。

改善

皆さまからの「声」を受けてこくみん共済のリーフレットを改善しました。

集積した組合員・お客さまの声をもとに、ヒアリングや第三者によるモニター結果を反映させるなどの改善を重ねた結果、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)が主催するUCDAアワード2017※において、「こくみん共済WEB資料請求用リーフレット」が、共済分野・加入募集資料部門の「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました(2017年10月)。

※UCDAアワードとは

企業(団体)・行政が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

受賞理由

- 専門家のDC9評価※では、問題指摘数が非常に少ない(=マイナス要素が少ない)。
- 高齢者を含む生活者からは、情報量と言葉づかい、文字の可読性について高い評価を受けている。
- 一覧表や図表を駆使して情報量を制御し、必要な情報を見つけやすい機能的な冊子になっている。

※DC9評価…UCDAが開発した「わかりやすさの9原則」による客観的な評価のこと。



事例2

声 共済金請求の手続き書類が何枚もあり、記入方法が分かりにくい。

改善

最大3枚になっていた請求書類を1枚に統合するなど、生命系共済の請求手続きを分かりやすく簡素化しました(2018年4月)。

事例3

声 仕事で遅い時間にしか電話ができない人のために、ホームページでも契約内容の変更ができるようにしてほしい。

改善

ホームページで住所・電話番号の変更手続きができるように改善しました(2018年1月)。

事例4

声 事故の被害者に対して、事務的・機械的な対応ではなく、誠意ある対応を心がけてほしい。

改善

事故対応が完了した共済契約者の満足度調査の集計・分析結果をまとめた「全労済マイカー共済お客さま満足度調査報告書」を発行し、事故対応担当者の対応品質の向上に向けた取り組みを行っています。

2 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

(1) 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」自己適合宣言

全労済は、苦情対応マネジメントを適切に行っていることを明示し、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月26日に開催した全労済総会で自己適合宣言を行いました。

(2) 自己適合宣言の目的

全労済は、本宣言を契機に、これまで以上に「組合員・お客さまの声」を大切に、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上を図り、「組合員・お客さま満足」の向上を目指します。

全労済苦情対応方針

基本理念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

基本方針

1. 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
2. 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
4. 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
5. 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
6. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」とは



苦情対応マネジメントシステム

「ISO10002」は「苦情対応」に関する国際規格であり、国際標準化機構(ISO)により2004年7月に制定されました。日本では翻訳版がJISQ10002:2005として制定されています。この規格ではお客さま満足のための苦情対応プロセスを継続的に改善していくことが目的とされ、PDCAサイクルを構築・運用していくことが求められています。

「ISO10002」は、審査登録機関による第三者認証ではなく、マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら適合状況を評価し、適合を宣言できる制度となっています。

■ 苦情の受付窓口

全労済 お客さま相談室

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客さま相談室」へご相談ください。

なお、全労済ホームページでも受け付けしております。

専用フリーダイヤル ☎ 0120-603-180

受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

■ 裁定・仲裁の申立手続き

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

I 事業と経営の概況

※本章の数値は四捨五入して表記しています。

組合員・
お客さまの声の反映

1 事業概況(2017年度の業績ハイライト)

2017年度は、中期経営政策「Zetwork-60」の最終年度として、最重点目標である「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」の実現へ向けて取り組みをすすめました。

2017年度の加入実績については、自然災害共済や、自賠責共済などで前期を上回る保有契約となりましたが、全制度合計では加入件数、口数とも前期を下回りました。

共済金のお支払いでは、2017年9月、10月に相次いで発生した大規模な台風災害や、2017年から2018年

にかけての寒波による被害への対応をすすめました。

また、2018年1月には新システム「New-Zetworkシステム」を導入し、ペーパーレス手続きの実現や、インターネット手続きの拡充などをすすめた結果、次のとおりとなりました。

事業と経営の概況
I

(1) 主要な業務の状況を示す指標

	単位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	百万円	690,379	701,304	692,712	688,833	681,716
経常剰余金	百万円	87,854	91,075	81,865	84,154	91,353
基礎利益(注1)	億円	1,373	1,404	1,436	1,450	1,643
当期剰余金	百万円	25,921	31,266	24,520	27,762	33,669
出資金	百万円	180,715	181,223	181,732	182,240	182,247
出資口数	千口	18,071	18,122	18,173	18,224	18,225
純資産額	百万円	314,547	361,231	387,028	409,627	438,580
総資産額	百万円	3,399,538	3,515,108	3,613,564	3,718,728	3,813,119
責任準備金残高	百万円	2,809,171	2,876,773	2,937,158	3,005,067	3,064,588
貸付金残高	百万円	7,641	6,773	5,613	5,774	6,584
有価証券残高	百万円	2,575,535	2,650,989	2,603,142	2,600,621	2,616,654
剰余金の配当金額(注2)	百万円	—	—	—	21	41
常勤役員数(注3)	人	3,642	3,570	3,504	3,485	3,503
保有契約高	億円	7,680,417	7,670,233	7,649,906	7,598,280	7,583,152
支払余力比率(注4、注5)	%	1,574.4	1,486.2	1,590.8	1,661.2	1,768.1

(注1)2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注2)剰余金の配当金額は利用分量割戻金です。

(注3)常勤役員数は他団体出向者を含んでいます。

(注4)全労済は生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(注5)2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更(支払余力算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

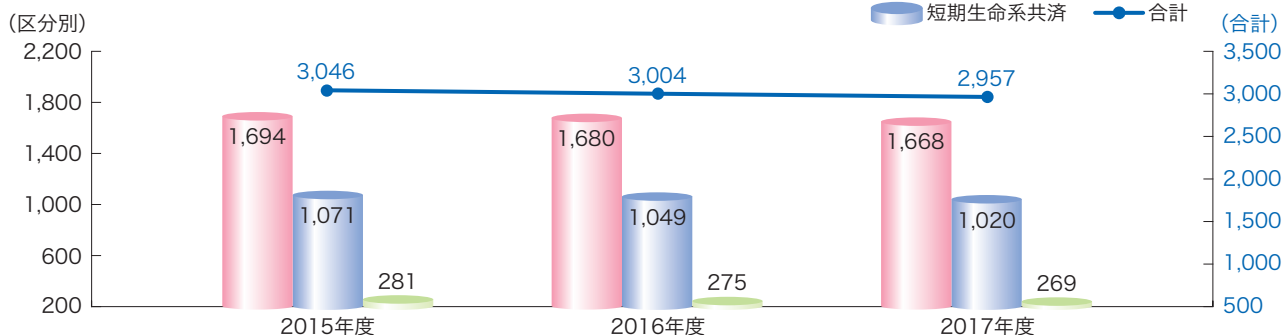
協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

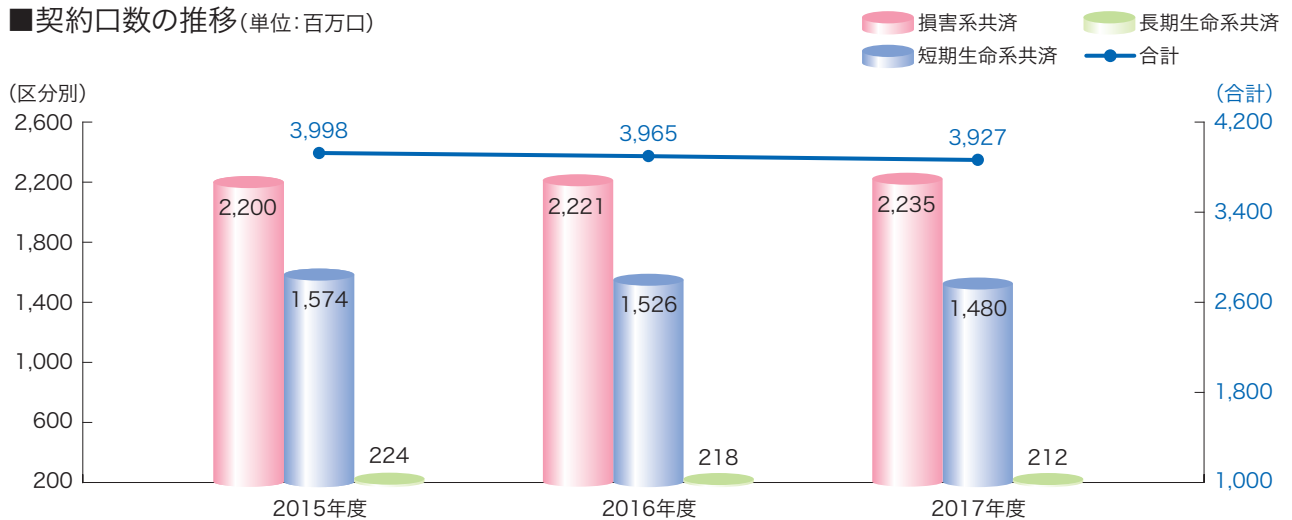
(2) 全労済の主な加入状況

■ 共済事業合計	契約件数: 2,957万件	契約口数: 3,927百万口
□ 損害系共済	契約件数: 1,668万件	契約口数: 2,235百万口
□ 短期生命系共済	契約件数: 1,020万件	契約口数: 1,480百万口
□ 長期生命系共済	契約件数: 269万件	契約口数: 212百万口

■ 契約件数の推移(単位: 万件)



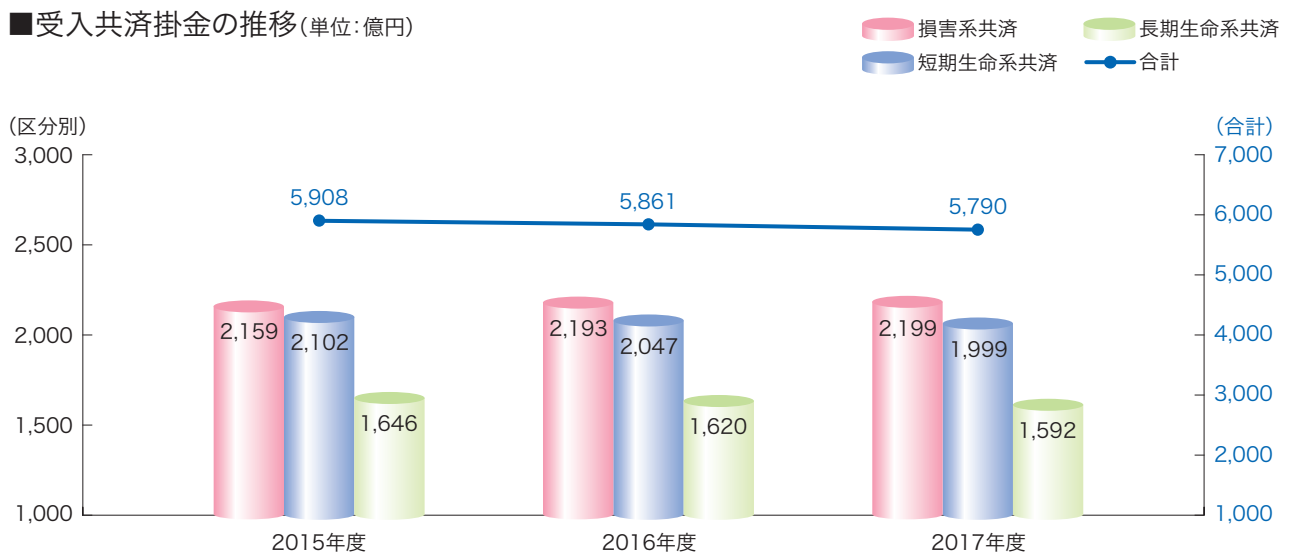
■契約口数の推移(単位:百万口)



(3) 受入共済掛金

2017年度の受入共済掛金は、前期比71億円(1.2%)減少し、5,790億円となりました。

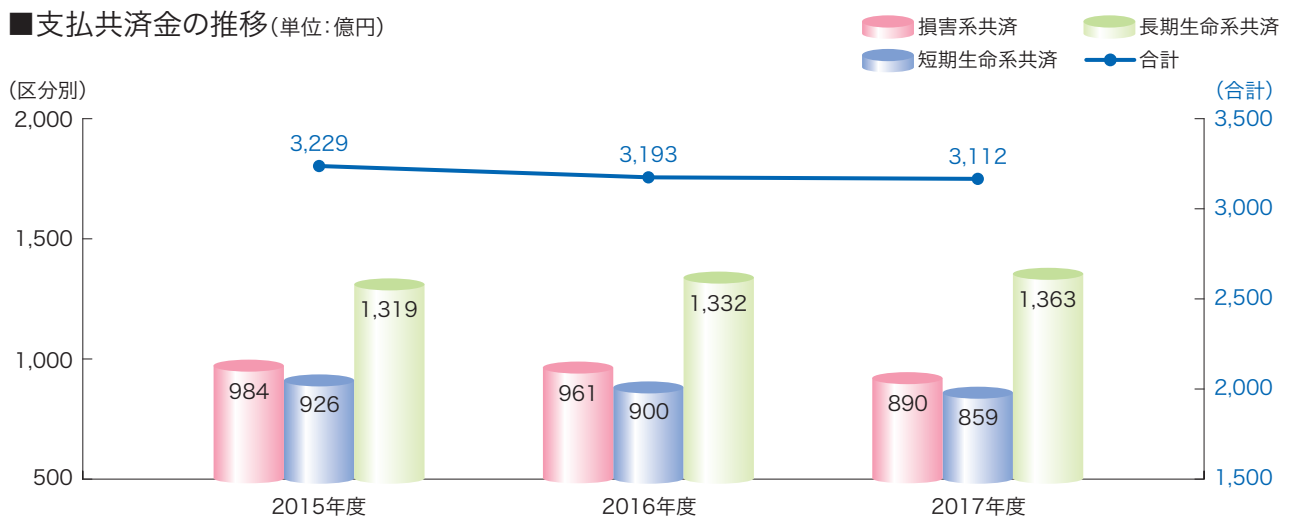
■受入共済掛金の推移(単位:億円)



(4) 支払共済金

2017年度の共済金のお支払いは、前期比82億円(2.6%)減少し、3,112億円となりました。

■支払共済金の推移(単位:億円)



(1) 資産

総資産は、前期比944億円(2.5%)増加し、3兆8,131億円となりました。

総資産のうち運用資産は、748億円(2.2%)増加し、3兆4,610億円(総資産に占める割合90.8%)となりました。

主な内訳は運用の中核である国債などの公社債2兆

5,774億円(同67.6%)、外国証券322億円(同0.8%)、現預金1,923億円(同5.0%)などです。

(2) 負債・純資産

負債の合計は、前期比654億円(2.0%)増加し、3兆3,745億円となりました。純資産の合計は、290億円(7.1%)増加し、4,386億円となりました。

負債のうち、資本性を有する負債といわれる異常危険準備金および価格変動準備金の合計は、4,782億円となっています。また共済契約準備金の合計は、将来生じうる共済金の支払いに備えた追加責任準備金の積み増しを行ったことなどにより、前期比558

億円増加し、3兆2,016億円となりました。

純資産の合計は、2016年度剰余金処分にもとづく法定準備金、任意積立金の増加などにより、290億円(7.1%)増加し、4,386億円となりました。

(単位: 億円、%)

	2016年度		2017年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 現金及び預金	1,786	4.8	1,923	5.0	136
2. 金銭の信託	2,515	6.8	2,636	6.9	121
3. 金銭債権	2,230	6.0	2,565	6.7	335
4. 有価証券	26,006	69.9	26,167	68.6	160
(1) 国債	14,788	39.8	15,409	40.4	621
(2) 地方債	2,574	6.9	2,703	7.1	129
(3) 社債	8,193	22.0	7,662	20.1	△ 531
(4) その他	451	1.2	393	1.0	△ 59
5. 貸付金	58	0.2	66	0.2	8
6. 運用不動産	18	0.0	20	0.1	1
7. その他の運用資産	1,248	3.4	1,235	3.2	△ 14
運用資産 小計	33,862	91.1	34,610	90.8	748
8. 業務用固定資産	723	1.9	740	1.9	17
9. 関係団体出資金	64	0.2	64	0.2	0
10. 繰延税金資産	2,180	5.9	2,335	6.1	155
11. その他資産	359	1.0	383	1.0	24
資産合計	37,187	100.0	38,131	100.0	944

	2016年度		2017年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 共済契約準備金	31,458	84.6	32,016	84.0	558
(1) 支払備金	910	2.4	870	2.3	△ 40
(2) 責任準備金	30,051	80.8	30,646	80.4	595
① 未経過共済掛金	1,099	3.0	1,062	2.8	△ 37
② 異常危険準備金	3,795	10.2	4,111	10.8	316
③ 共済掛金積立金	25,157	67.6	25,473	66.8	316
(3) 割戻準備金	498	1.3	500	1.3	2
2. 引当金	261	0.7	234	0.6	△ 27
3. 価格変動準備金	585	1.6	670	1.8	85
4. その他負債	787	2.1	825	2.2	38
負債合計	33,091	89.0	33,745	88.5	654
1. 会員資本	3,898	10.5	4,234	11.1	337
(1) 出資金	1,822	4.9	1,822	4.8	0
(2) 剰余金	2,075	5.6	2,412	6.3	336
① 法定準備金	529	1.4	584	1.5	56
② 任意積立金	1,182	3.2	1,348	3.5	166
③ 当期末処分剰余金	365	1.0	480	1.3	115
(うち当期剰余金)	278	0.7	337	0.9	59
2. 評価・換算差額等	199	0.5	152	0.4	△ 47
純資産合計	4,096	11.0	4,386	11.5	290
負債及び純資産合計	37,187	100.0	38,131	100.0	944

3 収支の状況

(1) 経常剰余金

経常剰余金は、前期比72億円増加して、914億円となりました。

経常収益は、6,817億円となりました。このうち受入共済掛金は前期比71億円(1.2%)減少し5,790億円となり、受入再共済金は4億円(4.4%)減少し77億円となりました。

一方、経常費用は、5,904億円となりました。このうち支払共済金は82億円(2.6%)減少し3,112億円となりました。共済契約準備金繰入額については、将来

生じうる共済金の支払いに備えた異常危険準備金等の積み増しにより595億円となりました。

資産運用純益は509億円となり、運用利回りは0.04ポイント低下し1.50%となりました。

この結果、経常剰余金は、前期比72億円増加して、914億円となりました。

(単位: 億円、%)

科 目	2016年度	2017年度	増減額	増減率
経常収益	6,888	6,817	△ 71	△ 1.0
1. 共済掛金等収入	5,956	5,881	△ 74	△ 1.2
うち、受入共済掛金	5,861	5,790	△ 71	△ 1.2
うち、受入再共済金	81	77	△ 4	△ 4.4
2. 共済契約準備金戻入額	393	397	4	1.0
3. 資産運用収益	529	526	△ 4	△ 0.7
4. その他経常収益	11	13	2	22.4
経常費用	6,047	5,904	△ 143	△ 2.4
1. 共済金等支払額	4,132	4,023	△ 109	△ 2.6
うち、支払共済金	3,193	3,112	△ 82	△ 2.6
うち、支払再共済掛金	208	206	△ 3	△ 1.3
2. 共済契約準備金繰入額	679	595	△ 84	△ 12.4
3. 資産運用費用	22	17	△ 5	△ 21.8
4. 事業経費	1,211	1,264	53	4.4
5. その他経常費用	4	5	1	33.6
経常剰余金	842	914	72	8.6
特別利益・特別損失	△ 95	△ 87	8	—
税引前当期剰余金	747	827	80	10.7
法人税等・法人税等調整額	104	131	27	26.3
割戻準備金繰入額	366	359	△ 6	△ 1.7
当期剰余金	278	337	59	21.3
当期首繰越剰余金	22	21	△ 0	△ 2.0
任意積立金取崩額	66	122	56	85.8
当期末処分剰余金	365	480	115	31.5

(2) 特別損益

特別利益・特別損失では、特別損失として保有資産の将来の価格変動に備えるための価格変動準備金を85億円計上したほか、地震等災害見舞金等のその他特別損失2億円を計上しました。

(3) 当期剰余金

当期剰余金は、前期比59億円増加し337億円となりました。

4 資産運用の状況

(1) 資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

長期共済等の資金を運用するにあたっては、公社債を中心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また総合的リスク管理のもと、許容される

リスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

(2) 運用環境

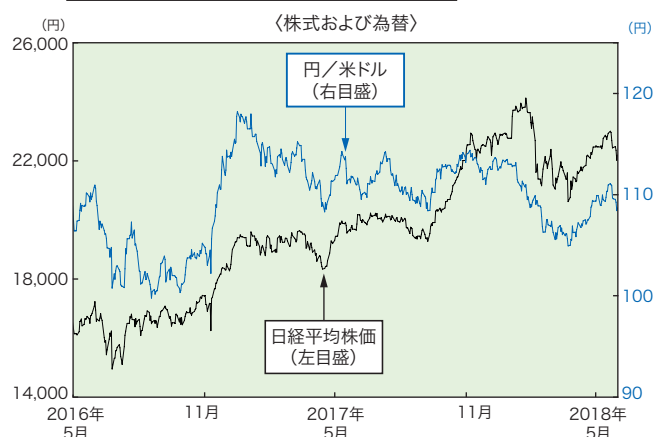
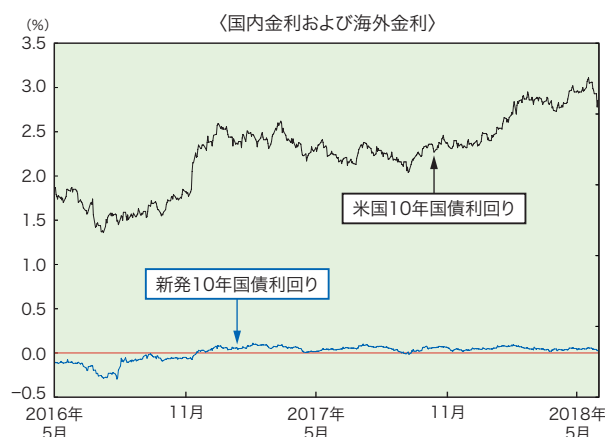
国内金利（新発10年国債利回り）は、日本銀行の10年国債利回りをゼロ%程度に誘導する金融政策が継続したことにより、年度を通じゼロ%近辺で推移しました。

海外金利（米国10年国債利回り）は、年度始の2.20%から堅調な米国経済を背景に追加利上げが実施されたことなどにより一時3%を超える水準まで上昇し、年度末は2.86%となりました。

日経平均株価は、年度始の19,651円から堅調な海外経済や企業業績への期待などを受けて上昇基調で推移し、年度末には22,202円となりました。

為替（円/米ドル）は、年度始の110.96銭から、米国の追加利上げを背景にドル高・円安基調で推移したのち、南欧の政治リスクへの懸念や、米国の保護貿易主義政策への警戒感からドル安・円高へと反転し、年度末には108.70銭となりました。

	2016年度末	2017年度末	前年度末比
新発10年国債利回り	0.04%	0.03%	-0.01P
米国10年国債利回り	2.20%	2.86%	0.66P
日経平均株価	19,651円	22,202円	2,551円
円/米ドル	110.96円	108.70円	-2.26円



(3) 資産運用概況

2017年度は、資産と負債の総合管理の観点から公社債の取得を行いつつ、公社債との比較優位を判断し相対的に利回りの高い外国証券も取得しました。

(単位: 億円、%)

	2016年度末		2017年度末		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
現預金	1,786	5.3	1,923	5.6	136
金銭債権	2,230	6.6	2,565	7.4	335
有価証券・金銭の信託	28,521	84.2	28,802	83.2	281
公社債	25,710	75.9	25,916	74.9	206
株式	20	0.1	19	0.1	△1
外国証券	2,649	7.8	2,653	7.7	4
その他の証券	141	0.4	214	0.6	73
長期貸付金	58	0.2	66	0.2	8
運用不動産	18	0.1	20	0.1	1
その他の運用資産	1,248	3.7	1,235	3.6	△14
運用資産 合計	33,862	100.0	34,610	100.0	748

資産運用純益は、前年度比で1億円増加の509億円、運用利回りは1.50%となりました。

(単位: 億円、%)

	2016年度	2017年度	増減
資産運用純益	507	509	1
運用利回り	1.54	1.50	△0.04P

(4) ESGへの取り組み

全労済では、お預かりした共済掛金を運用するにあたり、環境を含む企業の社会的責任に配慮した資産運用を行うことに努めています。2017年度は、ESGに取り組む企業に投資する株式型投資信託や、資金調達目的が環境に限定された債券を取得しました。

(注) ESGとは、環境(Environmental)、社会(Social)、企業統治(Governance)を意味します。

5 健全性を表す指標

(1) 修正自己資本

▶修正自己資本9,150億円 修正自己資本比率24.0%

自己資本が286億円増加したことに加え、価格変動準備金や異常危険準備金の増加により、修正自己資本は688億円増加し9,150億円、修正自己資本比率は24.0%となりました。

(単位: 億円)

摘 要	2016年度		2017年度		前年比較	
	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)	増減額	増減率(%)
自己資本	4,082	11.0	4,369	11.5	286	7.0
異常危険準備金	3,795	10.2	4,111	10.8	316	8.3
価格変動準備金	585	1.6	670	1.8	85	14.5
合計	8,463	22.8	9,150	24.0	688	8.1
総資産額	37,187	—	38,131	—	944	2.5

(2) 基礎利益

▶基礎利益1,643億円

費差益は4億円、利差損は10億円、危険差益は1,649億円となり、基礎利益は前期比193億円増加して、1,643億円となりました。

(単位: 億円)

摘 要	2016年度	2017年度	増減額
基礎利益	1,450	1,643	193
費差損益	8	4	△3
利差損益	△6	△10	△5
危険差損益	1,448	1,649	201

(注) 基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

(3) 支払余力比率

▶支払余力比率1,768.1%

リスクの合計額は、資産運用リスク相当額が増加したものの、一般共済リスク相当額が減少したことにより2億円減少しました。支払余力総額は、諸準備金の積立などにより704億円増加したため、支払余力比率は、前期比106.9ポイント上昇し、1,768.1%となりました。

(単位: 億円)

摘 要	2016年度	2017年度	増減額
支払余力総額(A)	11,253	11,958	704
リスクの合計額(B)	1,355	1,353	△2
支払余力比率 (A) / [(B) × (1/2)] × 100	1,661.2%	1,768.1%	106.9P

(注1) 消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規程にもとづいて算出しています。
(注2) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(4) 実質純資産

▶実質純資産額1兆6,730億円 実質純資産比率43.9%

実質純資産額は、有価証券の含み益は減少したものの、自己資本や資本性を有する諸準備金の積み増しを行ったことなどから、前期比798億円増加して、1兆6,730億円となりました。

(単位: 億円)

摘 要	2016年度	2017年度	増減額
実質純資産額	15,932	16,730	798
実質純資産比率	42.8%	43.9%	1.0P

(注) 実質純資産額は、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

6 責任準備金・自己資本積立計画の達成状況

責任準備金・自己資本の積立残高は1兆2,599億円、積立率は109.6%となり、計画を達成しました。

中期経営政策「Zetwork-60」における財務基本計画にもとづく責任準備金・自己資本積立計画においては、最終年度である2017年度末までに1兆1,000億円～1兆1,500億円規模の積み立てを計画していました。

最終年度である2017年度では885億円の積み立てを行い、責任準備金・自己資本の積立残高は1兆2,599億円、積立率は109.6%となり、計画を達成しました。

Ⅱ 事業運営と経営の健全性

1 総合的なリスク管理 ―組合員の信頼と負託に応える管理領域における取り組み―

保障事業を取り巻くリスクは日々、多様化・複雑化してきており、公共性の高い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切に管理することは重要な課題です。

全労済は総合的なリスク管理に関する3つの領域（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）について、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携を図りながら管理を行っています。

(1) 危機管理領域における取り組み:大規模災害などの非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火などの自然災害および大火などの非常災害に対する、事前、災害発生時および通常業務体制で処理できない異常時などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い大規模地震・自然災害などについて、全労済の重要業務を中断させないためのリソース、各業務の目標復旧時間の設定などをとりまとめています。

また、首都直下地震の発災を想定し、全労済会館などの機能や業務が一時停止した場合の行動や業

務手順をまとめた、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しています。

〈被災組合員への対応〉

大規模な自然災害や広域災害について、全労済では事前の対策、災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱いなどについて「大規模災害時被災者対応規程・細則」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

(2) 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員に対し保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的に、業務の適切性、財務の健全性の確保および収益性の向上に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

リスク管理に関する基本的な考え方を「経営リスク管理基本方針」として定め、方針にもとづき「統合的リスク管理」と「個別リスク管理」を実施しています。

●統合的リスク管理

事業全体のリスク、資本、収益を統合的に管理し、財務の健全性確保と収益性向上のため「統合的リスク管理(ERM)方針」「統合的リスク管理(ERM)規程」を定めています。

すべてのリスクを統合的に管理する部門としてERM推進部門を設置し、個別リスクを管理している経営リスク統括部門と連携し、リスクの統合的管理を実践しています。

また、組織内部に「ERM委員会」を設け、委員会における協議をもとに“どのようなリスクをどのように取っていくか”を規定した「リスク選好方針」を定め、その方針が中期経営政策や年度事業計画へ反映されています。

●個別リスク管理

リスクの種類ごとに「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を定め、体系的に整備し、リスクの情報およびリスク管理状況を管理しています。

①共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学などの専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震などの自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険などによる対応を行っています。

②資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスクなどが顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

③資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するととも

に、状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

④事務リスク管理

日常の業務において役職員などが正確な事務・業務を怠る（事務過誤）、あるいは事故・不正などを起こすこと（不祥事）により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアルなどの整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

⑤システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動などのシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用

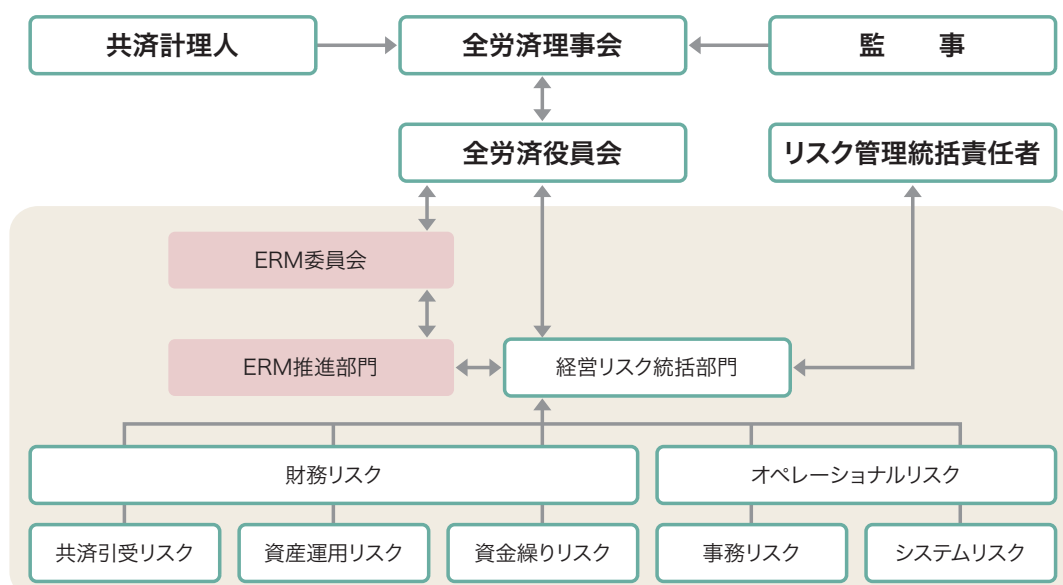
されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢を構築しています。

また、システム不備および不正使用、サイバー攻撃といった課題に対し、各種セキュリティ対策を実施するとともに、マニュアルなどによる適切な業務の徹底および役職員への教育研修をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

なお、内部監査や監督省庁の監督・検査などにより、客観的な視点からシステムリスク管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制のしくみは遵守されているかなどの評価を受け、適切なシステムリスク管理態勢の構築に向けての取り組みもすすめています。

■経営リスク管理体制



2 コンプライアンスへの取り組み

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則などを遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応じていく事業体としてコンプライアンスの組織風土の醸成を図っています。

共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に運営し、社会的責任を果たしていくことが重要な課題です。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

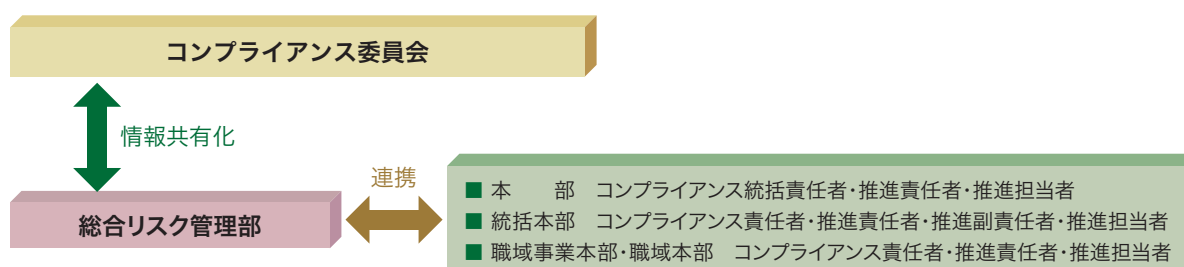
また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルプライン

ン制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を展開していくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員・お客さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

■全労済コンプライアンス推進体制

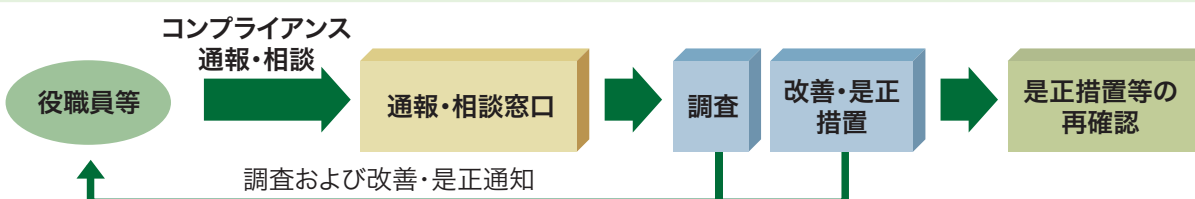


3 全労済ヘルプライン制度

全労済ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライアンス経営の健全性向上を図り、社会的信頼に応じていくことを目的とし、次の課題の達成を目指しています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正を図る。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備を図る。

■制度の基本的な流れ



「全労済ヘルプライン規程」にもとづき、通報者等の権利保護や秘密の保持がされます。

全労済コンプライアンス基本方針

全労済は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず、協同組合に従事するものの使命であり、社会的な要請や組合員・お客さまの期待に応えていくための組織や事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めていきます。

1. 社会的要請、組合員・お客さまの期待に応える事業活動

- 全労済は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- 全労済は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- 全労済は協同組合として、組合員・お客さまの豊かで安心できる暮らしの実現をめざし、生活の保障に係わる有用な商品（共済商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、組合員・お客さまに提供していきます。
- 全労済は共済商品・サービス等の提供を通じて、組合員・お客さまの暮らしに係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

3. 経営の健全性と内部統制機能

- 全労済は共済生協として、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、組合員・お客さまの万一の事故や災害等にそなえて十分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- 全労済は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査、モニタリング等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めていきます。
- 全労済は組合員・お客さまからお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めていきます。

4. 業務の適正化と不断の改善

- 全労済は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めていきます。
- 全労済は苦情受付専用窓口等により、組合員・お客さまの声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じていきます。

5. 情報の開示とコミュニケーション

- 全労済は組合員・お客さま、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めていきます。
- 全労済は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、また内部通報制度（全労済ヘルプライン）等により、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めていきます。

6. 人権の尊重と自由な組織

- 全労済はすべての関係者の人権・人格を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、障害の有無など多様性を認め、これらにもとづく差別を行いません。
- 全労済は職責、職務の差異に係わらず、従業者一人ひとりの創造力と自主性を尊重し、それらが事業活動に活かされる組織的な仕組みを整備し、自由で活力ある組織風土を形成することに努めていきます。
- 全労済は従業者の健康を守るとともに、安全でゆとりのある職場環境を確保し、実現して行くことに努めていきます。

7. 社会貢献と環境保全活動

- 全労済は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。
- 全労済は地球環境をより良い状態に維持していくことが自らの責務であることを自覚し、「全労済環境方針」のもとに環境保全活動に取り組んでいきます。

全労済役職員行動基準

私たちは、協同組合の活動に従事するものとして、協同組合の理念とともに社会の要請や組合員・お客さまからの期待に適切に応えていくことを使命とし、これらを組織や一人ひとりの個人の積極的かつ創造的な行為と考えています。そのため、私たち一人ひとりが、主体的に全労済のあたらしい組織と事業の姿をつくりあげていきます。

(1) たすけあいの全労済として、運動と事業の発展のために努力します。

私たちは、組合員・お客さまとともに「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」をめざし、協同組合としての運動と新しい時代の事業の発展のために、力を尽くしていきます。

(2) 法令・社会規範等を遵守するとともに、高い倫理性をもって行動します。

私たちは、法令、社会規範、諸規則等をその目的・趣旨に沿って正しく理解し事業や業務の遂行に当たるとともに、高い倫理性にもとづき誠実・正直に責任ある行動をとります。

(3) 組合員・お客さまのくらしの問題解決に向けて、創造性を発揮します。

私たちは、事業活動を通じて良質な共済制度・商品の開発から各種サービスの提供に至るまで、どのように組合員・お客さまのくらしの問題解決やその支援が果たせるのかを念頭に、創造性を発揮し行動していきます。そのために、組合員・お客さまから頂いた苦情や意見に真摯に耳を傾けていきます。

(4) 組合員・お客さまのニーズに応え、業務の改善に取り組みます。

私たちは、事業の目的にそって適正に業務を遂行していくため、組織内で定められた諸規程、規則、マニュアル類に沿って行動するとともに、組合員・お客さまのニーズに適切に対応できるように、常に業務の再点検や必要な改善に取り組んでいきます。

(5) 情報の安全管理に努め、組合員・お客さまの情報を守ります。

私たちは、業務上知りえた情報、特に組合員・お客さまの個人情報・データについては細心の注意をもって取り扱うとともに、事故を発生させないよう十分な安全管理に努めていきます。

(6) リスク情報の共有化を図り、再発防止等に努めます。

私たちは、法令違反・不正・反倫理的行為等の防止に努めるとともに、違反行為等が発生した場合には原因の究明を徹底して行い、これらの情報の共有化と認識の徹底を図り、再発防止や未然防止に向けた対策や改善に取り組んでいきます。

(7) 認め合い、お互いを尊重する職場をつくります。

私たちは、個人の多様な価値観を認め合い、一人ひとりのプライバシーを守るなかで、誹謗や中傷、差別的な言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人格を無視する行為のない、お互いを尊重する職場づくりに努めていきます。

4 個人情報の保護

組合員・お客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいます。

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行に伴い「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定めました。また、2016年1月のマイナンバー制度の開始に伴い「個人情報保護方針」を「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」に改正し、新たに「全労済特定個人情報保護規程」を定めました。全労済ではこれらの方針・規程等

にもとづき、組合員・お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置などの強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

(1) 組合員・お客さまの個人情報の取り扱い

「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」を、ホームページ上で公表するとともに、ショップ窓口などにおいては組合員・お客さまの目に触れやすい

場所に掲示して、組合員・お客さまの個人情報の取り扱いの周知に努めています。

(2) 個人情報保護の責任体制

組合員・お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように整えています。

- ① 全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など

個人情報保護全般にわたり責任を負うものとします。

- ② 本部・統括本部等における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。
- ③ 個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

(3) 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設などへの物

理的な対策、役職員の教育など人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的にすすめています。

5 反社会的勢力への対応

全労済は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 組織として対応します。

反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関と連携します。

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢

力であると知らずに関係を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で速やかに関係を解消します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応を行います。

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供は絶対に行わない。

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対行いません。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

ー組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについてー

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

全労済は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

全労済では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

① 組合員・お客さまが同意されている場合

② 法令により必要と判断される場合

③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合

④ 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア. 共同利用する旨

イ. 共同で利用される個人データの項目

ウ. 共同して利用する者の範囲

エ. 利用する者の利用目的

オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

(1) 全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。)制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。

(2) 全労済は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および(一社)日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

(3) 全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止等

全労済は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

6 情報開示

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項を掲載しています。

これらの資料以外にも、各統括本部、職域事業本部、職域本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



全労済ファクトブック
年1回
報道機関・ファイナンシャルプランナー等の
オピニオンリーダー向けに発行



全労済ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



Annual Report
(英文/年次報告書)
年1回
海外向けに発行



セイフティ・ファミリー
組合員向けに発行



全労済NEWS FILE
年6回
ファイナンシャルプランナー等の
オピニオンリーダー向けに発行



News&Communication
随時(2017年度は21回)
報道機関向けに発行



機関誌「zenrosai」
年2回
協力団体向けに発行



社会貢献活動レポート
年1回
協力団体・報道機関等向けに発行



「組合員・お客さまの声」報告書
年1回
組合員・一般生活者向けに発行

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要



■お問い合わせ

ご加入や現在のご契約、共済金請求をはじめ各種お問い合わせをお受けしています。

■お見積もり

簡単に各種共済のお見積もりができます。また、一部の共済の申込手続きができます。

■資料請求

簡単なフォーム入力でご希望の保障の資料請求ができます。

ホームページ

(URL : <https://www.zenrosai.coop>)

ホームページでは、共済商品の案内や掛金見積もり・申込手続き、全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載、資料請求の受け付けなどを行っています。

「全労済のあんしんのタネ(笑顔を咲かせるみんなの情報)」では、暮らしのあんしんに寄り添う情報発信の充実に努めています。

■全労済のあんしんのタネ(笑顔を咲かせるみんなの情報)

あんしんのタネでは、私たちが暮らしの中で抱えているさまざまな「不安」や、保障に対する「疑問」が少しでも「あんしん」に変わり、心や暮らしが豊かになり、みんなが笑顔になっていただけるような情報を発信しています。

〈あんしんのタネでお届けする3つの情報〉

●保障のヒント

保障に関する疑問・不安を少しでも解消できるような情報をお届けします。

●あんしんニュース

あんしんして暮らせるような役立つ情報をお届けします。

●あんしんトーク

生活者の声など、心や暮らしが豊かになる情報をお届けします。



■ピットくんの森

全労済公式キャラクター「ピットくん」のプロフィールやピットくんが出演しているCMなどを紹介しています。



■全労済のみんなの防災

いつ起こるかかわからない災害に対して、防災・減災のために何をすればいいのかなどを紹介しています。



■全労済公式キャラクター「ピットくん」



ピットくん

いつも笑顔で「あんしんのタネ」をはこぶ優しい妖精

たんじょう日：5月5日 こどもの日

せいべつ：男の子

おきさ：肩に乗るくらい。小さい桃の種1つ分の重さ。

せいかく：はずかしがり屋。でも、勇気があってがんばり屋さん。

好きな食べ物：甘いもの。とくに花の蜜。

とくぎ：昼寝。木の笛を吹くこと。葉っぱの風車を回すこと。

いつまでもみんなが笑顔で暮らせますように…

そう願いながら、あんしんのタネをとどけています。

Ⅲ 事業活動

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

Ⅲ

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

1 共済商品の特長

※各商品の詳細については、最寄りの窓口または全労済ホームページなどでご確認ください。



人の保障

全労済が提供している遺族保障、医療保障、障がい・介護保障、老後保障の商品の特長を、個人向け共済と団体向け共済に分けて紹介します。

(1) 個人向け共済

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済
熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済
終身生命共済・個人長期生命共済



キッズワイドタイプ キッズタイプ キッズ満期金付プラン 医療タイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ
がん保障プラス 終身医療5000 総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ 生きる安心タイプ
生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ 傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ シニア医療タイプ シニア総合タイプ
シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ 医療プラス 総合プラス

特長

- 全労済が提案する「保障設計」の考え方にもとづき、満0歳のお子さまからシニアの方まで、年齢や保障目的に合ったタイプをご用意しています。
- 各タイプの組み合わせで幅広いニーズにお応えすることで、ご家族一人一人に合ったムリ・ムダのない必要な保障を実現します。

総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年)があります。
- 〈終身医療プラン・定期医療プラン〉
- 最高満80歳まで保障の『定期医療プラン』と、一生保障の『終身医療プラン』があります。
 - 入院日額は3,000円～10,000円まで1,000円単位でお選びいただけます(年齢・職業等によって異なる場合があります)。
- 〈終身介護プラン・定期介護プラン〉
- 介護保障に絞った『終身介護プラン』と、医療保障とセットになった『定期介護プラン』があります。

いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン



特長

- 入院、手術、死亡保障があり、共済期間は5年です。
- これまで健康上の理由で共済加入をあきらめていた方や、通院治療中の方であっても、加入引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 入院日額は3,000円または5,000円のいずれか、死亡共済金は4つのコース(最高300万円)からお選びいただけます。

新せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 終身型と定期型(5年・10年)があります。
- 不慮の事故などによる死亡の場合は、病気による死亡の倍額を保障します。
- リビングニーズ特則が利用できます。

〈終身生命プラン〉

- 一生涯保障が続き、掛金の払い込みは一定期間で満了します(更新による掛金のアップはありません)。
- 病気などの死亡保障として、最高2,000万円まで選べます。
- 医療保障プランをつけることができます。

〈定期生命プラン〉

- 病気などによる死亡保障として、最高3,000万円まで選べます。

ねんきん共済

個人年金共済

特長

- 老後の年金保障に死亡保障がついた共済制度で、最高年額は90万円です。
- 確定年金と終身年金の2種類あり、暮らしの変化に合わせた自由な設計ができます。
- 公的年金の受給開始までの備えとして活用できます(確定年金)。
- 個人年金保険料控除の対象になります(税制適格タイプ)。

(2) 団体向け共済

団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 団体としてまとめて加入し、死亡、障がい、医療などの万一に備えるための、団体の構成員が相互にたすけあう共済制度です。
- 最高5,000万円の死亡・重度障がい保障（基本契約）をベースに、団体ごとに病気入院特約や傷害特約などの特約を付帯できます。
- 同じ団体に所属している構成員なら、年齢や性別にかかわらず掛金は同じです（団体の口数平均年齢で掛金が決まります）。
（注）年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群別掛金のしくみもあります。
- 団体の構成員と一緒に配偶者とお子さまも加入でき、家族ぐるみで、大きな安心が得られます。

新離退職者団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の共済制度です。満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入でき、最高満80歳まで更新できます。
- 契約は1年ごとの自動更新です。
（注）満71歳の更新日に保障内容・掛金が変わります。
- 死亡・重度障がい（基本契約）は、最高500万円まで、入院（災害入院特約・病気入院特約）は、1日あたり最高5,000円まで保障します。

新団体年金共済

新団体年金共済

特長

- 団体でまとめて加入し、無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。
- 積立方法が自由で、月払い、半年払い、年払いをベースに、ライフサイクルに合わせて掛金額の増減、随時払いが活用できます。
- 積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受取時に医療保障、介護保障、遺族保障、年金での受け取りの中から保障を選択（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）できるプランがあります。

慶弔共済

総合（慶弔）共済

特長

- 労働組合などの団体の構成員全員で加入し、加入者やご家族の慶弔の際に、見舞金や祝金をお支払いする制度です。
- いろいろな型をご用意。団体のニーズに合わせて選択できます。
- 掛金は型により一人月額6円から143円まで（1口）。型ごとに10口まで加入できます。

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動
Ⅲ

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要



住まいの保障

「全労済の住まいる共済」は火災共済と自然災害共済があります。また、エコ住宅にお住まいの方には、エコ住宅専用のプランがあります。

全労済の住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済
自然災害共済・個人賠償責任共済



特長

火災共済

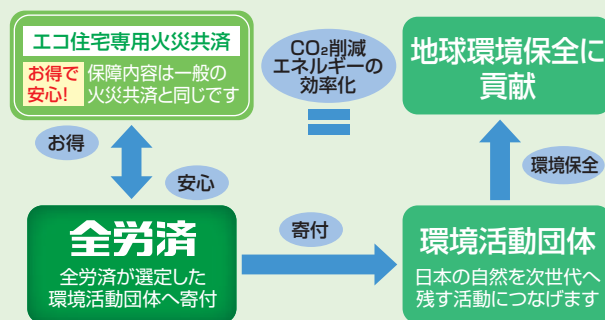
- 火災はもちろん、落雷や他人の住居からの水ぬれや風水害まで、幅広く保障します。
- 最高保障額は、住宅4,000万円、家財2,000万円。住宅・家財合わせて6,000万円の大型保障です。
- 70%以上の焼破損は全焼損扱いとする加入者本位の保障内容です。
- 火災などのときは、再取得価額(被害にあったものと同程度のものを取得するために必要な額として全労済が定めた額)を基準に保障します。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。
- 建物の柱の材質(木質など、鉄骨造、コンクリート造)、所在地などにより加入基準が設定されています。
- 住宅+家財、住宅のみ、家財のみの3つのパターンで加入できます。
- 一口あたりの掛金は全国一律です。

エコ住宅専用プラン



全労済の住まいる共済

- 火災共済の掛金を割引した地球環境にやさしいプランです。
- オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プランです。



特長

自然災害共済

- 風水害から地震、盗難、傷害まで、幅広く、きめ細かく保障されます。
- 自然災害共済は、火災共済に付帯する保障プランです。大型タイプ・標準タイプのいずれかをお選びください。
- 風水害の被害で最高保障額は4,200万円です。
- 地震、津波、噴火などによる損壊・焼損の被害で最高保障額は1,800万円です。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。



くるまの補償

マイカー共済

自動車総合補償共済



特長

- 無事故割引等級は最大22等級・割引率は最高64%と、安全運転を続ける優良ドライバーに有利です。
- 新車割引や、運転者年齢条件35歳以上補償があります。
- 人身傷害補償は過失割合にかかわらず、契約補償額の範囲内で全労済基準による実損害額で補償します。
- 車両損害補償も内容充実。一般補償に付随諸費用補償を付帯すると、代車費用や身の回り品等の損害を補償します。
- 事故時には、24時間・365日の事故受付体制。専任スタッフが適切なサポートをいたします。事故受付後は、全国ネットのマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉を行いますので安心です。
- ドライブ中のアクシデントや故障時の対応として、マイカー共済ロードサービスをご用意しています(サービスのご利用には一部制限があります)。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済



特長

- 自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)により、すべての自動車に加入が義務づけられています。
- 全労済の各窓口や自動車分解整備事業者共済代理店で、お手続きいただけます。

交通災害共済

交通災害共済

特長

- 交通事故に備える共済です。
- 年齢、健康状態にかかわらず加入でき、共済期間は1年です。
- 交通事故による死亡は、最高600万円まで保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障があります。
- 6種類の型があります(都道府県により、ご加入いただけない型があります)。

2 組合員向けサービス

(1) 組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」

地域加入の組合員を中心に、2003年1月より身近な情報紙として、組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を発行しています。あわせてホームページ上の組合員特典ページの展開を行い、組合員とのコミュニケーションの強化に向けた取り組みをすすめています。

組合員から寄せられた貴重なご意見などについては、内容の分析をすすめながら、事業活動に生かす取り組みを行っています。そして、お住まいの地域に応じて各都道府県の独自情報を同時に発信し、より身近な情報紙の実現を目指しています。

また、「WEBセイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」を作成しており、（全労済）ホームページからも閲覧いただけます。「WEBセイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」の提供により、紙資源の消費を減らすエコ活動に取り組むとともに、組合員との永続的な関係の構築をインターネット環境でも実現していきます。



(2) SFサービス（セイフティ・ファミリーサービス）

全労済は、保障を通じてだけではなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約1,000店（2018年10月1日現在）と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしを取り

巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスについて、組合員だけの特別割引や特典などがご利用いただける「SFサービス（セイフティ・ファミリーサービス）」を提供しています。パソコン、スマートフォンからクーポンを取得できます。

(3) 組合員（ご契約者）専用「マイページサービス」

全労済のインターネットサービスにある組合員専用の「マイページサービス」にご登録いただければ、24時間いつでもどこでもご契約内容の確認などができます。スマートフォンにも対応しています。

※ご利用には、登録専用ページにて事前のお手続きが必要です。

※ご契約内容や所属している団体によってはご利用いただけない場合があります。

主なサービスの内容

① ご契約内容の確認

ご契約内容や保障額の合計などをご確認いただけます。

② 各種お手続き

住所や口座の変更や、共済掛金払込証明書（保険料控除申告用）の再発行申請ができます。

③ こくみん共済の加入申込手続き

ご契約者本人の加入申込手続き（新規・追加・変更）ができます。

④ 全労済からのお知らせ

個人向けのお知らせや組合員の皆さま全体に向けたお知らせなど、さまざまな情報をご確認いただけます。

⑤ 組合員特典サービス

お得なクーポンやサービス情報などをご確認いただけます。

● 組合員特典ページ



● ご契約一覧ページ



(4) 健康・介護等電話相談（ほっとあんしんコール）

「ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」、「いきいき応援」（「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む）に加入いただいている

方を対象に、日常の生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽に相談いただける電話相談サービスを実施しています。

■電話相談サービス

①健康相談

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

②育児相談

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

③介護相談

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、看護師・ケアマネージャーがお答えします。

④年金相談

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

⑤税務相談

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

⑥法律相談

一般的な法律相談について、弁護士がお答えします。

24時間
・
365日

週3回
・
当日
予約制

週1回
・
当日
予約制

■電話による情報提供サービス

①全国の医療機関情報

ご希望地域の病院や診療所の情報を提供します（直接紹介や医療診断は行いません）。

②介護施設情報

ご希望地域の介護事業所などの情報を提供します（直接紹介は行いません）。

③在宅介護情報

全労済と連携している各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。

※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。

24時間
・
365日

平日
9:00
～
17:00

※「ほっとあんしんコール」の受付電話番号は、ご加入後、契約証書の送付時にご案内します。

(5) ライフサポートサービス

死亡・重度障がいとなった際は、社会保険をはじめとしたさまざまな手続きを行わなければならない、「いつ、どこで、どんな手続きをすればいいのか」という不安を抱えます。

全労済では、そうした負担を少しでも軽減できるよう

必要な諸手続きを中心とした情報提供を行い、同時に契約の承継や遺された家族の将来にわたる生活保障設計などの相談を行うライフサポートサービスを各都道府県で実施しています。

(6) 保養所

保養所を開設し、組合員の皆さまの保養と健康増進のお手伝いをしています。

・勤労者保養センター 越中庄川荘

（〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4984-1 TEL. 0763-82-5111）



3 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれからの生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社にたよるのではなく、組合員一人一人がどのように生きていくか、何が必要かを考え、組合員自らがその設計を行っていかねばならないと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

生涯生活保障設計運動

生涯にわたる信頼関係の実現と永続的な事業活用

生活保障設計運動

生活設計(保障計画・資金計画)の提案

保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計(保障計画+資金計画)に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かな暮らし」を実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。



(2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体(労働組合や共済会)においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。

全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々(労組執行部・福利厚生担当者)を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座

を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月に全国展開がスタートし、プランナー修了者は全国で20,793名となっています(2018年5月末現在)。

「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスです。具体的には、公的なFP(ファイナンシャル・プランナー)資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行っています。

講座は、標準講座(8時間)と基本講座(2時間)を用意しています。



4 保障の考え方

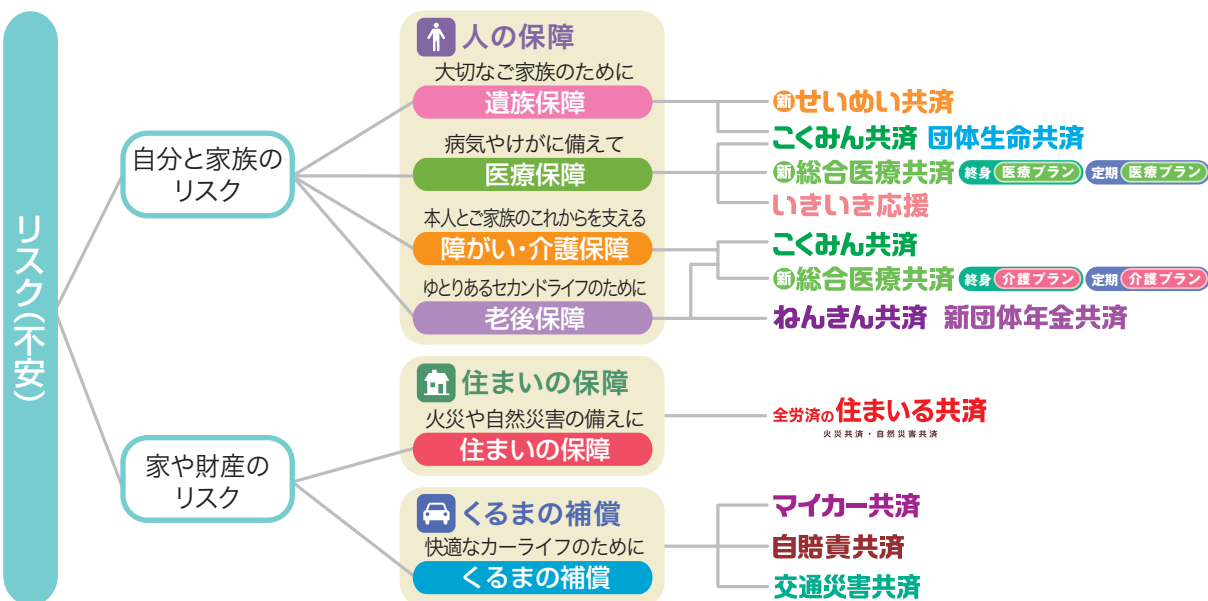
全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障の充実と家計支出の軽減を図ることをすすめています。

(1) さまざまなリスク(不安)から、自分のリスクをみつめる

私たちの身の回りには数多くのリスクが存在します。まず、どのようなリスクがあるのか確認し、それを予防・軽減・回避する対策を講じておくことが、必要な保障を考えるうえで大切です。これが「生活保障設計」の第一歩です。さまざまなリスクから毎日の生活を守り、一人一人に合

った保障設計をしていただくために、全労済は①遺族保障、②医療保障、③障がい・介護保障、④老後保障、⑤住まいの保障、⑥くるまの補償の6つの分野に分け、それぞれについて必要な保障額の目安や考え方を提案しています。

■リスク(不安)とその対策1(全労済の共済での保障)



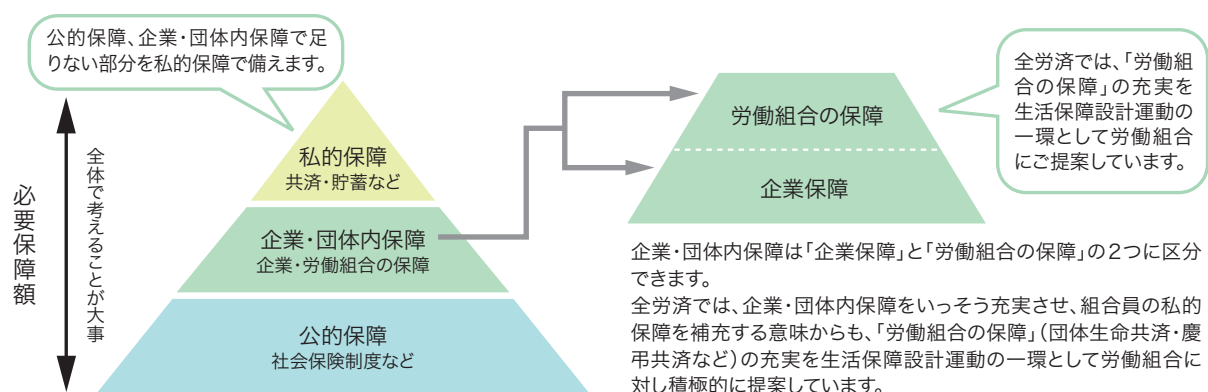
(2) 公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障(共済や貯蓄など)」だけで補おうとするのではなく、「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしく

みや保障内容を知り、それでも足りない部分を「私的保障」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることを目指しています。

■リスク(不安)とその対策2



5 共済の推進

(1) 共済の推進活動

生活協同組合である全労済を構成するのは、全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域において、それぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

①職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購入生協でいう共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

②地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

③窓口での推進

保障に関する相談や手続きが行える窓口(共済ショップなど)を全国216カ所(2018年5月末現在)に開設しています。

④共済代理店での推進

全国13の労働金庫では、共済代理店として「ろうきんローン専用 住まいる共済」などの募集業務を行

っています。また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2018年5月末現在 1,077工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。これらの共済代理店においては、お客さまの希望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

生協共済代理店では、コープ共済連が統括代理店となり、128の地域生協においてCO・OP火災共済、CO・OP生命共済《新あいあい》の呼称で、全労済の元受制度の募集業務を行っています。

⑤ホームページでの推進

各種共済の資料請求や掛金見積もり、申込手続きなどを24時間365日受け付けしています。

⑥広告宣伝活動

新聞などへの広告掲載やチラシ(ZENROSAINews)の配付を行っています。

勧誘方針

1. 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
2. 組合員の皆さまに共済内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めていきます。
3. 共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済推進(郵送加入等)を

行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。

5. 共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ確かな共済金の支払いに努めていきます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。
7. 組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

(2) 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済の会員共済生協に出資金をお支払いいただければ、組合員となることができ、各種共済に加入できます。

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されています。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契

約が失効となった場合などで、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡のうえ、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

(3) 申込手続きと注意喚起情報など

①申込手続き

全労済の会員共済生協の組合員となっていたいたうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

②契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

6 共済金支払いまでの流れ

共済金の請求は、共済契約者（または共済金受取人）からの共済事故発生の連絡（受け付け）に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いをすすめます。なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。



人の保障

共済金センター
☎0120-580-699
受付時間 平日9:00～19:00
土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始はお休み)

こくみん共済・新総合医療共済・新せいめい共済など

病気・けがによるご請求

病気やけがによる、共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

病気やけがでの入院 病気やけがでの手術 死亡

職場の労働組合や社員会等の団体を通じてご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

病気やけがの状況などをご連絡ください。
ご連絡いただきました内容を元に、共済事故の受付処理を行います。
処理が完了次第、共済金のご請求に必要な書類などをお送りします。

step 3 書類の記入と提出

全労済よりお送りした書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
※ご請求に必要な書類は、傷病の原因や状況により異なります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



住まいの保障

住宅損害受付センター
☎0120-131-459
受付時間 24時間365日

住まいる共済（火災共済・自然災害共済）

火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害などにより、住宅被害を受けた場合の共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

火災 落雷 暴風雨 降ひょう 地震 盗難

職場の労働組合や社員会等の団体を通じてご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

被害状況などをご連絡ください。

step 3 被害状況の確認（全労済）

原則として、全労済担当者が直接被害状況などを調査します。その際に、立会いをお願いすることがあります。

step 4 書類の記入と提出

全労済よりお渡しした書類に必要な事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
消防署が発行する罹災証明書などの添付書類が必要となる場合があります。

step 5 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



くるまの補償

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
受付時間 24時間365日

マイカー共済など

自動車事故によるご請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求の手続きについてご案内します。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。
※必ず事前にお近くの警察に事故の届け出をしてください。

step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

step 3 事故対応

ご自身の損害や相手方への対応について具体的に打ち合わせします。
共済金を請求いただく書類の提出が必要となることがあります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類と合意された内容にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

(1) マイカー共済のサービス

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国76カ所の損調サービスセンターに約800名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約150名体制で、24時間※365日の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00～21:00のみの対応。

マイカー共済 ロードサービス

ドライブ中のアクシデントや故障時の対応として、マイカー共済ロードサービスをご用意しています(サービスの利用には一部制限があります)。

- ・自力走行不能な場合のレッカー搬送
- ・30分以内の路上クイックサービス(一部有料)
- ・燃料切れ時ガソリンなどお届けサービス(1共済契約期間1回のみ、10Lまで無料)

☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

24時間 コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

交通事故証明書 取得サービス

共済金の請求に伴う「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

(2) マイカー共済の事故時の対応

事故発生時

事故受付

事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

☎0120-0889-24※

※携帯電話、PHSからもご利用いただけます。
IP電話等、ご利用いただけない場合は、03-6628-4600(有料)までお願いします。

現場急行

現場急行サービス(24時間365日)

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請(一定要件にもとづく)があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、サポートします。

対応・示談

事故初期対応

土・日・祝日(9:00～21:00※)もサポート ※19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応を電話等でサポートします。

示談交渉

示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

事故後のフォロー

事故の相談

自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

☎0120-8740-16
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
9:00～21:00 365日受付

Ⅳ 社会貢献活動

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

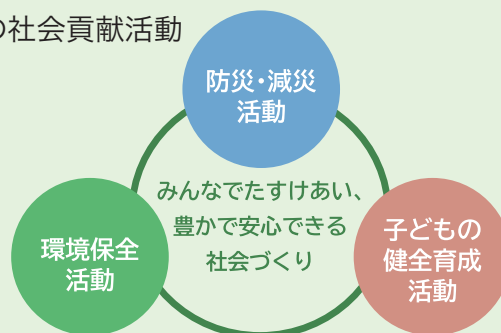
協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

1 全労済の社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され持続するために、「防災・減災」「環境保全」「子どもの健全育成」の活動を重点分野と位置づけ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

■全労済の社会貢献活動



2 2017年度のハイライト

(1) 防災・減災活動と子どもの健全育成活動

2017年度は、防災・減災活動と子どもの健全育成活動の一環として、「子育てイベント」への出展や幼稚園・保育園での「全労済のよみきかせ会」を実施しました。

① 子育てイベントへの出展

「子育て応援団すこやか」イベントは、子育て支援に対する意識を高め、安心して家庭を築き、子どもを産み育てることに希望が持てる社会づくりを目指しています。その主旨は、全労済の社会貢献活動の「防災・減災」分野と「子どもの健全育成」分野に一致しています。2017年度は高知県、宮城県、大分県、福井県、広島県にて出展し、「ぼうさいえほん」を使用した「よみきかせ会」や「ぼうさいクイズ」を実施しました。



② 全労済のよみきかせ会

全労済では、2012年11月より「全労済のよみきかせ会」を実施しています。はじめは東日本大震災にて被災した子どもたちの心のケアと健全育成を目的に実施しました。その後、小さな子どもたちの防災意識を高めるために「じしんがきたらぼうさいえほん〈ぼうさい〉」を作成し、全国各地の幼稚園・保育園や防災・減災、子育てイベントにて読み聞かせを実施しています。



「じしんがきたらぼうさいえほん〈ぼうさい〉」は、防災意識を家庭でも普及させることを目的に、0歳～小学校低学年の子ども向けに発行した冊子です。安全安心キャラクターのはるかぜちゃんが表紙を飾るこの冊子は、「ねているときにじしんがきたら?」「そとであそんでいるときにじしんがきたら?」などのクイズ形式で楽しみながら、子ども自身が自分の身を守るためにどう行動したら良いかを考え、学ぶことができるように構成されています。

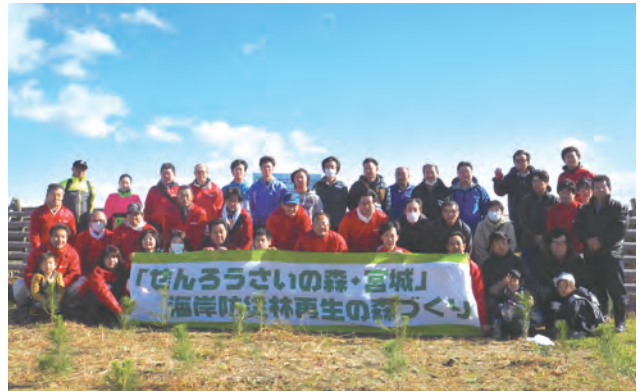


(2) 被災地を支援する取り組み

① 東日本大震災

● ぜんろうさいの森づくり活動

2017年11月に東日本大震災で被災した海岸防災林の再生活動「ぜんろうさいの森づくり活動」として、組合員・協力団体の皆さまと協力し、約800本のクロマツ苗の植樹を実施しました。



② 平成28年熊本地震

熊本地震の被災者が少しでも「心の和み、穏やかな気持ち、支えあうことの大切さ」を感じていただき元気になる支援を行いました。

● 映画鑑賞

映画「はなちゃんのみそ汁」の上映会を行った後、主演の広末涼子さん、原作者の安武信吾さん、安武はなちゃんによるトークショーを行いました。イベント終了後、広末さんは、被災者の皆さまを元気づけるため、西原村・益城町の仮設団地を訪問されました。

● 食育運動

仮設団地にお住まいの方に呼びかけし、「蕎麦植え」から「収穫・脱穀」までを体験し、最後は手打ち蕎麦をつくり、おいしくいただきました。また、親子参加型



の「味噌づくり」を開催し、大豆・塩・麴から自家製味噌づくりに挑戦していただきました。



3 継続的な取り組み

(1) 子どもの健全育成のための取り組み

“次代を担う子どもたちとご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい”という願いを託し、全労済ホール／スペース・ゼロ(東京都)などで「全労済文化フェスティバル」を毎年開催しています。

●全労済文化フェスティバル

2017年度からは、例年の春開催に加えて、「全労済文化フェスティバル2017夏」と題し、夏にも開催することとしました。

夏開催では、45回目を迎える日本児童・青少年演劇団協同組合(児演協)と共催の「夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」と、メーテルリンクの作品を原作としたミュージカル「青い鳥」、「アートアドベンチャー」をテーマに展示&体験アートイベントを行った「こどもアート」の3つを開催し、多くの子どもたちと、ご家族の皆さま総勢7,711名の方々にご来場いただきました。

27回目となる春開催では、“子どもから大人まで、それぞれの世代で楽しんでいただける”をキャッチフレーズに、コンサート・演劇・ミュージカル・古典芸能などの7作品を上演し、期間中6,167人の皆さまに楽しんでいただきました。



来場の様子



こどもアート



子どもたちに大人気のミュージカル



大人も楽しめる古典芸能

(2) 防災・減災のための取り組み ～ぼうさいカフェ～

全労済は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に、出前講座として推進している「ぼうさいカフェ」を2008年2月から実施しています。

●ぼうさいカフェ

楽しく分かりやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲームなど、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもか

ら大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで、全国各地で開催しています。

〈実施状況〉

開催年度	実施回数※	開催年度	実施回数※
2007	2	2013	42
2008	2	2014	49
2009	7	2015	56
2010	8	2016	68
2011	35	2017	39
2012	35	合計	343

※実施回数には「ぼうさいカフェ」のほかに、全労済独自の防災・減災に関するイベントを含みます。

●「ぼうさいカフェ」開催報告

(2017年6月1日～2018年5月31日)

イベント名	開催日	開催場所
第94回自治労福岡県職員労働組合定期大会	2017年 6月23日(金) ～6月24日(土)	久留米市田主丸文化総合複合施設「そよ風ホール」(福岡)
子育て応援団すこやかあきた2017	2017年 7月29日(土) ～7月30日(日)	秋田県立武道館
高知県防災危機管理展2017	2017年 7月29日(土) ～7月30日(日)	高知だばさんセンター
きらキッズ『おしごとチャレンジ』	2017年 8月 6日(日)	東邦ガス ガスエネルギー館(愛知)
全労済ふれあいフェスタ2017	2017年 8月23日(水)	横浜市関内ホール(神奈川)
ぼうさいフェスタ in グランドプラザ2017	2017年 9月 3日(日)	グランドプラザ(富山)
防災キャンプ IN 舞鶴公園	2017年 9月 3日(日)	福岡市「舞鶴公園」
コープおおいた65周年記念イベント「ぼうさいカフェ」	2017年 9月 9日(土)	大銀ドーム(大分)
第106回自治労福岡県労働組合定期大会	2017年 9月22日(金) ～9月23日(土)	糸島市「伊都文化会館」(福岡)
AKITA 防災キャンプフェス	2017年 9月23日(土) ～9月24日(日)	赤十字秋田看護大学・同短期大学 グラウンドおよび構内
「生協まつり2017」防災コーナー	2017年10月 1日(日)	サンメッセ香川
防災・減災セミナー	2017年10月14日(土)	石川県地場産業振興センター
全駐留軍労働組合長崎地区本部 定期大会と同日開催のぼうさいカフェ	2017年10月14日(土)	全駐労組合事務所(長崎)
コープぎふ フェスタ in 飛騨	2017年10月15日(日)	世界文化センター(岐阜)
くらしフェスタ東京2017	2017年10月20日(金) ～10月21日(土)	新宿駅西口広場 イベントコーナー(東京)
「マツヤマお城下リレーマラソン2017」 防災コーナー設置	2017年10月21日(土)	城山公園(愛媛)
スズキ労働組合磐田支部 秋祭り	2017年10月28日(土)	スズキ(株)磐田工場(静岡)
おはら祭り	2017年11月 3日(金)	鹿児島市「天文館付近」
第23回わいわい祭	2017年11月 5日(日)	勾当台公園いこいの広場(宮城)
ぼうさいカフェ in ワイヤーママ秋の大運動会	2017年11月19日(日)	大分市「ガレリア竹町ドーム広場」
「第36回生協まつり」防災コーナー設置	2017年11月25日(土)	城山公園(愛媛)
小田急労働組合 マラソン大会	2017年12月 2日(土)	こどもの国 長津田(東京)
三菱重工労働組合長船支部全労済推進委員会 ライフプランセミナー(ぼうさいカフェ)	2018年 1月27日(土)	長崎新聞文化ホール アストピア
「住まいとくらしの総合フェア in 岐阜」への出展	2018年 2月17日(土) ～2月18日(日)	岐阜産業会館
ぼうさいカフェ in いとまん	2018年 2月25日(日)	糸満市南公民館(沖縄)
きらキッズ「セーフティーチャレンジ」	2018年 3月11日(日)	東邦ガス ガスエネルギー館(愛知)
全労済文化フェスティバル『オズの魔法使い』と 同時開催のぼうさいカフェ	2018年 3月17日(土)	三重県総合文化センター 文化会館大ホール
ぼうさいカフェ in 生協まつり	2018年 3月24日(土) ～3月25日(日)	山口きらら博記念公園
「家族でたのしくまなぶ防災・減災フェア2018」	2018年 3月25日(日)	福井県産業会館
ぼうさいカフェ in 筑紫野	2018年 4月14日(土)	イオンモール筑紫野(福岡)
ぼうさいカフェ2018 in サンポート高松	2018年 4月22日(日)	サンポート高松(香川)
第89回福岡メーデー	2018年 4月28日(土)	福岡市「舞鶴公園」
第89回京築・田川地区メーデー	2018年 4月28日(土)	行橋総合公園(福岡)
連合大分中央メーデー「ぼうさいカフェ」	2018年 4月28日(土)	大分市若草公園
ぼうさいカフェ in かごしま	2018年 4月28日(土)	中央公園(鹿児島)
ぼうさいカフェしまね	2018年 4月28日(土)	松江市北公園(連合島根中央メーデー会場)
2018メーデー 防災・減災ブース	2018年 4月29日(日)	なかいち広場(秋田)
ぼうさいカフェ2018 in さかいで塩まつり	2018年 5月13日(日)	瀬戸大橋記念公園(香川)
電機連合福岡地協主催 組合員交流イベント	2018年 5月26日(土)	サンライズ杷木(福岡)

(3) 事業活動を通じて環境に貢献する取り組み

2000年8月25日、美しい地球環境を守り、協同組合らしさを発揮して環境活動をすすめるため、「全労済環境方針」を作成しました。全労済本部を中心に、次の環境活動に取り組んでいます。

全 労 済 環 境 方 針

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)は、美しい地球環境を守るために、協同組合らしさを発揮して、環境活動をすすめます。

[方針]

全労済は、勤労者を中心とする生活者のための共済生活協同組合、「保障の生協」として、共済商品の開発・改善、および組合員・協力団体への推進活動を行う共済事業を行っています。

全労済の事業活動における環境影響の大きな項目については、環境負荷の軽減と汚染の予防をすすめ、システムの継続的改善により、さらなる環境向上を目指します。

全体として、『すぐできる環境活動』を考えて、毎日の話し合いを通じアイデアを出し合い環境活動を行います。

1. 省資源・省エネルギー・エコライフなど環境に配慮した共済商品の開発・改善・推進に努めるとともに、共済商品の管理水準を高めてサービスの向上を目指し、推進活動に関わる媒体や、資材の削減に努めます。
2. 環境汚染を未然に防止するとともに、環境保全とパフォーマンスの継続的な改善を図ります。

3. 環境関連の法令、条例、その他全労済が受け入れを決めた事項を順守します。

4. 次の事項を重点テーマとして、効果的な取り組みを行います。

① 省エネルギーの推進による地球温暖化防止への貢献

② 「3R」活動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を行い、省資源への貢献

リデュース(廃棄物の発生抑制) リユース(製品・部品の再利用) リサイクル(資源の再利用)

③ 自動車の排ガス管理による大気汚染・健康被害の防止への貢献

5. 環境保全型社会を構築するための社会的活動に広範に取り組めます。

6. オフィスにおける省エネルギー、紙の使用量の削減、排出物のリサイクルをすすめます。また、事務用品・備品等の使用量削減と、グリーン購入をすすめます。

① エコ住宅専用 全労済の住まいる共済

エコ住宅専用 全労済の住まいる共済は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて全労済から環境活動団体へ掛金の一部を寄付する共済です。

通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になる社会にも組合員にも優しい共済商品です。

2017年度は、環境活動を展開する次の4団体に、1,800万円を寄付しました。

■公益社団法人 国土緑化推進機構

「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業

■公益財団法人 日本環境協会

■公益財団法人 日本自然保護協会

■公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

② 環境保全のための取り組み

●事業活動分野

マイカー共済の損害調査対応時に、自動車の修理部品としてリサイクルパーツの利用促進を行っています。

また、会議資料のペーパーレス化を促進しています。

●オフィス活動分野

全労済本部事務局全体が取り組む共通の環境保全課題として、電気使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、事務用品使用量の削減、グリーン購入の推進などの課題に取り組んでいます。

●ビル管理分野

全労済会館のビル設備運用に関する環境法令、都条例の順守を中心に、空調運転時の室温管理や廃棄物管理などの手順を定め、設備運用面での環境負荷の低減を目的とした活動に取り組んでいます。全労済会館の室温基準については、夏季は26～28℃に、冬季および中間期は23～26℃に設定し、年間を通じて冷暖房負荷の抑制に努めています。

全労済の住まいる共済

エコ住宅
専用

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

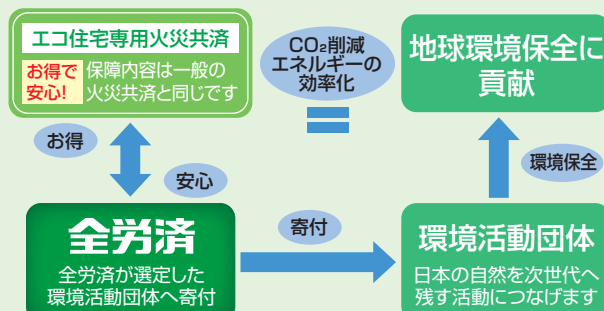
下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅が対象です。

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池(例 エネファーム)
- オール電化住宅の電気設備
給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。
電気料金の割引適用等で確認することができます。
- 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(例 エコキュート)
- 家庭用ガスコージェネレーションシステム(例 エコウィル)
- 潜熱回収型給湯器(例 エコジョーズ)
- 高効率石油給湯器(例 エコフィール)

火災共済の掛金を割引した地球環境にもやさしいエコ住宅専用プランです。

1口あたりの年払掛金が木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、マンション構造は1円割引となります。

※掛金の払込方法は、年払いのみです。



(4) 社会福祉団体への支援

全労済では、1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人などの団体へ、継続して支援を行っています。2017年度も外部有識者などによる審査委員会にて、以下の24団体を選定し、助成金を交付しました。

団 体 名	事 業 名
学校法人 日本社会事業大学	高齢者・障害者の意思決定支援の方策・啓発事業
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	ICF(国際生活機能分類)の概念を活用した福祉用具サービスの事例集 作成事業
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会	福祉用具専門相談員向けのリハビリ専門用語ミニ解説集の制作及び質の向上に関する事業
一般財団法人 長寿社会開発センター	「地域での活動と健康に関する調査」の分析研究と報告会の開催
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	人生の最終段階における意思決定支援を図るため、国民に対する情報提供・普及啓発の在り方について検討することを目的とした市民フォーラムを開催
公益社団法人 虹の会	老人福祉施設入所者等レクリエーション活動支援事業
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	障害当事者が参加する地域防災の事例研究とシンポジウム事業
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター	ロービジョンの一般就労をテーマとした全国セミナーの開催事業
社会福祉法人 日本点字図書館	視覚障害者の情報収集支援事業
公益財団法人 テクノエイド協会	障害者・高齢者の安全・安心な移乗に関する情報提供事業
一般財団法人 全日本ろうあ連盟	国連障害者権利条約に関する調査事業
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	「全国盲ろう者大会」の開催
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	地域社会と障害者団体の関わりと障害者理解にかかる啓発促進
社会福祉法人 日本盲人会連合	視覚障害当事者の運動の歴史「日本盲人会連合70年史」作成事業
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	日本の視覚障害者の現状に関する情報提供事業
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	障がい者スポーツの普及拡大および競技団体の基盤強化事業
社会福祉法人 日本介助犬協会	身体障害者の自立と社会参加のための介助犬普及啓発活動 ～重度肢体不自由者が介助犬を伴って交通機関等を利用する事例集作り～
特定非営利活動法人 日本セルフセンター	障がい者就労支援事業所職員のための営業基礎研修
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	東京メトロバリアフリー・視覚障害者への情報提供事業
公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本	2018年第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知 インクルージョン・レガシー事業
特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会	情報提供施設におけるICTを活用した聴覚障害者への情報保障についての調査・研究事業
公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	シンポジウム「東京オリンピック・パラリンピックの開催とバリアフリー施策」(仮題) シンポジウム「『我が事・丸ごと』地域共生社会の今後の展望」(仮題)
特定非営利活動法人 日本せきずい基金	Walk Again 2018 神経再生シンポジウム事業
公益財団法人 日本チャリティ協会	パラアート(障害者アート)国際交流活動事業

(5) その他の取り組み

① 将来を担う共済および協同組合などの研究者の育成

共済および協同組合などの研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程(博士後期課程)を対象とした給付奨学生(奨学金年額60万円)を募集しています。

全労済は、この給付奨学生の取り組みが、1人でも多くの共済および協同組合などの研究者の育成につながることを期待しています。

② インターンシップ

学生の就業体験支援の一環として、毎年インターンシップ実習生の受け入れを夏休み期間に行っています。実習内容は多岐にわたり、協力団体への訪問など貴重な経験を積むことができます。

③ シンポジウム・セミナーの開催、調査研究活動の展開など

全労済の基本三法人の1つである一般財団法人全労済協会を通じた公益的な活動として、勤労者福祉や社会保障をテーマにしたシンポジウム・講演会やセミナーをはじめ、さまざまな調査研究活動を行っています。

- シンポジウムの開催(2017年11月:東京)
- 講演会の開催(2018年5月:北海道)
- 調査研究活動の展開
- 公募委託調査研究報告書の刊行(6冊)
- 退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座の開催(東京・大阪)
- 寄附講座(慶応義塾大学・中央大学)
- 広報誌(毎月1回)および季刊誌(年4回)の発行

V 協同組合との連携・提携

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

1 協同組合間の協同の活動

(1) 労働金庫・生協との事業提携

①労働金庫との事業提携

労働者福祉を目的とする労働金庫(ろうきん)と全労済は、〈ゆとり・つながり・たすけあい〉をキーワードとする「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」を2009年3月に公表し、実現に向けた協同宣言を発表しました。ろうきんと全労済は、働く人たちの自主的な福祉事業団体として、働く人たちの生活を豊かにするための金融・共済サービスに取り組んでいます。

また、ろうきんは全労済の共済代理店として「ろうきんローン専用 住まいる共済」および「全労済の住まいる共済」を取り扱っています。

今後は、これまで以上に生活者・市民活動との連携を強める中で、新しい金融や共済のニーズを見出し、生活者が必要とする商品・制度・サービスを、協同組織のパートナーシップを通じて提供することを目指す

します。これらの取り組みにより、ろうきんと全労済は金融と共済というそれぞれの本業を通じて、地域社会の新しい基盤づくりと、たすけあい、思いやりのある社会の創造に奉仕します。

②コープ共済連との事業提携

コープ共済連およびその会員の地域生協では、全労済の共済代理店として、「CO・OP火災共済」「CO・OP生命共済《新あいあい》」の呼称で、全労済元受制度の募集業務を行っています。

協同組合間協同にもとづく取り組みとして、具体的には、各地域生協と全労済各都道府県推進本部の間で組合員向け教育宣伝・保障相談会や防災・減災イベントなどを協同で実施しています。

(2) 日本共済協会への参加

「共済事業を行う協同組合」の社会的な役割を強めるための協同の必要性が指摘され始めたのは、1960年代のことです。

その後、共済事業は順調に発展を続けてきましたが、団体相互の連携は、根拠法が異なっていたこともあり、充分ではありませんでした。そこで、JA共済連・全労済・JF共済連・共済保険研究会の四者の間で具体的な検討が始まりました。まず、1988年に「共済団体連絡協議会」が発足し、1992年に「社団法人日本共済協会」が結成され、2013年4月に「一般社団法人日本共済協会」となりました。

日本共済協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、地域社会における農林漁業者、中小企業者、勤労者などの生活の安定および福祉の向上に貢献する」ことを目的として、次のような活動を行っています。

- ①協同組合・共済の研究者・実務者による「共済理論研究会」の開催
- ②会員団体等の共済団体役職員のスキル向上と情報提供のための教育・研修会の開催
- ③協同組合・共済事業について、広く社会に理解を深めるとともに、さまざまな社会問題を考えていくことを目的とした「日本共済協会セミナー」の開催
- ④会員団体間の協力と連携の促進
- ⑤海外の共済団体等との交流と連携の促進
- ⑥会員団体の共済事業に関する一般相談・苦情相談の電話による対応業務
- ⑦ADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)にもとづく法務大臣の認証を受けた紛争解決支援業務
- ⑧月刊誌「共済と保険」や統計資料「共済年鑑」等の発行

■日本共済協会会員・賛助会員

会 員	●全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) ●全国共済農業協同組合連合会(JA共済連) ●全国共済水産業協同組合連合会(JF共済連) ●日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連) ●日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連) ●全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連) ●全国生活協同組合連合会(全国生協連)	●全国共済生活協同組合連合会(生協全共連) ●全日本火災共済協同組合連合会(日火連) ●全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) ●全国自動車共済協同組合連合会(全自共) ●一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) ●共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)
賛助会員	(第I種賛助会員) ●公益社団法人全国農業共済協会(NOSAI全国)	(第II種賛助会員) ●防衛省職員生活協同組合(防衛省生協) ●中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連) ●神奈川県民共済生活協同組合(神奈川県民共済)

(3) 日本協同組合連携機構(JCA)への加盟

農協、生協、漁協など、日本国内の協同組合の中央組織は、各種協同組合運動の相互連携、国際的な協同組合運動との連携強化を目的として、1956年に「日本協同組合連絡協議会(JJC=Japan Joint Committee of Co-operatives)」を設立しました。全労済は、1992年にこれに加盟し、協同組合の国際活動に伴う連携・協力などの活動をすすめてきました。

2018年4月には、協同組合が地域で果たす役割・機能の可能性を協同組合セクター自らが広げるために、JJCを改組・発展させた「日本協同組合連携機構(JCA)」が設立されました。“持続可能な地域のよりい暮らし・仕事づくり”と生活者に身近な社会問題の解決を目指して、協同組合間のさらなる連携がすすめられています。



2018年2月27日(火) JCA設立に関する記者会見後の写真撮影



日本協同組合連携機構(JCA)のロゴマーク

(4) 国際協同組合年記念協同組合全国協議会(IYC記念全国協議会)への参加

国連は2012年を「国際協同組合年(IYC=International Year of Cooperatives)」に定めました。これを受け、全労済と日本国内の協同組合は、2010年に「2012 IYC記念全国実行委員会」を立ち上げ、IYCに向けて、協同組合の価値や役割を広く社会に知らせる活動や、協同組合の発展につながるさまざまな取り組みを行ってきました。

2013年には、この実行委員会の目的を継承した「IYC記念全国協議会」が設立されました。その活動の中で、2015年3月には、宮城県仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」へ参加し、協同組合による東日本大震災からの復旧・復興活動や地域に根ざした防災・減災活動の紹介などを行いました。

その後も毎年7月開催の「国際協同組合デー記念中央集会」や、各種イベントでの広報ブース出展、東日本大震災被災地訪問を通じた学習・現地協同組合との交流等の活動を継続的に展開しています。

※2012国際協同組合年(IYC)とは

2009年12月の国連総会で、世界が抱える貧困、金融・経済危機、食料危機、気候変動といった重要課題の解決に向けて、協同組合が大きな役割を果たすことを期待し、2012年を国際協同組合年とすることが決議されました。



■「JCA」と「IYC記念全国協議会」の構成団体

「JCA」構成団体(一般社団法人 日本協同組合連携機構 1号会員(社員))

(2018年8月末現在)

全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)
 全国農業協同組合中央会(JA全中)
 全国農業協同組合連合会(JA全農)
 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
 全国厚生農業協同組合連合会(JA全厚連)
 農林中央金庫
 株式会社 農協観光
 株式会社 日本農業新聞
 一般社団法人 家の光協会
 日本生活協同組合連合会(日生協)
 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
 日本医療福祉生活協同組合連合会(日本医療福祉生協連)
 全国大学生生活協同組合連合会(全国大学生協連)
 全国漁業協同組合連合会(JF全漁連)
 全国森林組合連合会(Jforest全森連)
 日本労働者協同組合連合会(日本労協連)
 一般社団法人 全国労働金庫協会
 一般財団法人 全国農林漁業団体共済会

「IYC記念全国協議会」構成団体

全国中小企業団体中央会(全国中央会)
 生活クラブ事業連生活協同組合連合会
 一般社団法人 全国信用金庫協会
 一般社団法人 全国信用組合中央協会(全信中協)
 共栄火災海上保険株式会社
 ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン
 労働者福祉中央協議会(中央労福協)
 日本文化厚生農業協同組合連合会(文化連)

2 国際活動

全労済は、日本国内だけでなく、世界の協同組合や相互扶助を実践する組織との協同・連帯も大切にしています。

歴史、文化、社会経済の発展状況が国によって異なるように、協同組合運動もまた多種多様な形で発展してきました。協同組合運動に参加する12億人の協同組合人をはじめ、世界の人々との交流を通じて互いの経験を共有し、学びあうことは、人と人とのつながりを大切にする協同組合組織にとって非常に意義があることだと全労済は考えています。そして、世界の協同組合運動の発展が世界平和にも寄与し、社会的な公正を高め、人々の暮らしや福祉を向上させるこ

とになるという信念のもと、国際活動を行っています。

具体的には、国際協同組合同盟(ICA)、国際協同組合保険連合(ICMIF)に加盟し、それぞれの活動への参画や会員団体との交流を通じて、協同組合運動の国際的普及と推進のための開発活動や、海外の協同組合や相互扶助の保険団体などの社会的経済組織をはじめとするさまざまな団体との情報交換を行っています。

(1) ICAへの参加

全労済は、1992年にICAへ加盟し、世界の協同組合が直面する課題について相互協力するなどの活動を行っています。

「国際協同組合同盟(ICA=International Cooperative Alliance)」は、1895年に設立された世界の協同組合の連合組織です。世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と、国際的な協同組合間協同の促進、世界の平和と

安全への貢献を目的として、国際機関への提言・意思反映活動、国際会議の開催、情報発信などを行っています。現在、110カ国から317以上の団体が加盟しており、参加の組合員数は12億人を超える世界最大のNGOです。

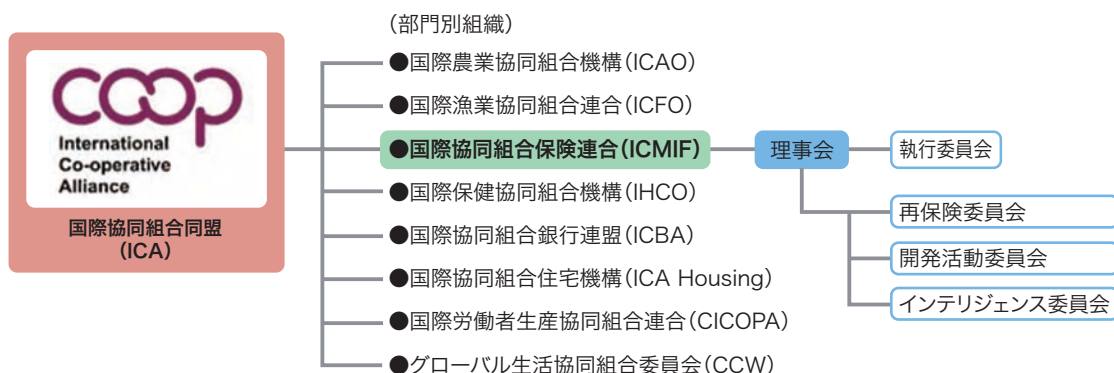
(2) ICMIFへの参加

全労済はICMIFおよびICMIF会員団体との連携を強化しています。

1962年に、全労済は日本の共済団体として初めて、ICAの専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深める活動を開始しました。この保険委員会は、その後名称を「国際協同組合保険連合(ICMIF=International Cooperative and Mutual Insurance Federation)」と改め、今日に至っています。現在では、67カ国から217以上の団体が加盟しています。

全労済は、ICMIF理事会の一員となり、その活動全般に貢献するとともに、ICMIFおよびICMIF会員団体との連携を強化しています。また、地域事務局である「アジア・オセアニア協会」へも参画し、開発援助活動として、セミナーの開催や研修生の受け入れなどを行っているほか、調査活動などを通して共済・協同組合保険の普及に貢献してきました。

■ICA・ICMIF 組織機構図



VI 全労済の組織と概要

1 全労済のあゆみ

(1) 前史

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年には、「日本協同組合同盟」が結成され、賀川豊彦氏が会長になりました。1946年、金融制度の民主化の中で、「保険業法」改正に際し、協同組合にも保険事業を認めようという案が、いったんは文章化されます。しかし、隣接業界等の反対により、ついに「協同組合保険」は実現しませんでした。その後、協同組合関係者は、各種協同組合法の立法にあたり、「共済」という形で事業の根拠を創り出していきました。

1947年農協法成立、1948年生協法成立、1949年中小企業等協同組合法成立。いずれにも「共済事業」が規定されました。

そして、北海道共済連（農協）、野田醤油生協などをかわきりに、協同組合による共済事業は、大きく進展します。



労金協会の総会で挨拶する賀川豊彦氏（1958年6月）

(2) 創設期

1950年前後から、労働組合や生協関係者の間にも、労働者福祉運動の一つとしての共済事業に関する関心が高まり、労働組合福祉対策中央協議会（中央労福協）や、日本生協連が共済事業を提唱します。

労働組合を中心とした共済活動は、こうした時代を背景に、1954年12月に大阪で始まり、翌1955年には新潟で、また1956年には富山・長野・北海道・群馬・福島にも誕生しました。いずれも、発足にあたって、まず火災共済事業を手がけました。

特に新潟では、発足のわずか5ヵ月後に大火災に遭遇しましたが、組合員の総力をあげて取り組んだ結果、掛金収入を上回る給付金の支払いという困難を乗り越えることができ、共済事業の歴史に残る一步を標すことになりました。

この大火災を契機に、各地で共済事業が始まるとともに、さらなる非常事態や大災害に備えるために、事業の全国組織化が急がれることになりました。



新潟大火（1955年10月）

(3) 基礎確立期（労済連時代）

1957年、事業を開始していた18都道府県労済は、その中央組織として、「全国労働者共済生活協同組合連合会」（労済連）を結成し、火災再共済事業を開始し、翌1958年に、労済連は正式に「消費生活協同組合法」にもとづく法人として、厚生大臣の許可を得ました。

また、火災再共済に次いで同年、労済連元受制度として「生命共済」を開発、続いて1962年には「総合共済」（慶弔共済）を開始し、労働組合との協力関係

を広げながら、労済の基礎固めをすすめました。

全国には、火災共済事業を実施する各県労済生協が続々と設立され、1964年、埼玉労済の設立をもって、全都道府県（本土復帰前の沖縄を除く）に展開することになりました。一方では、世界各国の保険協同組合の実情を学び、労済運動の発展に役立てるため、1962年「国際協同組合保険委員会：ICIF」（現国際協同組合保険連合：ICMIF）に加盟しました。

1964年に発生した新潟地震の際、新潟福対協と労済連は、総額で火災共済金の額に相当する見舞金の給付を行いました。団結とたすけあいの精神を発揮したこの対応は、その後の労済運動の飛躍に大きく貢献するものとなりました。

さらに、労済連は、勤労者の要求に確実に応えていくために事業の一層の充実を目指し、「団体生命共済」、「交通災害共済」、大型の生命共済である「希望共済」と、次々に事業を拡大していきました。1971年には、“加入者が加入者を”を合言葉に、自主的な加入を呼びかける一方、全国統合運動を開始しました。

1969年には関東地方の1都8県が中央労済連に結集し、さらに、1971年には近畿地方の2府2県が集まって近畿労済連を創立しました。こうして、地方ごとの組織統合をすすめながら、最終的には、全国の組合員の力を結集して、事業活動の安定と飛躍的な発展を図り、労働者の生活と権利を確実に守っていくために、全国統合へ向かって歩みをすすめていきました。

やがて、全国統合準備委員会が発足して3年後の1976年、労済連設立以来の念願であった全国統合が実現の運びとなりました。

(4) 運動発展期(全労済時代)

全国統合は、労済運動20年の実績をふまえ、運動方針、共済制度、損益会計、機関・事務局運営の一本化を実現しました。略称も「労済連」から、「全労済」に改めました。

共済制度は、例えば、これまで県によってまちまちだった火災共済の掛金が、全国一律年額90円に引き下げとなり、風水害給付金に加わって一段と改善されるなど、全国統合によるメリットを最大限に活かして、大きく改善されました。

1980年には、全国統合の一定の定着を基礎として、80年代の指針となる第一次長期計画を策定しました。この中では、具体的な活動の基本方針として、組織基盤の拡大と、労働者の生活保障要求の全般にわたる事業化などを掲げました。

以後、全労済は各地で発生する自然災害や大気災害にその対応力を強めながら、着実に発展を続けました。

1983年には、労済運動を、地域における生活者層に広げる方針を実現するため、「こくみん共済」を実施し、短期間のうちに成果をあげました。また、高齢化社会に備えた総合的な生活保障の仕組みを目指して、1984年「ねんきん共済」を、1986年「医療・新希望共済」を実施しました。また、1987年には、「マイカー共済」の元受化を開始しました。1988年「せいめい共済・総合医療共済」、1990年には、生涯保障として「終身共済」を開始しました。これらの制度内容は、時代とともに変化する組合員の要求に応じて、着実



新潟地震(1964年6月)



全労済創立総会(1976年10月)

に改善されてきました。

1990年代に入り、全労済は、第一次長期計画の基本方針を土台に、第二次長期計画を策定し、「社会的な役割の強化」と「総合生活保障事業の展開」をその大きな課題として取り組んできました。

1996年には、「車両共済」、1997年に「自賠責共済」を開始しました。

1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」に対しては、全国的な救助・支援活動を展開するとともに、185億円余にのぼる見舞金・共済金の支払いを行ってきました。このことを契機とし、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2,500万人署名活動に取り組んだことが大きな力となり、1998年5月「被災者生活再建支援法」を成立させることができました。また、同年の総会で「高齢者の自立支援」を目的とした、介護サービス事業に取り組むことも決定しました。

1999年には、21世紀初頭(1999年度～2009年度)を展望する「全労済21世紀ビジョン」を策定し、その実現に向けて取り組みを開始しました。2000年に「自然災害共済」を、2002年には「団体生命移行共済」を開始しました。

2002年に決定された「21世紀経営改革方針」にもとづき、民主的な討議を踏まえながら、経営改革を着実にすすめ、2005年9月より事業本部の再編、全国的組織機構改革、役員制度改定などを実施しました。

創立50周年を迎える2007年には、「あたらしい全

労済の理念」を制定しました。この理念を将来にわたり、全労済の最上位概念として、また、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として明文化しました。

2008年には、約60年ぶりに改正された生協法（2008年4月1日施行）への対応として、組合員（契約者）保護のさらなる充実や組合員ニーズに応える取り組みをすすめるとともに、安定的な事業運営、経営の健全性向上に取り組みました。

「全労済21世紀ビジョン」と「21世紀経営改革方針」の取り組みの成果と課題を踏まえ、2009年度から5か年の経営方針として「2009年度～2013年度中期経営政策」を策定し、コールセンター・共済金センターの2拠点化、住宅災害の支払業務の集中化・2拠点化、住宅災害の24時間・365日の事故受付、マイページサービスの開始など、組合員から信頼・支持される事業基盤への革新の取り組みをすすめました。

2010年には、保険法（2010年4月施行）への対応として、事業規約を同法に則した内容に改めるなどの対応を図りました。

2011年3月に発生した「東日本大震災」、および

2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」に対しては被災者の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金の支払いを最大の使命とし、全労済グループの全役職員の総力を挙げて被災者対応に取り組みました。

2014年には、4か年の経営方針として「Zetwork-60」（2014年度～2017年度中期経営政策）を策定しました。より魅力的な保障の生協としての〈60周年の全労済の姿〉の確立に向けて3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」の取り組みをすすめ、2017年9月に4地方事業本部、46都道府県本部を6統括本部に再編する組織改革を実行するなど内部改革をすすめました。

今日、全労済は、「日本再共済生活協同組合連合会」、そして「全労済協会（財）全国勤労者福祉・共済振興協会）」の三法人により「全労済グループ」を構成し、すべての勤労者・生活者とその家族がたすけあって、豊かな暮らしを創造していくための「総合的な保障」を目指して、活動が続けるとともに、組合員の保障の最適化の実現に向けた生活保障設計運動を展開しています。

2 協同組合としての全労済

(1) 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によって行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」とい

う言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

消費生活協同組合法（生協法）抜粋

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第2章 事業

（最大奉仕の原則）

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

■各分野の協同組合一覧

分 野	法 律（ 所 管 省 庁 ）	協 同 組 合
農 業	農業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	農業協同組合など
漁 業	水産業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	漁業協同組合など
林 業	森林組合法にもとづく事業（農林水産省）	森林組合
消 費	消費生活協同組合法にもとづく事業（厚生労働省）	購買生協、共済生協、大学生協など
商 工	中小企業等協同組合法にもとづく事業（金融庁、経済産業省、国土交通省など）	火災共済協同組合、事業協同組合など

(2) 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていけるために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険（生命の危険や住宅災害、交通事故など）に対し、組合員相互にたすけあうという活動を、保険のしくみを使って確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

(3) 労働者自主福祉事業団体としての全労済

全労済のもう一つの特徴は、労働者自主福祉運動との結びつきにあります。

日本における労働者自主福祉運動は、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それは、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福祉活動の分野を指しています。

労働者自主福祉の活動は、労働組合、労働者福

祉中央協議会（中央労福協）を中心に、事業団体として労働金庫、購買生協、住宅生協、共済生協などが担っています。

全労済の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な活動によって組織化され、成り立ってきました。そして今では、労働組合のみならず地域の勤労者・生活者全体に、活動の裾野が広がっています。

■労働者自主福祉事業団体

労働金庫	●労働者の労働者による労働者のための唯一の金融機関で、労働者の団体を会員とする協同組織。 ●各種預金、会員や営利を目的としない法人に対する貸付、代理業務、為替取引の業務を行っている。
購買生協	●組合員の日常の生活に不可欠な生鮮食品をはじめ、さまざまな日用品、家電製品など幅広く供給する組織。 ●購買生協は、生協法にもとづく生協の中でも組合員数、事業高とも最大の規模を持っている。
住宅生協	●勤労者のために好ましい居住環境を提供することを目的とする組織。 ●住宅生協は、労働団体や労働金庫などとの協力によって、住宅や宅地の安定的供給を目指している。
共済生協	●勤労者・生活者の生活上に生起する事故などの際、協同的なたすけあいの事業を行う組織。 ●保険のしくみ・技術を使って、共済（保障）事業を行っている。

3 組合員の運営参加

生活協同組合を構成するのは、組合員です。全労済も生活協同組合であり、全労済の活動は、組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加することで支えられています。

(1) 組合員と運営組織

職場では、労働組合や事業所を「協力団体」という形で登録し、その組合員や従業員に全労済・共済の紹介や各種活動を行っていただいています。さらに、協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われています。

また、勤労者や生活者の方々を対象としている「地域」においては、全労済に共感していただいた「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介など、各種活動を行っていただいています。

一定のエリアごとに地域推進員が集まり、そのエリア内の組合員のグループ化をすすめていき「地区運営組織」を設置し、全労済への意見反映が行われています。

① 組合員

出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労済の会員共済生協の組合員の資格が得られ、共済事業の利用ができます。

(2) 機関運営

① 総会

総会は、全労済の最高意思決定機関です。会員単位に代議員を選出し、運営します。

通常総会は、毎事業年度（6月～翌年5月末日）終了の日から3ヵ月以内（例年8月末）に開催します。また、臨時総会は必要な時に随時開催します。

② 理事会

理事会は、全労済の運営および業務の執行に関

② 協力団体

協力団体数は、全国で約31,000団体になります。その内訳は、労働組合、共済会、互助会など、職域を中心とした協力団体が30,528団体、地域の方を中心とした協力団体（生協、自治会など）は681団体です。

③ 地域推進員

地域推進員とは、全労済や共済の紹介、組合員参加の諸活動の世話役などとして協力いただく方のことをいいます。

④ 地区運営組織

各地区にある協力団体や、推進員を中心に組織された労済運動推進のための協力機構のことを地区運営組織と呼んでいます。

職域の団体を中心に設置する場合や地域加入者を中心に設置する場合、あるいは両者合同で設置するなど、設置状況は都道府県によって異なっています。

する重要事項を審議決定します。2ヵ月に1回または随時開催します。

③ 監事

監事は、理事の職務の執行を監査します。また、監査に関する業務の運営および監査の実効性の確保のために、すべての監事をもって監事会を組織しています。

(3) 運営の監査

全労済では6名の監事〔常勤監事2名、非常勤監事4名（うち1名は員外（学識経験者））〕を選任のうえ、会計監査人および内部監査部門との連携を図りながら、全労済の運動理念と基本方針ならびに法令、定款および総会決定にもとづいた事業運営と業務執行が行われているかの監査を実施しています。

また、内部監査部では、本部の各部門、統括本部および子会社などを対象とし、内部管理態勢などの適切性と有効性の観点から、全労済の健全かつ適切な運営を確保することを目的とした定期的な内部監査を実施しています。

4 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という2つの性格を持つ組織です。

(1) 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

①都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

②都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

③生協連合会=3会員

■連合会としての全労済

2018年10月1日現在

都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	新潟県総合生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済
千葉労済	東京労済	神奈川労済	山梨労済生協	長野労済	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

交運共済生協 JP共済生協 電通共済生協 教職員共済 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済

生協連合会=3会員

日本再共済連 日本生協連 コープ共済連



全労済会館



全労済ホール/スペース・ゼロ

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

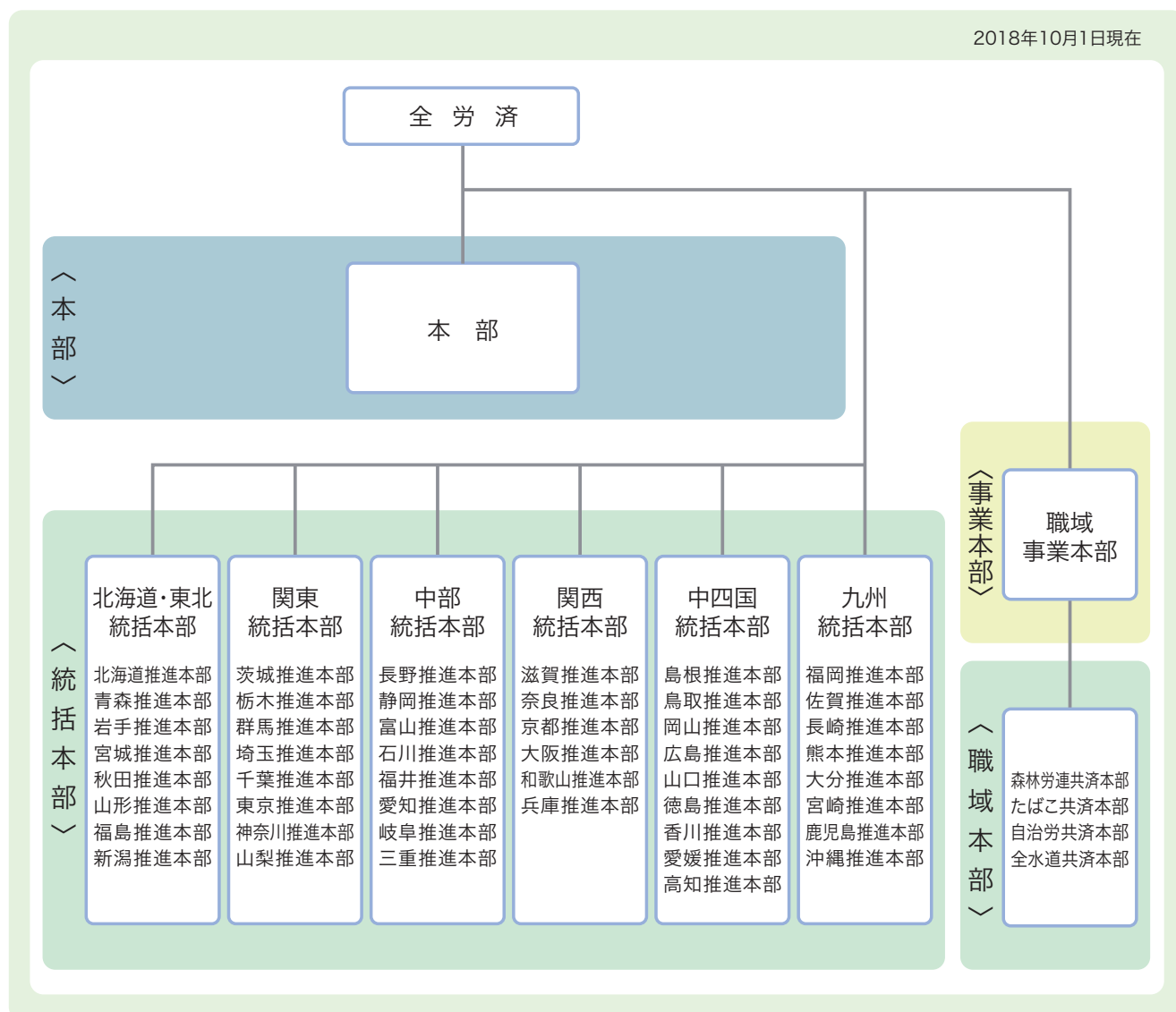
全労済の組織と概要

VI

(2) 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された勤労者を主体とする」地域共済生協47会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、共済事業、損益会計、機関・事務

局運営を一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。



※各窓口に、自賠責共済事業を実施するための自賠責共済事務所を設置しています。

事業推進統括部	事業推進計画の策定、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、広報、広告宣伝、WEB推進、マーケティング・リサーチ
組織推進部	産別中央組織への事業推進、単産共済との連携、会員生協・各共済代理店・法人における事業推進課題に関する企画・指導
生命共済金部	事故受付、共済金支払い認定、共済金の支払い
損害共済金部	事故受付、損害調査、共済金の支払い
品質管理部	全労済業務品質基準の管理、業務改善の立案、事務処理に関する企画・指導
経営企画部	経営計画・経営基本政策の策定、調査・渉外活動、ERMの整備・推進、機関運営、法務、一般総務業務
経理部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資金証券部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人事部	人事政策、人事諸制度の企画・推進、職員教育
共済開発部	共済制度の研究・開発および運用
システム企画部	システム開発方針・計画策定、次世代システム開発
総合リスク管理部	経営諸リスクの管理・コントロール、適切な共済金支払いに向けた監督・管理、コンプライアンスの推進
内部監査部	内部監査の実施、改善指導
監事事務局	監査の実施に関する実務

共済計理人	共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与
-------	-----------------------------

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要
VI

5 全労済の役職員

(1) 役 員



代表理事 理事長
中世古 廣司
(なかせこ ひろし)



代表理事 専務理事
崎田 弘
(さきた ひろし)

[理事]

2018年10月1日現在

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
代表理事 理事長	なかせ ひろし 中世古廣司	全大阪労働者共済生活協同組合	理 事	たか すのり 高須 則幸 もとしげひろし 元重 博志 さ たけいさお 佐竹 功 こばやしくにこ 光林 邦彦 かわさきまさはる 川崎 正治 さかいゆき 酒井 行雄 や くらじゅん 矢倉 淳 やまさきしゅういち 山崎 秀一 みやじまやすひろ 宮島 康博 こんどうたいぞう 権藤 泰造 まつやまとかし 松山 隆司 わ としあき 和田 寿昭 おぎはら か し 荻原多加實 つばいよしのり 坪井 義範 じん ぼまさし 神保 政史 とみたかゆうこ 富高 裕子 もり たあけ み 森田 明美 え ざわまさひこ 江澤 雅彦 ゆい ねたえ こ 唯根 妙子	東京労働者共済生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合 静岡県労働者共済生活協同組合 石川県労働者共済生活協同組合 全大阪労働者共済生活協同組合 兵庫労働者共済生活協同組合 島根県労働者共済生活協同組合 高知県労働者共済生活協同組合 佐賀県労働者共済生活協同組合 宮崎県共済生活協同組合 全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合 日本生活協同組合連合会 日本コープ共済生活協同組合連合会 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合 員外(中央推進会議) 員外(日本労働組合総連合会) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者)
副理事長	く どうまさし 工藤 雅志 ひろ たまさみ 廣田 政巳 おかやましん 岡山 伸 なかやまひさお 中山 久雄 たかまつしゅんじ 高松 俊二 しながわこうじ 品川 浩二 うじいえつねお 氏家 常雄	秋田県労働者共済生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合 愛知県労働者共済生活協同組合 全大阪労働者共済生活協同組合 広島県労働者共済生活協同組合 福岡県労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合			
代表理事 専務理事	さきた ひろし 崎田 弘	員外			
常務理事	は だしゅうじ 羽田 秀司 あ のゆたか 阿野 豊 たかはしただお 高橋 忠雄	員外 員外 員外			
理 事	やまがみきよし 山上 潔 かんのよしお 菅野 義雄 かないひろし 金井 浩 ほそ ねひろし 細根 洋	北海道労働者共済生活協同組合 宮城労働者共済生活協同組合 埼玉県労働者共済生活協同組合 千葉県労働者共済生活協同組合			

[監事]

役 職 名	氏 名	所属会員
常勤監事 監事長	とよしまあつみ 豊島 敦海	広島県労働者共済生活協同組合
常勤監事 副監事長	ひょうどうひろし 依藤 弘志	員外
監 事	こばやしやすし 小林 靖 いとうよしまる 伊藤 好磨 やまの うちたかみつ 山野内孝満 く ぼ たゆみこ 久保田由美子	員外(学識経験者) 東京労働者共済生活協同組合 全大阪労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合

[執行役員] (本部・統括本部)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
本部常務執行役員	いなむらひろし 稲村 浩史 はま だたけし 濱田 毅司 とみながこう 富永 紅 う だ がわこういち 宇田川浩一	関東統括本部 常務執行役員 中部統括本部 専務執行役員 中部統括本部 常務執行役員 関西統括本部 専務執行役員	か とうひろし 加藤 洋 おおともたつお 大友 達夫 たか ちただし 高地 正 たかやまけいじ 高山 圭史 つねもりよしひろ 常森 義弘 おか かつゆき 岡 勝行 わたなべかずまさ 渡邊 一雅	九州統括本部 専務執行役員 九州統括本部 常務執行役員 職域事業本部 専務執行役員 職域事業本部 常務執行役員	い わ きかつあき 岩木 克明 のぶながなおとう 延永 尚任 ありどめ かずお 有留 和雄 そう まけんじ 相馬 健次
北海道・東北統括本部 専務執行役員	かね こみちお 兼古 道夫	関西統括本部 常務執行役員		本部執行役員 経営企画部長	やまなか かずよし 山中 一能
北海道・東北統括本部 常務執行役員	鈴木 広 つち やそういち 土屋 荘一	中四国統括本部 専務執行役員 中四国統括本部 常務執行役員		本部執行役員 人事部長	い い くらひろゆき 飯倉 裕之

(2) 職 員

①常勤従業員数

3,503名(2018年5月末)※他団体出向者含む

②採用状況

2016年 124名

2017年 195名

2018年 185名

③職員への教育・研修の状況

協同組合運動と共済事業の発展を通じて、全労済は社会的責任を果たしていく必要があります。

職員への教育・研修は、その担い手である職員一人一人が、全労済の理念・信条を具現化するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応できる自立型職員の育成を目的にしています。全労済では、このような視点から教育・人材育成制度にもとづいた研修活動を行っています。

ア.目標管理・職場でのOJT

人材育成の深耕を図るOJT教育を継続的に実施しうる職場風土の構築に向け、目標による管理などのあらゆる機会を通じて、その意識づけを行っています。

イ.共通教育

共通教育は、職員として修得が必須である理念や歴史、生協の本旨などについて、全職員を対象にeラーニングなどで実施しています。また、「共済募集人資格取得・継続研修」や「コンプライアンス研修」などを実施しています。

ウ.集合研修

集合研修は、人材育成段階ごとの育成のねらいを踏まえ、「階層別研修」、「役職別研修」、「職種別研修」、「希

望選択型研修」、「選抜型研修」の形態になっています。

階層別研修は、入会から3年間の基礎教育を中心として、全労済職員に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

役職別研修は、係長以上の役職を対象に、マネジメント能力・意識の向上に向け、各役職に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

職種別研修は、各職種の各段階で求められる知識・スキルの修得・向上と専門性を高めることを目的に実施しています。

希望選択型研修は、各人が資格ステージや業務内容、知識や能力に応じて選択受講できる研修で、さらなる知識・スキルの修得・向上とキャリアアップを目的に実施しています。また、目標管理・評価制度ともリンクさせています。

選抜型研修は、若手リーダーの育成や経営幹部職員の育成を目的としています。

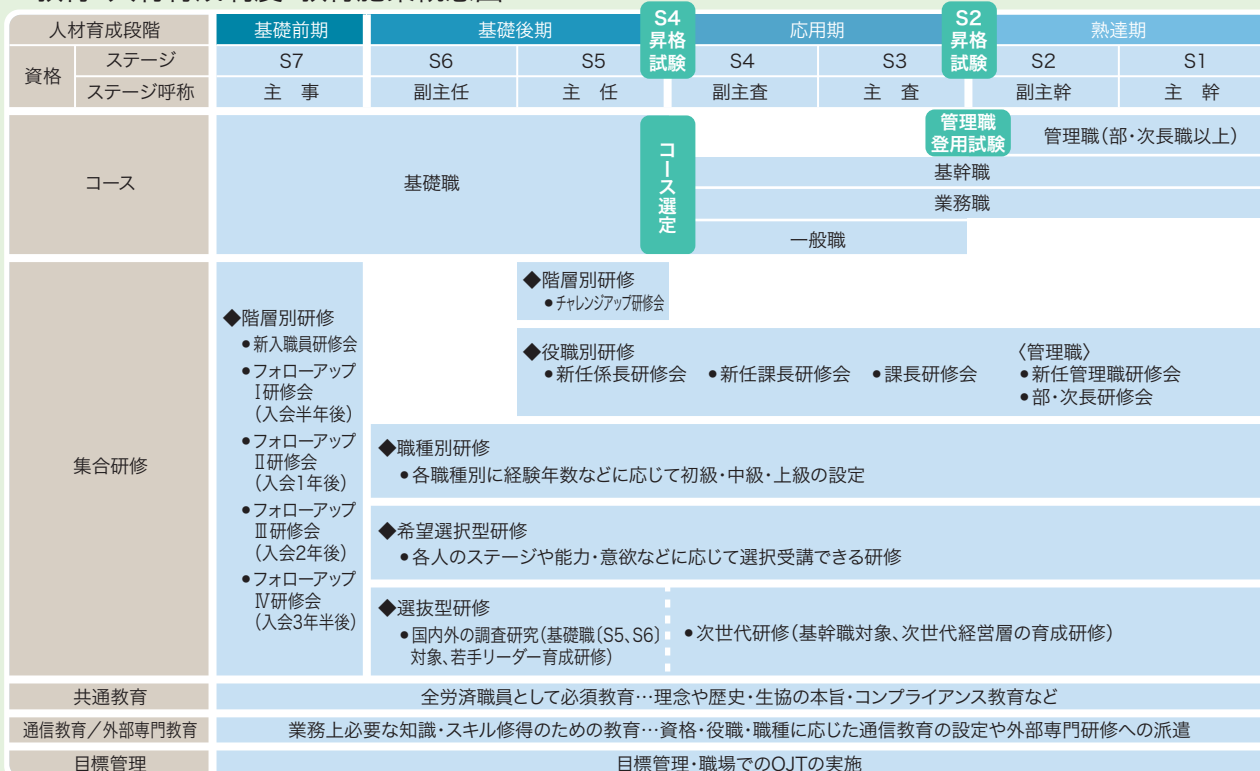
エ.通信教育

通信教育は、業務上必要な知識・スキルの修得を目的に、目標管理・評価制度とリンクさせ、本人の啓発意識、全労済職員モデル基準にもとづく主体的な修得手段として実施しています。

オ.外部専門研修

外部専門研修は、全労済内部で修得が難しい知識・スキルの修得を目的に、外部団体主催の専門教育研修へ派遣しています。

■教育・人材育成制度・教育施策概念図



※コースには、別途、共済専門職(アクチュアリー対象)を設定しています。

※損害調査担当職員については、上図とは別の教育制度を持ち、研修活動を行っています。

6 全労済グループ

(1) 基本三法人

全労済グループは、次の基本三法人で構成されています。

①全労済(1957.9.29創立)

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

消費生活協同組合法(生協法)にもとづいて設立された、共済事業を行う生活協同組合の連合会組織です。都道府県ごとに設立された地域の勤労者を主体とする47共済生協、職域ごとに設立された8共済生協、3生協連合会の58会員によって構成されています。

②日本再共済連(1975.1.13設立)

(日本再共済生活協同組合連合会)

国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元受会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

※2006年4月1日より、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会から日本再共済生活協同組合連合会へ名称変更しました。

③全労済協会(2013.6.3一般財団法人移行※)

(一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会)

勤労者の生活・福祉に関わる調査・研究を行うシンクタンク事業と相互扶助事業(認可特定保険業「自治体提携慶弔共済保険」「法人火災共済保険」「法人自動車共済保険」・損害保険代理店業「火災保険」「自動車保険」)を行っています。

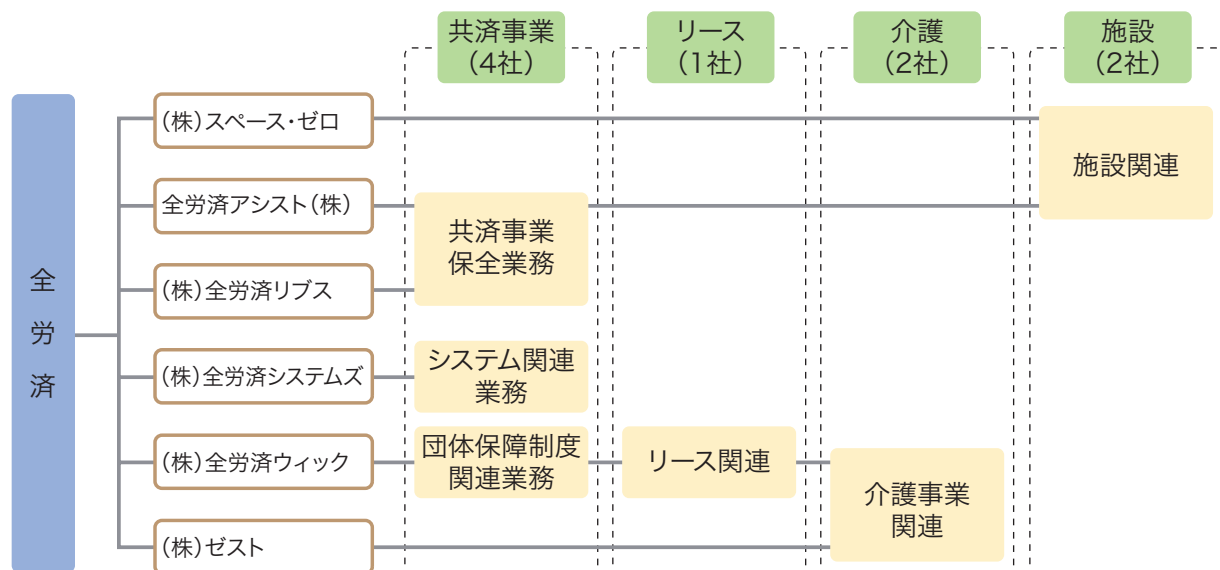
理事・監事・評議員は、全労済、日本再共済連、労働団体、福祉事業団体、学識経験者などにより構成されています。

※(財)全国勤労者福祉振興協会(1982年設立)と(財)全国労働者福祉・共済協会(1989年設立)が2004年6月1日に統合し、2013年6月3日に一般財団法人に移行しました。

(2) 子会社

全労済の子会社において営まれている主な事業内容は、共済事業関連(共済事業の保全業務・システム関連業務・団体保障制度関連業務)、介護事業関連、リース関連、施設関連などであり、全労済が共済事業を遂行していくうえで必要な業務や事業などを行っています。

■子会社の概要図



データ編

CONTENTS

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1. 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標	56
2. 事業状況総括表	56
3. 支払共済金状況表	58
4. 契約者割戻しの状況	59

2) 共済契約に関する指標

1. 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金	60
2. 契約種類別保障機能別保有契約高	60
3. 受入共済掛金明細表	61
4. 支払共済金明細表	61
5. 保有契約高増加率	62
6. 新契約平均共済金額(長期生命共済)	62
7. 保有契約平均共済金額(長期生命共済)	62
8. 解約失効率(長期共済)	62
9. 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)	62
10. 死亡率(長期生命共済)	62
11. 支払余力比率の明細	63
12. 再共済実施状況	63
13. 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	63
14. 県別・会員別保有契約高	64

3) 経理に関する指標

1. 責任準備金の積立方式及び積立率	64
2. 契約者割戻準備金明細表	64
3. 引当金の明細	65
4. 出資金及び積立金明細表	65
5. 事業経費明細表	65
6. 支払備金明細表	66
7. 未経過共済掛金明細表	66
8. 異常危険準備金明細表	66
9. 共済掛金積立金明細表	66
10. 業務用固定資産の明細	67

4) 資産運用に関する指標

1. 主要資産の平均残高	67
2. 主要資産の構成及び増減	68
3. 主要資産の運用利回り	69
4. 資産運用収益の明細	69
5. 資産運用費用の明細	69
6. 利息及び配当金等収益明細	70
7. 有価証券の種類別残高	70
8. 有価証券の残存期間別残高	71
9. 業種別保有株式明細表	72
10. 貸付金明細	72
11. 使途別の貸付金残高	73
12. 担保の種類別貸付金残高	73
13. 海外投資残高	73
14. 外国証券の海外投資地域別構成	73
15. 海外投資運用利回り	74
16. リスク管理債権の状況	74
17. 債務者区分による債権の状況	74
18. 有価証券等の時価情報	75
19. 金銭の信託の時価情報	76
20. デリバティブ取引の時価情報	77

II. 決算関係書類

1. 貸借対照表	78
2. 損益計算書	79
3. 決算関係書類の注記	80
4. 貸借対照表の推移	87
5. 損益計算書の推移	88
6. 剰余金処分計算書	89

III. 子会社等の状況に関する事項

1. 子会社等の状況	90
2. 子会社等の直近事業年度における事業の概況	91

※表中の数値は特に注記のない限り、単位未満四捨五入にしています。
※「データ編」は、全労済の年度末(2018年5月31日)現在のものです。

I. 事業の状況を示す指標

1] 主要な業務状況を示す指標

1 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標

	単 位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	百万円	690,379	701,304	692,712	688,833	681,716
経常剰余金	百万円	87,854	91,075	81,865	84,154	91,353
当期剰余金	百万円	25,921	31,266	24,520	27,762	33,669
出資金	百万円	180,715	181,223	181,732	182,240	182,247
出資口数	千口	18,071	18,122	18,173	18,224	18,225
純資産額	百万円	314,547	361,231	387,028	409,627	438,580
総資産額	百万円	3,399,538	3,515,108	3,613,564	3,718,728	3,813,119
責任準備金残高	百万円	2,809,171	2,876,773	2,937,158	3,005,067	3,064,588
貸付金残高	百万円	7,641	6,773	5,613	5,774	6,584
有価証券残高	百万円	2,575,535	2,650,989	2,603,142	2,600,621	2,616,654
剰余金の配当金額(注1)	百万円	—	—	—	21	41
常勤従業員数 (注2)	人	3,642	3,570	3,504	3,485	3,503
保有契約高	億円	7,680,417	7,670,233	7,649,906	7,598,280	7,583,152
保有契約件数	千件	33,432	33,169	32,619	32,166	31,662
保有契約口数	千口	4,032,834	4,017,554	4,000,263	3,966,702	3,928,944
共済金支払件数	千件	2,009	2,045	2,079	2,054	2,042
基礎利益 (注3)	億円	1,373	1,404	1,436	1,450	1,643
支払余力比率 (注4、注5)	%	1,574.4	1,486.2	1,590.8	1,661.2	1,768.1
受入共済掛金	百万円	600,506	595,919	590,760	586,058	578,979
支払共済金	百万円	330,886	321,670	322,859	319,350	311,171

(注1) 剰余金の配当金額は利用分量割戻金です。

(注2) 常勤従業員数は他団体出向者を含んでいます。

(注3) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注4) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(注5) 2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更(支払余力算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。

2 事業状況総括表

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別		風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠償共済	団体定期生命共済
科 目					内、車両特約			
件数	期 始	4,311	2,073	2,928	2,123	904	210	5,462
	2018年5月末	4,238	2,114	2,855	2,122	933	225	5,362
	純 増 加	-73	41	-73	-1	29	14	-100
	(前年純増加)	(-105)	(20)	(-82)	(-21)	(13)	(15)	(-54)
	増 加 率	-1.7	2.0	-2.5	-0.1	3.2	6.9	-1.8
	(前年増加率)	(-2.4)	(1.0)	(-2.7)	(-1.0)	(1.4)	(7.5)	(-1.0)
	期 末 目 標 数	4,293	2,125	2,866	2,148	933	234	5,468
口数	目 標 達 成 率	98.7	99.5	99.6	98.8	100.0	96.0	98.0
	期 始	914,173	498,609	69,010	537,313	18,602	63,059	579,504
	2018年5月末	912,892	504,016	67,121	539,470	19,539	67,391	567,482
	純 増 加	-1,282	5,407	-1,890	2,157	937	4,332	-12,022
	(前年純増加)	(1,776)	(8,237)	(-2,035)	(-2,094)	(540)	(4,376)	(-17,113)
	増 加 率	-0.1	1.1	-2.7	0.4	5.0	6.9	-2.1
	(前年増加率)	(0.2)	(1.7)	(-2.9)	(-0.4)	(3.0)	(7.5)	(-2.9)
契約高	期 末 目 標 数	922,783	509,930	67,267	544,940	19,331	70,229	574,585
	目 標 達 成 率	98.9	98.8	99.8	99.0	101.1	96.0	98.8
	期 始	914,173	443,486	85,038	5,152,851	18,602	63,059	342,645
	2018年5月末	912,892	446,728	82,746	5,162,792	19,539	67,391	333,654
	純 増 加	-1,282	3,242	-2,292	9,941	937	4,332	-8,991
	(前年純増加)	(1,776)	(4,331)	(-2,496)	(-29,343)	(540)	(4,376)	(-14,825)
	増 加 率	-0.1	0.7	-2.7	0.2	5.0	6.9	-2.6
	(前年増加率)	(0.2)	(1.0)	(-2.9)	(-0.6)	(3.0)	(7.5)	(-4.1)
	期 末 目 標 数	922,783	451,726	82,566	5,219,642	19,331	70,229	335,764
	目 標 達 成 率	98.9	98.9	100.2	98.9	101.1	96.0	99.4

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別		個人定期	こども定期	熟年定期	傷害共済	個人賠償	個人長期生命共済	
科 目		生命共済	生命共済	生命共済		責任共済	内、満期部分	
件数	期 始	4,281	514	230	507	561	1,021	
	2018年5月末	4,140	477	218	513	656	963	
	純 増 加	-141	-36	-12	6	94	-57	
	(前年純増加)	(-121)	(-35)	(-10)	(13)	(140)	(-57)	
	増 加 率	-3.3	-7.1	-5.2	1.2	16.8	-5.6	
	(前年増加率)	(-2.7)	(-6.4)	(-4.0)	(2.6)	(33.3)	(-5.3)	
	期 末 目 標 数	4,172	457	225	528	675	979	
口数	目 標 達 成 率	99.2	104.4	96.8	97.2	97.1	98.4	
	期 始	810,072	124,005	11,996	56,008	56,134	89,619	2,334
	2018年5月末	785,389	115,811	11,424	53,463	65,569	83,857	2,259
	純 増 加	-24,682	-8,193	-572	-2,545	9,435	-5,762	-75
	(前年純増加)	(-23,008)	(-7,885)	(-439)	(-2,421)	(14,028)	(-5,771)	(-72)
	増 加 率	-3.0	-6.6	-4.8	-4.5	16.8	-6.4	-3.2
	(前年増加率)	(-2.8)	(-6.0)	(-3.5)	(-4.1)	(33.3)	(-6.0)	(-3.0)
契約高	期 末 目 標 数	790,108	110,320	11,827	54,942	67,471	86,323	2,322
	目 標 達 成 率	99.4	105.0	96.6	97.3	97.2	97.1	97.3
	期 始	299,396	59,395	3,482	26,048	56,134	36,615	2,334
	2018年5月末	287,023	55,330	3,266	26,088	65,569	34,330	2,259
	純 増 加	-12,373	-4,065	-217	40	9,435	-2,285	-75
	(前年純増加)	(-13,120)	(-3,927)	(-184)	(189)	(14,028)	(-2,378)	(-72)
	増 加 率	-4.1	-6.8	-6.2	0.2	16.8	-6.2	-3.2
契約高	(前年増加率)	(-4.2)	(-6.2)	(-5.0)	(0.7)	(33.3)	(-6.1)	(-3.0)
	期 末 目 標 数	289,969	52,837	3,361	26,834	67,471	34,914	2,322
	目 標 達 成 率	99.0	104.7	97.2	97.2	97.2	98.3	97.3

事業別		個人年金共済	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済		元受合計
科 目							
件数	期 始	198	97	517	921		25,393
	2018年5月末	195	94	521	917		24,953
	純 増 加	-3	-3	4	-5		-440
	(前年純増加)	(-1)	(-4)	(6)	(-4)		(-439)
	増 加 率	-1.5	-3.6	0.7	-0.5		-1.7
	(前年増加率)	(-0.5)	(-4.0)	(1.2)	(-0.4)		(-1.7)
	期 末 目 標 数	195	94	519	914		25,218
口数	目 標 達 成 率	100.1	99.3	100.2	100.3		99.0
	期 始	54,515	440	3,451	70,410		3,938,319
	2018年5月末	53,778	421	3,525	70,283		3,901,892
	純 増 加	-737	-19	74	-126		-36,426
	(前年純増加)	(-322)	(-23)	(81)	(0)		(-32,613)
	増 加 率	-1.4	-4.3	2.1	-0.2		-0.9
	(前年増加率)	(-0.6)	(-4.9)	(2.4)	(0.0)		(-0.8)
契約高	期 末 目 標 数	53,660	420	3,504	70,095		3,938,403
	目 標 達 成 率	100.2	100.2	100.6	100.3		99.1
	期 始	8,664	2,764	11,393	10,464		7,515,607
	2018年5月末	8,445	2,671	11,478	10,272		7,510,675
	純 増 加	-218	-94	85	-192		-4,932
	(前年純増加)	(-153)	(-96)	(142)	(-214)		(-41,894)
	増 加 率	-2.5	-3.4	0.7	-1.8		-0.1
契約高	(前年増加率)	(-1.7)	(-3.4)	(1.3)	(-2.0)		(-0.6)
	期 末 目 標 数	8,485	2,704	11,474	10,309		7,591,068
	目 標 達 成 率	99.5	98.8	100.0	99.6		98.9

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別		火災再共済	慶弔再共済	自動車再共済		元受・再共済 合 計	受託事業	総合計
科 目								
件 数	期 始	179	4,452	16		30,040	2,126	32,166
	2018年5月末	175	4,427	12		29,568	2,094	31,662
	純 増 加	-3	-25	-4		-472	-31	-504
	(前年純増加)	(-4)	(31)	(-4)		(-416)	(-37)	(-453)
	増 加 率	-1.9	-0.6	-24.6		-1.6	-1.5	-1.6
	(前年増加率)	(-2.1)	(0.7)	(-20.0)		(-1.4)	(-1.7)	(-1.4)
	期 末 目 標 数	179	4,338	10		29,744	2,301	32,045
口 数	目 標 達 成 率	98.1	102.1	122.1		99.4	91.0	98.8
	期 始	4,479	17,841	3,937		3,964,576	2,126	3,966,702
	2018年5月末	4,411	17,580	2,967		3,926,850	2,094	3,928,944
	純 増 加	-68	-261	-970		-37,726	-31	-37,758
	(前年純増加)	(-82)	(152)	(-981)		(-33,524)	(-37)	(-33,561)
	増 加 率	-1.5	-1.5	-24.6		-1.0	-1.5	-1.0
	(前年増加率)	(-1.8)	(0.9)	(-20.0)		(-0.8)	(-1.7)	(-0.8)
契 約 高	期 末 目 標 数	4,479	17,471	2,428		3,962,782	2,301	3,965,082
	目 標 達 成 率	98.5	100.6	122.2		99.1	91.0	99.1
	期 始	4,479	39,185	39,009		7,598,280		7,598,280
	2018年5月末	4,411	38,667	29,399		7,583,152		7,583,152
	純 増 加	-68	-518	-9,610		-15,128		-15,128
	(前年純増加)	(-82)	(95)	(-9,745)		(-51,625)		(-51,625)
	増 加 率	-1.5	-1.3	-24.6		-0.2		-0.2
契 約 高	(前年増加率)	(-1.8)	(0.2)	(-20.0)		(-0.7)		(-0.7)
	期 末 目 標 数	4,479	38,270	24,070		7,657,887		7,657,887
	目 標 達 成 率	98.5	101.0	122.1		99.0		99.0

(注1) 団体年金共済・新団体年金共済の口数は、随時平準方式で換算しています。

(注2) 個人賠償責任共済の件数については、合計の件数カウントには含めていません。

3 支払共済金状況表

(単位:件、千円、%)

事業別		風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済	自賠償共済	団体定期 生命共済
科 目					内) 損調付帯費用		
件 数	前 年 度 実 績	39,502	29,554	26,307	159,704	—	177,893
	当 年 度 実 績	54,287	25,365	25,511	140,535	—	178,607
	増 減	14,785	-4,189	-796	-19,169	-42	714
	増 減 率	37.4	-14.2	-3.0	-12.0	-1.6	0.4
金 額	前 年 度 実 績	14,846,937	14,433,359	4,330,301	52,049,823	2,787,675	39,498,758
	当 年 度 実 績	15,548,135	9,094,043	4,030,276	49,666,892	2,805,115	36,994,801
	増 減	701,198	-5,339,317	-300,025	-2,382,931	17,440	-2,503,957
	増 減 率	4.7	-37.0	-6.9	-4.6	0.6	-6.3

事業別		こくみん共済・団体生命移行共済					個人賠償共済	
科 目		個人定期	こども定期	熟年定期	傷 害		内) 損調付帯費用	
件 数	前 年 度 実 績	400,111	283,911	79,645	12,570	23,985	1,322	—
	当 年 度 実 績	391,899	280,272	73,781	13,044	24,802	1,669	—
	増 減	-8,212	-3,639	-5,864	474	817	347	—
	増 減 率	-2.1	-1.3	-7.4	3.8	3.4	26.2	—
金 額	前 年 度 実 績	55,048,217	44,256,498	3,844,730	2,421,805	4,525,185	147,908	7,717
	当 年 度 実 績	53,699,992	42,888,765	3,548,079	2,501,171	4,761,976	226,783	9,501
	増 減	-1,348,226	-1,367,732	-296,651	79,366	236,791	78,876	1,784
	増 減 率	-2.4	-3.1	-7.7	3.3	5.2	53.3	23.1

事業別		個人長期生命共済			個人年金共済	団体年金共済	
科 目		通常部分	満期部分			団体年金共済	新団体年金共済
件 数	前 年 度 実 績	153,385	108,721	44,664	389,474	270,872	45,597
	当 年 度 実 績	154,884	107,146	47,738	397,825	272,741	54,417
	増 減	1,499	-1,575	3,074	8,351	1,869	8,820
	増 減 率	1.0	-1.4	6.9	2.1	0.7	19.3
金 額	前 年 度 実 績	39,879,731	16,446,309	23,433,423	44,202,131	35,541,149	5,538,483
	当 年 度 実 績	40,702,655	15,579,590	25,123,064	45,773,848	35,720,032	6,437,757
	増 減	822,923	-866,718	1,689,642	1,571,717	178,883	899,274
	増 減 率	2.1	-5.3	7.2	3.6	0.5	16.2

(単位: 件、千円、%)

事業別 科 目		終身共済		元受合計	火災再共済	慶弔再共済	自動車再共済	総合計
		内) 生存・長寿						
件 数	前 年 度 実 績	115,167	8,008	1,765,837	1,243	284,761	1,862	2,053,703
	当 年 度 実 績	122,400	8,303	1,768,227	1,673	270,317	1,305	2,041,522
	増 減	7,233	295	2,390	430	－14,444	－557	－12,181
	増 減 率	6.3	3.7	0.1	34.6	－5.1	－29.9	－0.6
金 額	前 年 度 実 績	13,569,187	2,292,165	314,834,526	88,267	3,837,015	589,917	319,349,725
	当 年 度 実 績	14,058,736	2,383,796	306,859,389	86,904	3,672,016	552,980	311,171,288
	増 減	489,548	91,631	－7,975,137	－1,364	－164,999	－36,937	－8,178,437
	増 減 率	3.6	4.0	－2.5	－1.5	－4.3	－6.3	－2.6

4 契約者割戻しの状況

(1) 割戻準備金繰入額明細表

(単位: 百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
団体定期生命共済	14,649	14,989
個人定期生命共済	15,978	15,286
こども定期生命共済	981	911
熟年定期生命共済	556	507
傷害共済	501	488
個人長期生命共済	3,263	3,175
新団体年金共済	624	572
全制度合計	36,551	35,928

(2) こくみん共済割戻・振替出資単価一覧

(単位: 円)

共済種類	個人定期生命共済										
タイプ	総合	総合2倍	大型	総合プラス	生きる安心	生きる安心H	生きる安心W	医療	医療プラス	医療安心	医療安心H
割戻単価(月)	300	600	900	150	420	210	840	320	160	500	250
振替出資単価(月)	30	60	90	15	42	21	84	32	16	50	25

共済種類	個人定期生命共済										
タイプ	総合 60歳移行	総合2倍 60歳移行	大型 60歳移行	生きる安心 60歳移行	生きる安心W 60歳移行	医療 60歳移行	医療安心 60歳移行	総合 65歳移行	総合2倍 65歳移行	大型 65歳移行	生きる安心 65歳移行
割戻単価(月)	250	500	750	350	700	260	380	240	480	720	340
振替出資単価(月)	25	50	75	35	70	26	38	24	48	72	34

共済種類	個人定期生命共済					こども定期生命共済		熟年定期生命共済			
タイプ	生きる安心W 65歳移行	医療 65歳移行	医療安心 65歳移行	総合 70歳移行	総合2倍 70歳移行	キッズ	キッズ ワイド	シニア 総合	シニア 医療	シニア 総合移行	シニア 医療移行
割戻単価(月)	680	260	380	90	180	140	250	220	220	220	220
振替出資単価(月)	68	26	38	9	18	14	25	22	22	22	22

共済種類	傷 害 共 済									
タイプ	シニア 傷害	シニア 傷害安心	シニア 傷害ベース	シニア 傷害安心H	シニア 傷害ベースH	傷害 安心W	傷害W	傷害 安心	傷害	傷害 プラス
割戻単価(月)	100	90	90	50	50	100	100	60	60	50
振替出資単価(月)	10	9	9	5	5	10	10	6	6	5

2) 共済契約に関する指標

1 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金

(単位: 新契約高(件数)は千件、保有契約高は億円、元受共済掛金は百万円)

共済種類	2016年度			2017年度		
	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金
風水火災共済	138	914,173	55,512	125	912,892	55,207
自然災害共済	117	443,486	50,232	127	446,728	50,862
交通災害共済	120	85,038	8,011	116	82,746	7,799
自動車総合補償共済	117	5,152,851	85,015	126	5,162,792	85,558
自賠償共済	109	63,059	2,709	113	67,391	2,681
団体定期生命共済	315	342,645	85,438	284	333,654	84,476
個人定期生命共済	382	299,396	106,984	383	287,023	103,665
こども定期生命共済	28	59,395	6,548	26	55,330	6,149
熟年定期生命共済	18	3,482	5,760	20	3,266	5,585
傷害共済	74	26,048	10,265	71	26,088	10,077
個人賠償責任共済	175	56,134	1,206	138	65,569	1,494
個人長期生命共済	26	36,615	59,171	24	34,330	58,247
個人年金共済	2	8,664	13,356	0	8,445	11,768
団体年金共済	—	2,764	4,542	—	2,671	4,231
新団体年金共済	32	11,393	46,288	30	11,478	46,501
終身生命共済	31	10,464	38,652	29	10,272	38,448

(注) 元受共済掛金は、元受契約の受入共済掛金です。

2 契約種類別保障機能別保有契約高

(単位: 百万円)

	区 分	共済種類	2016年度	2017年度
死亡保障	普通死亡	短期共済	31,217,713	30,114,184
		長期共済	2,542,473	2,416,166
		合計	33,760,187	32,530,350
	災害死亡	短期共済	27,344,748	26,457,117
		長期共済	1,906,003	1,793,156
その他の 条件付死亡	合計	29,250,750	28,250,273	
	短期共済	20,014,278	19,112,792	
	長期共済	—	—	
		合計	20,014,278	19,112,792
死亡保障合計			83,025,214	79,893,415
生存保障	満期・生存給付	短期共済	—	—
		長期共済	1,907,865	1,873,663
		合計	1,907,865	1,873,663
	年金	短期共済	—	—
		長期共済	(65,418)	(64,534)
その他	合計	(65,418)	(64,534)	
	短期共済	—	—	
	長期共済	621,264	624,706	
		合計	621,264	624,706
生存保障合計			2,529,129	2,498,369
入院保障	災害入院	短期共済	36,467	34,745
		長期共済	5,207	5,052
		合計	41,675	39,797
	疾病入院	短期共済	22,034	21,240
		長期共済	5,209	5,054
その他の 条件付入院	合計	27,243	26,294	
	短期共済	3,868	3,775	
	長期共済	723	700	
		合計	4,591	4,475
入院保障合計			73,509	70,566
障害保障		短期共済	383,113	401,148
		短期共済	(75,825,884)	(72,935,469)
		長期共済	(4,343,014)	(4,100,816)
手術保障		短期共済	104,337	102,822
		長期共済	(11,119)	(10,785)

(注1) 本表における短期共済とは、交通災害、団体定期生命、個人定期生命、こども定期生命、熟年定期生命、傷害共済の総称です。長期共済とは、個人長期生命、個人年金、団体年金、新団体年金、終身生命の総称です。

(注2) ()内数値は、契約高として計上していませんが保障対象であることを表しています。

(注3) 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(注4) 生存保障の年金欄の金額は、年金年額です。

(注5) 生存保障のその他欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済の年金支払開始後の責任準備金です。

(注6) 入院保障欄の金額は、入院給付日額です。

3 受入共済掛金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2016年度	2016年度		2017年度	2017年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	55,512	9.5	-2.9	55,207	9.5	-0.5
自然災害共済	50,232	8.6	3.0	50,862	8.8	1.3
交通災害共済	8,011	1.4	-3.2	7,799	1.3	-2.6
自動車総合補償共済	85,015	14.5	4.2	85,558	14.8	0.6
自賠責共済	2,709	0.5	10.8	2,681	0.5	-1.0
団体定期生命共済	85,438	14.6	-2.1	84,476	14.6	-1.1
個人定期生命共済	106,984	18.3	-2.8	103,665	17.9	-3.1
こども定期生命共済	6,548	1.1	-5.7	6,149	1.1	-6.1
熟年定期生命共済	5,760	1.0	-3.1	5,585	1.0	-3.0
傷害共済	10,265	1.8	-1.3	10,077	1.7	-1.8
個人賠償責任共済	1,206	0.2	51.9	1,494	0.3	23.8
個人長期生命共済	59,171	10.1	-7.0	58,247	10.1	-1.6
個人年金共済	13,356	2.3	-9.6	11,768	2.0	-11.9
団体年金共済	4,542	0.8	-7.3	4,231	0.7	-6.8
新団体年金共済	46,288	7.9	10.4	46,501	8.0	0.5
終身生命共済	38,652	6.6	-1.9	38,448	6.6	-0.5
火災再共済	284	0.0	5.6	299	0.1	5.5
慶弔再共済	5,460	0.9	1.0	5,453	0.9	-0.1
自動車再共済	623	0.1	-19.4	479	0.1	-23.2
全制度合計	586,058	100.0	-0.8	578,979	100.0	-1.2

4 支払共済金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2016年度	2016年度		2017年度	2017年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	14,847	4.6	3.0	15,548	5.0	4.7
自然災害共済	14,433	4.5	8.7	9,094	2.9	-37.0
交通災害共済	4,330	1.4	1.7	4,030	1.3	-6.9
自動車総合補償共済	52,050	16.3	-6.7	49,667	16.0	-4.6
自賠責共済	1,287	0.4	0.9	1,343	0.4	4.4
団体定期生命共済	39,499	12.4	-2.7	36,995	11.9	-6.3
個人定期生命共済	44,256	13.9	-3.0	42,889	13.8	-3.1
こども定期生命共済	3,845	1.2	-3.9	3,548	1.1	-7.7
熟年定期生命共済	2,422	0.8	0.2	2,501	0.8	3.3
傷害共済	4,525	1.4	-6.6	4,762	1.5	5.2
個人賠償責任共済	148	0.0	77.8	227	0.1	53.3
個人長期生命共済	39,880	12.5	-3.7	40,703	13.1	2.1
個人年金共済	44,202	13.8	3.9	45,774	14.7	3.6
団体年金共済	5,538	1.7	22.9	6,438	2.1	16.2
新団体年金共済	30,003	9.4	-1.4	29,282	9.4	-2.4
終身生命共済	13,569	4.2	4.6	14,059	4.5	3.6
火災再共済	88	0.0	-5.5	87	0.0	-1.5
慶弔再共済	3,837	1.2	5.2	3,672	1.2	-4.3
自動車再共済	590	0.2	-15.1	553	0.2	-6.3
全制度合計	319,350	100.0	-1.1	311,171	100.0	-2.6

5 保有契約高増加率

(単位: 億円、%)

共済種類	2016年度	増加率	2017年度	増加率
風水火災共済	914,173	0.2	912,892	-0.1
自然災害共済	443,486	1.0	446,728	0.7
交通災害共済	85,038	-2.9	82,746	-2.7
自動車総合補償共済	5,152,851	-0.6	5,162,792	0.2
自賠償共済	63,059	7.5	67,391	6.9
団体定期生命共済	342,645	-4.1	333,654	-2.6
個人定期生命共済	299,396	-4.2	287,023	-4.1
こども定期生命共済	59,395	-6.2	55,330	-6.8
熟年定期生命共済	3,482	-5.0	3,266	-6.2
傷害共済	26,048	0.7	26,088	0.2
個人賠償責任共済	56,134	33.3	65,569	16.8
個人長期生命共済	36,615	-6.1	34,330	-6.2
個人年金共済	8,664	-1.7	8,445	-2.5
団体年金共済	2,764	-3.4	2,671	-3.4
新団体年金共済	11,393	1.3	11,478	0.7
終身生命共済	10,464	-2.0	10,272	-1.8
火災再共済	4,479	-1.8	4,411	-1.5
慶弔再共済	39,185	0.2	38,667	-1.3
自動車再共済	39,009	-20.0	29,399	-24.6
全制度合計	7,598,280	-0.7	7,583,152	-0.2

6 新契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2016年度	2017年度
個人長期生命共済	1,770	1,730
終身生命共済	2,850	3,000

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

9 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)

(単位: 円)

共済種類	2016年度	2017年度
個人長期生命共済	4,280	4,190
個人年金共済	12,720	13,810
新団体年金共済	5,750	5,520
終身生命共済	3,700	3,840

7 保有契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2016年度	2017年度
個人長期生命共済	3,100	3,050
終身生命共済	3,200	3,200

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

10 死亡率(長期生命共済)

(単位: ‰)

共済種類	2016年度	2017年度
個人長期生命共済	2.93	2.99
終身生命共済	7.93	8.18

(注1) 死亡率は、死亡保障を主とする契約に係る件数率です。
(注2) 1‰(パーミル)は1000分の1を表しています。

8 解約失効率(長期共済)

(単位: %)

共済種類	2016年度	2017年度
個人長期生命共済	3.2	3.1
個人年金共済	0.6	0.5
団体年金共済	2.8	2.8
終身生命共済	3.4	3.3

(注1) 解約失効率=期中解約・失効件数/月度平均加入件数。
(注2) 年金共済は、年金支払開始前契約についての解約失効率。
(注3) 団体年金共済には、新団体年金共済を含んでいます。

11 支払余力比率の明細

(単位:百万円)

	2016年度決算 ①	2017年度決算 ②	増 減 ②-①
1. 支払余力総額	1,125,348	1,195,769	70,421
(1)純資産の部の合計額	305,109	321,760	16,651
(2)価格変動準備金	58,524	67,024	8,500
(3)異常危険準備金	379,519	411,148	31,630
(4)一般貸倒引当金	10	13	3
(5)その他有価証券評価差額の90%(負の場合は100%)	24,793	18,921	△ 5,872
(6)土地の含み損益の85%(負の場合は100%)	△ 20,969	△ 20,151	818
(7)共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等	353,394	368,246	14,852
(8)その他	24,969	28,807	3,838
2. リスクの合計額	135,484	135,261	△ 223
R1 一般共済リスク相当額	50,265	49,272	△ 993
R2 巨大災害リスク相当額	52,652	52,606	△ 46
R3 予定利率リスク相当額	12,166	12,096	△ 70
R4 資産運用リスク相当額	49,480	50,133	653
R5 経営管理リスク相当額	3,291	3,282	△ 9
3. 支払余力比率(支払余力総額)÷{1/2×(リスクの合計額)}×100	1,661.2%	1,768.1%	106.9ポイント

(注1) 上記は、消費生活協同組合法施行規則第166条の2、第166条の3及び消費生活協同組合法施行規則第4条の2から第4条の5までの規定に基づいて算出しています。

(注2) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

12 再共済実施状況

(1)再共済又は再保険を引受けた主要な会社数

項 目	2016年度	2017年度
再共済又は再保険を引受けた主要な会社数	3社	3社

(2)上位5社に対する支払再共済掛金の割合

項 目	2016年度	2017年度
上位5社に対する支払再共済掛金の割合	100%	100%

(3)格付機関の格付に基づく区分ごとの支払再共済掛金の割合

項 目	2016年度	2017年度
A以上	16.6%	16.5%
BBB以上	0.0%	0.0%
その他(格付なし)	83.4%	83.5%

(注) 格付区分の方法

1. S&P社の格付を使用しています。

2. S&P社の格付がない場合は「その他(格付なし)」に区分しています。

(4)未収再共済金の額

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
未収再共済金(出再分)	1,294	1,401

(注) 自賠責共済にかかる未収再共済金を除いています。

13 契約年度別責任準備金残高及び予定利率

(単位:百万円、%)

契 約 年 度	責任準備金残高	予 定 利 率
～1985年度	35,609	2.25～6.00
1986年度～1990年度	254,608	2.25～6.00
1991年度～1995年度	730,309	2.25～6.00
1996年度～2000年度	173,128	2.25～3.75
2001年度～2005年度	123,496	1.00～2.25
2006年度	43,953	1.00～1.50
2007年度	35,857	1.00～1.50
2008年度	36,417	1.00～1.50
2009年度	33,587	1.00～1.50
2010年度	27,570	1.00～1.50
2011年度	29,378	1.00～1.50
2012年度	26,379	1.00～1.50
2013年度	36,723	1.00～1.50
2014年度	30,637	1.00～1.50
2015年度	21,461	1.00～1.50
2016年度	14,976	1.00～1.50
2017年度	12,762	1.00～1.50

(注1) 責任準備金残高には、予定利率を有する共済掛金積立金(団体年金共済、新団体年金共済を除く)を記載しています。

(注2) 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金に係る主な予定利率を記載しています。

14 県別・会員別保有契約高

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度
北海道	20,042,928	20,009,313
青森	9,752,017	9,710,983
岩手	7,558,853	7,558,658
宮城	10,434,448	10,389,794
秋田	7,299,624	7,242,384
山形	9,328,101	9,312,095
福島	13,772,752	13,740,971
北海道・東北計	78,188,723	77,964,197
茨城	20,347,391	20,310,266
栃木	15,833,392	15,815,501
群馬	11,812,500	11,837,704
埼玉	26,174,024	26,054,118
千葉	17,822,180	17,709,348
東京	45,349,868	44,511,570
神奈川	30,097,107	29,728,906
山梨	5,556,105	5,500,873
関東計	172,992,568	171,468,285
長野	16,498,636	16,426,723
静岡	22,310,867	22,283,374
富山	12,205,741	12,144,270
石川	6,534,788	6,525,209
福井	4,908,641	4,900,609
愛知	25,524,555	25,726,657
岐阜	8,204,541	8,256,247
三重	8,358,640	8,409,735
中部計	104,546,409	104,672,824
滋賀	4,925,724	5,006,827
奈良	3,655,657	3,767,241
京都	9,330,048	9,506,005
大阪	28,567,015	28,822,534
和歌山	5,342,675	5,351,546
兵庫	14,300,084	14,366,908
関西計	66,121,203	66,821,061

(単位:百万円)

	2016年度	2017年度
島根	4,424,661	4,393,140
鳥取	3,594,940	3,598,576
岡山	9,895,695	9,985,632
広島	12,899,149	12,944,046
山口	11,445,142	11,456,496
徳島	5,101,190	5,141,199
香川	5,499,234	5,487,693
愛媛	7,915,566	7,897,374
高知	5,423,391	5,479,991
中四国計	66,198,970	66,384,149
福岡	15,903,867	16,016,646
佐賀	4,080,376	4,125,071
長崎	5,649,295	5,735,370
熊本	6,521,203	6,710,645
大分	6,646,884	6,644,220
宮崎	8,490,235	8,530,512
鹿児島	8,182,880	8,390,389
沖縄	12,088,184	12,451,389
九州計	67,562,923	68,604,241
統括本部計	555,610,795	555,914,758
自治労	93,606,838	94,919,912
森林	7,212,491	6,943,010
たばこ	5,305,447	5,204,754
全水道	1,994,343	1,964,257
職域事業本部計	108,119,119	109,031,934
統括・職域事業本部計	663,729,914	664,946,691
その他	213,069	199,361
統合会員計	663,942,982	665,146,052
新 潟	16,426,913	16,335,171
会員単協計	16,426,913	16,335,171
J P	28,970,619	28,321,257
電 通	33,956,293	32,557,800
交 運	16,531,242	15,954,936
単産会員計	79,458,154	76,833,993
合 計	759,828,049	758,315,217

3) 経理に関する指標

1 責任準備金の積立方式及び積立率

(単位: %)

項 目	2016年度	2017年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率	100	100

(注) 積立率は、生協法施行規則に定める純共済掛金式により計算した共済掛金積立金に対する積立率を記載しています。

2 契約者割戻準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
団体定期生命共済	14,858	15,216
個人定期生命共済	16,044	15,392
こども定期生命共済	991	923
熟年定期生命共済	634	588
傷害共済	509	498
個人長期生命共済	13,820	14,110
個人年金共済	412	380
新団体年金共済	1,500	1,931
終身生命共済	993	956
全制度合計	49,760	49,993

3 引当金の明細

(単位:百万円)

項 目		2016年度	2017年度	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	10	13	3
	個別貸倒引当金	171	170	△ 1
	合 計	181	183	2
その他引当金	役員退職給与引当金	1,496	957	△ 540
	退職給付引当金	24,557	22,411	△ 2,146
	合 計	26,053	23,367	△ 2,686
価格変動準備金		58,524	67,024	8,500
合 計		84,758	90,575	5,817

4 出資金及び積立金明細表

(単位:百万円)

種 類	2016年度				2017年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
会員出資金	181,732	508	—	182,240	182,240	8	—	182,247
法定準備金	47,950	4,905	—	52,855	52,855	5,553	—	58,408
任意積立金	98,162	26,600	6,570	118,192	118,192	30,486	13,893	134,785
経営諸リスク対応特別積立金	48,741	7,000	—	55,741	55,741	8,000	—	63,741
地震等災害見舞金基金	14,456	3,000	427	17,029	17,029	3,000	142	19,887
事業経営基盤整備積立金	15,919	11,700	1,942	25,677	25,677	10,486	10,649	25,514
事業推進政策積立金	13,576	3,300	3,784	13,092	13,092	5,300	1,881	16,511
事務能率積立金	1,529	—	3	1,526	1,526	2,200	232	3,494
社会貢献・国際連帯活動基金	1,022	300	144	1,178	1,178	300	107	1,372
災害救護活動・災害復興支援基金	1,263	1,300	265	2,298	2,298	900	381	2,816
創立記念事業積立金	—	—	—	—	—	300	12	288
労災補償積立金	1,171	—	6	1,165	1,165	—	3	1,162
新制度等開発積立金	486	—	—	486	486	—	486	—
合 計	327,844	32,013	6,570	353,286	353,286	36,047	13,893	375,440

5 事業経費明細表

(単位:百万円、%)

項 目	2016年度	2016年度		2017年度	2017年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
人件費	48,343	39.9	1.1	48,021	38.0	−0.7
物件費	59,739	49.4	−2.5	65,961	52.2	10.4
その他諸経費	934	0.8	−14.4	709	0.6	−24.1
支払委託手数料	12,036	9.9	−3.9	11,707	9.3	−2.7
合 計	121,052	100.0	−1.3	126,399	100.0	4.4

6 支払備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
風水火災共済	3,158	3,192
自然災害共済	4,625	2,830
交通災害共済	1,545	1,389
自動車総合補償共済	44,028	41,877
団体定期生命共済	8,510	8,321
個人定期生命共済	10,682	10,865
こども定期生命共済	997	930
熟年定期生命共済	525	490
傷害共済	1,484	1,616
個人賠償責任共済	99	138
個人長期生命共済	4,388	4,134
個人年金共済	801	879
団体年金共済	114	121
新団体年金共済	366	444
終身生命共済	8,650	8,875
火災再共済	9	9
慶弔再共済	405	435
自動車再共済	596	478
全制度合計	90,982	87,021

7 未経過共済掛金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
風水火災共済	18,777	17,385
自然災害共済	23,048	23,343
交通災害共済	2,537	2,423
自動車総合補償共済	28,168	28,005
団体定期生命共済	892	889
個人定期生命共済	52	53
こども定期生命共済	10	10
熟年定期生命共済	3	3
傷害共済	4,151	3,840
個人賠償責任共済	653	807
個人長期生命共済	4,282	4,086
個人年金共済	20,957	18,935
団体年金共済	5	4
新団体年金共済	15	15
終身生命共済	4,745	4,579
火災再共済	123	140
慶弔再共済	1,462	1,583
自動車再共済	—	77
全制度合計	109,881	106,178

8 異常危険準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
風水火災共済	71,583	74,520
自然災害共済	112,458	135,139
交通災害共済	14,634	14,731
自動車総合補償共済	30,962	33,972
団体定期生命共済	17,431	17,054
個人定期生命共済	15,460	14,671
こども定期生命共済	1,004	1,004
熟年定期生命共済	346	328
傷害共済	9,875	10,041
個人賠償責任共済	708	1,281
個人長期生命共済	10,442	10,639
個人年金共済	39,746	41,092
団体年金共済	9,722	9,540
新団体年金共済	19,811	19,903
終身生命共済	20,237	21,353
火災再共済	181	192
慶弔再共済	4,782	5,529
自動車再共済	137	158
全制度合計	379,519	411,148

9 共済掛金積立金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2016年度	2017年度
団体定期生命共済	2,008	1,974
個人定期生命共済	5,049	4,816
こども定期生命共済	201	188
熟年定期生命共済	86	88
個人長期生命共済	201,940	196,113
個人年金共済	985,855	1,002,277
団体年金共済	221,159	220,186
新団体年金共済	645,836	648,953
終身生命共済	453,534	472,667
全制度合計	2,515,668	2,547,262

10 業務用固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価
有形固定資産	59,508	1,355	19	1,914	58,931	46,501	105,432
土地	37,088	72	3	—	37,157	—	37,157
建物	16,887	209	6	636	16,454	22,171	38,624
建物付属設備	3,388	622	6	489	3,515	17,818	21,333
機械及び装置	25	—	0	5	19	188	207
構築物	214	15	2	25	202	842	1,045
器具備品	497	175	2	146	524	2,449	2,974
電話設備	59	66	0	32	93	324	417
リース資産	1,352	195	—	581	966	2,709	3,676
固定資産仮勘定	11,017	4,940	15,922	—	34	—	—
無形固定資産	1,500	15,134	0	1,809	14,825	—	—
電話加入権	107	—	0	0	106	—	—
水道施設利用権	1	—	—	0	0	—	—
ソフトウェア	1,376	14,694	—	1,727	14,342	—	—
リース資産	17	441	—	81	376	—	—
その他固定資産	259	60	2	88	229	—	—
合 計	72,284	21,489	15,943	3,811	74,019	46,501	105,432

4 資産運用に関する指標

1 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現預金	195,543	185,545
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	167,077	251,615
金銭の信託	238,319	245,413
有価証券	2,568,172	2,573,381
公社債	2,522,669	2,531,953
株式	1,144	1,032
外国証券	41,261	37,117
公社債	41,261	37,117
株式等	—	—
その他の証券	3,099	3,279
長期貸付金	5,573	6,469
運用不動産	1,818	1,785
その他の運用資産	126,208	124,378
合 計	3,302,710	3,388,586

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
有価証券・金銭の信託	2,806,491	2,818,794
公社債	2,536,540	2,547,493
株式	1,144	1,032
外国証券	259,907	252,085
公社債	56,201	59,279
株式等	203,706	192,807
その他の証券	8,899	18,183

2 主要資産の構成及び増減

(1) 運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
現預金	178,647	5.3	192,261	5.6
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭債権	223,000	6.6	256,500	7.4
金銭の信託	251,456	7.4	263,554	7.6
有価証券	2,600,621	76.8	2,616,654	75.6
公社債	2,555,484	75.5	2,577,375	74.5
株式	1,983	0.1	1,891	0.1
外国証券	37,670	1.1	32,198	0.9
公社債	37,670	1.1	32,198	0.9
株式等	—	—	—	—
その他の証券	5,485	0.2	5,190	0.1
長期貸付金	5,774	0.2	6,584	0.2
運用不動産	1,843	0.1	1,950	0.1
その他の運用資産	124,843	3.7	123,454	3.6
合 計	3,386,184	100.0	3,460,957	100.0

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
有価証券・金銭の信託	2,852,077	84.2	2,880,208	83.2
公社債	2,571,036	75.9	2,591,603	74.9
株式	1,983	0.1	1,891	0.1
外国証券	264,928	7.8	265,315	7.7
公社債	55,363	1.6	61,664	1.8
株式等	209,566	6.2	203,651	5.9
その他の証券	14,130	0.4	21,399	0.6

(2) 運用資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
	増減額	増減額
現預金	－11,442	13,614
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	77,000	33,500
金銭の信託	21,811	12,098
有価証券	－2,521	16,032
公社債	－7,935	21,892
株式	374	－92
外国証券	3,171	－5,472
公社債	3,171	－5,472
株式等	—	—
その他の証券	1,869	－295
長期貸付金	160	810
運用不動産	11	108
その他の運用資産	－2,329	－1,389
合 計	82,690	74,774

3 主要資産の運用利回り

(単位: %)

区 分	2016年度	2017年度
現預金	0.04	0.02
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	0.04	0.02
金銭の信託	2.07	2.72
有価証券	1.71	1.65
公社債	1.71	1.64
株式	3.37	7.98
外国証券	1.65	1.47
公社債	1.65	1.47
株式等	—	—
その他の証券	3.99	3.20
長期貸付金	2.97	2.53
運用不動産	3.57	4.28
その他の運用資産	1.16	1.17
合 計	1.54	1.50

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位: %)

区 分	2016年度	2017年度
有価証券・金銭の信託	1.74	1.74
公社債	1.71	1.65
株式	3.37	7.98
外国証券	1.95	2.58
公社債	1.99	2.26
株式等	1.94	2.68
その他の証券	3.69	2.65

4 資産運用収益の明細

(単位: 百万円)

区 分	2016年度	2017年度
利息及び配当金等収益	44,115	43,225
金銭の信託運用益	5,277	6,889
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	748	473
有価証券償還益	3	3
金融派生商品収益	—	—
為替差益	764	—
その他の運用収益	2,025	1,982
合 計	52,932	52,572

5 資産運用費用の明細

(単位: 百万円)

区 分	2016年度	2017年度
支払利息	0	0
金銭の信託運用費	320	183
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	156	408
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	113	101
金融派生商品費用	1,004	128
為替差損	—	269
貸倒引当金繰入額	1	3
その他の運用費用	599	623
合 計	2,194	1,715

(注) 2016年度および2017年度において貸付金の償却はありません。

6 利息及び配当金等収益明細

(単位:百万円)

区 分	2016年度	2017年度
預金利息	75	46
有価証券利息配当金	43,660	42,683
公社債利息	42,811	41,932
株式配当金	36	37
外国証券等利息配当金	813	714
貸付金利息	167	167
その他の利息及び配当金	213	329
合 計	44,115	43,225

7 有価証券の種類別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
公社債	2,555,484	98.3	2,577,375	98.5
国債	1,478,810	56.9	1,540,864	58.9
地方債	257,350	9.9	270,264	10.3
社債	819,323	31.5	766,247	29.3
株式	1,983	0.1	1,891	0.1
外国証券	37,670	1.4	32,198	1.2
公社債	37,670	1.4	32,198	1.2
株式等	—	—	—	—
その他の証券	5,485	0.2	5,190	0.2
合 計	2,600,621	100.0	2,616,654	100.0

8 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2016 年度末	公社債	148,247	191,388	196,068	148,343	294,761	1,576,676	—	2,555,484
	国債	30,164	69,811	67,017	77,827	167,239	1,066,753	—	1,478,810
	地方債	1,200	—	2,103	5,595	46,543	201,909	—	257,350
	社債	116,883	121,577	126,948	64,921	80,979	308,014	—	819,323
	株式	—	—	—	—	—	—	1,983	1,983
	外国証券	10,501	8,504	1,902	8,851	7,912	—	—	37,670
	公社債	10,501	8,504	1,902	8,851	7,912	—	—	37,670
	株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	5,485	5,485
	合 計	158,748	199,892	197,971	157,194	302,673	1,576,676	7,467	2,600,621
2017 年度末	公社債	114,672	207,524	193,621	173,773	334,961	1,552,825	—	2,577,375
	国債	26,564	70,520	77,236	129,295	86,733	1,150,516	—	1,540,864
	地方債	—	103	7,198	1,625	87,184	174,153	—	270,264
	社債	88,108	136,900	109,186	42,853	161,044	228,156	—	766,247
	株式	—	—	—	—	—	—	1,891	1,891
	外国証券	1,502	8,959	2,000	4,000	13,661	2,076	—	32,198
	公社債	1,502	8,959	2,000	4,000	13,661	2,076	—	32,198
	株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	5,190	5,190
	合 計	116,175	216,482	195,621	177,773	348,622	1,554,901	7,080	2,616,654

有価証券+金銭の信託の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2016 年度末	公社債	148,247	197,513	198,799	150,683	299,118	1,576,676	—	2,571,036
	国債	30,164	69,811	67,017	77,827	167,239	1,066,753	—	1,478,810
	地方債	1,200	1,666	2,103	5,595	46,543	201,909	—	259,017
	社債	116,883	126,036	129,679	67,261	85,336	308,014	—	833,209
	株式	—	—	—	—	—	—	1,983	1,983
	外国証券	11,720	9,615	10,568	11,301	7,912	4,247	209,566	264,928
	公社債	11,720	9,615	10,568	11,301	7,912	4,247	—	55,363
	株式等	—	—	—	—	—	—	209,566	209,566
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	14,130	14,130
	合 計	159,967	207,128	209,368	161,984	307,030	1,580,922	225,678	2,852,077
2017 年度末	公社債	115,753	211,753	194,660	181,161	335,451	1,552,825	—	2,591,603
	国債	26,564	70,520	77,236	129,295	86,733	1,150,516	—	1,540,864
	地方債	1,081	103	7,198	1,625	87,184	174,153	—	271,345
	社債	88,108	141,129	110,226	50,242	161,533	228,156	—	779,394
	株式	—	—	—	—	—	—	1,891	1,891
	外国証券	1,502	15,978	5,470	8,065	20,998	9,650	203,651	265,315
	公社債	1,502	15,978	5,470	8,065	20,998	9,650	—	61,664
	株式等	—	—	—	—	—	—	203,651	203,651
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	21,399	21,399
	合 計	117,255	227,731	200,130	189,227	356,448	1,562,475	226,941	2,880,208

9 業種別保有株式明細表

(単位:百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
水産・農林業		—	—
鉱業		—	—
建設業		—	—
製造業	食料品	72	36
	繊維製品	30	30
	パルプ・紙	—	—
	化学	173	189
	医薬品	21	—
	石油・石炭製品	36	52
	ゴム製品	53	50
	ガラス・土石製品	—	—
	鉄鋼	—	—
	非鉄金属	79	74
	金属製品	—	—
	機械	57	50
	電気機器	316	464
	輸送用機器	192	119
	精密機器	106	149
	その他製品	—	—
電気・ガス業		—	—
運輸・情報通信業	陸運業	228	232
	海運業	—	—
	空運業	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—
	情報・通信業	226	210
商業	卸売業	62	38
	小売業	35	35
金融・保険業	銀行業	101	—
	証券・商品先物取引業	—	—
	保険業	—	—
	その他金融業	47	26
不動産業		131	136
サービス業		16	—
合 計		1,983	1,891

(注1) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

(注2) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

10 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
契約者貸付	2,941	50.9	2,786	42.3
その他の貸付	2,833	49.1	3,798	57.7
合 計	5,774	100.0	6,584	100.0

(注1) その他の貸付は、子会社である(株)全労済ウィックに対する貸付です。

(注2) 一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

〈業種別の貸付金残高〉

業種別の貸付金残高(2016年度末および2017年度末)の内訳は、「金融・保険業」です。

11 使途別の貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
設備資金	2,833	100.0	3,798	100.0
運転資金	—	—	—	—
合 計	2,833	100.0	3,798	100.0

12 担保の種類別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
不動産その他担保物	—	—	—	—
債務保証	—	—	—	—
損失補償	—	—	—	—
その他	2,833	100.0	3,798	100.0
合 計	2,833	100.0	3,798	100.0

13 海外投資残高

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
外貨建資産	30,366	11.5	53,834	20.3
公社債	30,358	11.5	47,162	17.8
株式	—	—	—	—
現預金・その他	8	0.0	6,673	2.5
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	27	0.0
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	27	0.0
円貨建資産	234,562	88.5	211,481	79.7
公社債	25,005	9.4	14,502	5.5
その他	209,557	79.1	196,978	74.2
合 計	264,928	100.0	265,342	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

14 外国証券の海外投資地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分		外国証券		公社債		株式等	
		金 額	構成率	金 額	構成率	金 額	構成率
2016年度末	北米	17,701	6.7	17,701	32.0	—	—
	ヨーロッパ	70,042	26.4	37,662	68.0	32,380	15.5
	オセアニア	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	177,185	66.9	—	—	177,185	84.5
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—
	合 計	264,928	100.0	55,363	100.0	209,566	100.0
2017年度末	北米	37,923	14.3	32,164	52.2	5,759	2.8
	ヨーロッパ	51,872	19.6	29,500	47.8	22,372	11.0
	オセアニア	913	0.3	—	—	913	0.4
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	174,607	65.8	—	—	174,607	85.7
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—
	合 計	265,315	100.0	61,664	100.0	203,651	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

15 海外投資運用利回り

(単位:%)

区 分	2016年度	2017年度
海外投資運用利回り	1.95	2.58

(注) 有価証券+金銭の信託の運用利回りです。

16 リスク管理債権の状況

2016年度末および2017年度末において「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に該当するものではありません。

17 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—
要管理債権及び条件緩和貸付金	—	—	—	—
計	—	—	—	—
正常債権	5,774	100.0	6,584	100.0
合 計	5,774	100.0	6,584	100.0

(注) ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 ③「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除く。))であり、「条件緩和貸付金」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(①および②に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
 ④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

18 有価証券等の時価情報(有価証券等のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分		帳簿価格	時 価	差損益	差 益	
					差 益	差 損
2016年度末	責任準備金対応債券	1,516,603	1,817,562	300,958	302,616	1,658
	満期保有目的の債券	414,834	519,255	104,421	104,421	—
	その他有価証券	1,116,083	1,143,631	27,548	31,024	3,476
	公社債	628,776	647,047	18,271	20,042	1,770
	株式	1,228	1,983	755	759	4
	外国証券	14,737	14,670	－67	129	197
	公社債	14,737	14,670	－67	129	197
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	4,172	5,485	1,312	1,337	25
	金銭の信託	244,170	251,447	7,277	8,757	1,480
	金銭債権	223,000	223,000	—	—	—
	合 計	3,047,520	3,480,448	432,928	438,062	5,134
	公社債	2,537,213	2,959,640	422,427	425,855	3,428
	株式	1,228	1,983	755	759	4
外国証券	37,737	38,894	1,157	1,354	197	
公社債	37,737	38,894	1,157	1,354	197	
株式等	—	—	—	—	—	
その他の証券	4,172	5,485	1,312	1,337	25	
金銭の信託	244,170	251,447	7,277	8,757	1,480	
金銭債権	223,000	223,000	—	—	—	
2017年度末	責任準備金対応債券	1,504,566	1,799,929	295,363	296,168	805
	満期保有目的の債券	412,332	519,257	106,924	106,944	20
	その他有価証券	1,198,786	1,219,809	21,023	26,934	5,911
	公社債	655,688	673,477	17,789	19,263	1,474
	株式	922	1,891	969	976	7
	外国証券	19,105	19,198	93	197	104
	公社債	19,105	19,198	93	197	104
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	3,366	5,190	1,823	1,834	10
	金銭の信託	263,205	263,554	349	4,666	4,316
	金銭債権	256,500	256,500	—	—	—
	合 計	3,115,684	3,538,995	423,311	430,047	6,736
	公社債	2,559,587	2,978,888	419,301	421,600	2,299
	株式	922	1,891	969	976	7
外国証券	32,105	32,972	868	971	104	
公社債	32,105	32,972	868	971	104	
株式等	—	—	—	—	—	
その他の証券	3,366	5,190	1,823	1,834	10	
金銭の信託	263,205	263,554	349	4,666	4,316	
金銭債権	256,500	256,500	—	—	—	

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2016年度末における帳簿価格は9百万円です。

前項のうち、有価証券+金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分		帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
2016年度末	責任準備金対応債券	1,516,603	1,817,562	300,958	302,616	1,658
	満期保有目的の債券	414,834	519,255	104,421	104,421	—
	その他有価証券	1,116,083	1,143,631	27,548	31,024	3,476
	公社債	644,297	662,599	18,302	20,651	2,349
	株式	1,228	1,983	755	759	4
	外国証券	235,115	241,928	6,814	7,911	1,097
	公社債	29,935	32,363	2,428	2,810	382
	株式等	205,180	209,566	4,386	5,101	715
	その他の証券	12,443	14,121	1,678	1,703	26
	金銭債権	223,000	223,000	—	—	—
	合 計	3,047,520	3,480,448	432,928	438,062	5,134
	公社債	2,552,734	2,975,192	422,458	426,465	4,007
	株式	1,228	1,983	755	759	4
	外国証券	258,115	266,153	8,038	9,135	1,097
2017年度末	公社債	52,935	56,587	3,652	4,034	382
	株式等	205,180	209,566	4,386	5,101	715
	その他の証券	12,443	14,121	1,678	1,703	26
	金銭債権	223,000	223,000	—	—	—
	合 計	3,115,684	3,538,995	423,311	430,047	6,736
	公社債	2,574,570	2,993,116	418,546	421,884	3,338
	株式	922	1,891	969	976	7
	外国証券	263,786	266,090	2,304	5,254	2,951
	公社債	60,339	62,438	2,099	3,118	1,020
	株式等	203,447	203,651	205	2,136	1,931
	その他の証券	19,907	21,399	1,492	1,932	440
	金銭債権	256,500	256,500	—	—	—
	合 計	3,115,684	3,538,995	423,311	430,047	6,736
	公社債	2,574,570	2,993,116	418,546	421,884	3,338
	株式	922	1,891	969	976	7
	外国証券	263,786	266,090	2,304	5,254	2,951
	公社債	60,339	62,438	2,099	3,118	1,020
	株式等	203,447	203,651	205	2,136	1,931
	その他の証券	19,907	21,399	1,492	1,932	440
	金銭債権	256,500	256,500	—	—	—

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2016年度末における帳簿価格は9百万円です。

19 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2016年度末					2017年度末				
	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
金銭の信託	244,170	251,447	7,277	8,757	1,480	263,205	263,554	349	4,666	4,316

(注) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2016年度末における帳簿価格は9百万円です。

20 デリバティブ取引の時価情報

(1) 取引の内容

当会が利用対象としているデリバティブ取引は以下のとおりです。

・通貨関連：為替予約取引

(2) 取組方針

保有する外貨建債券の為替変動リスクを防止または軽減するヘッジ目的でデリバティブ取引を行い、投機的な取引は行わないこととしています。

(3) リスクの内容

当会で利用しているデリバティブ取引については、市場リスク(為替変動リスク)および信用リスク(取引相手先が契約不履行に陥るリスク)などがあります。

ただし、市場リスクについては、デリバティブ取引が現物資産のヘッジ目的であることから、リスクは限定的であると考えます。

また、信用リスクについては、信用度の高い取引先を相手としていることから、契約が履行されないリスクは小さいものと考えます。

なお、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象である外貨建債券とヘッジ手段である為替予約取引の時価変動額を比較する方法により行っています。

(4) リスク管理体制

当会では、デリバティブ取引のリスク管理にあたっては規定を定め、ヘッジ対象の現物資産と一体としてリスク量の計測・把握などリスク管理を行っています。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しています。

(5) 定量的情報に関する補足説明

①時価算定に関する補足説明

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関が算定した価格にもとづいております。

②差損益に関する補足説明

当会では、デリバティブ取引を現物資産の市場リスクをヘッジするために活用していることから、デリバティブ取引のみの情報だけでなく、ヘッジ対象となっている資産の時価情報と合わせて見る必要があります。

(6) 差損益の内訳

(単位:百万円)

区 分	2016年度末					2017年度末				
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他
ヘッジ会計適用分	—	—181	—	—	—	—	280	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—181	—	—	—	—	280	—	—	—

(注) 差損益は、損益計算書に計上しています。

(7) ヘッジ会計が適用されているもの

①通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2016年度末			2017年度末		
		契約額等	時 価	差 損 益	契約額等	時 価	差 損 益
店頭取引	為替予約取引						
	売建	30,947	31,127	—181	32,308	32,029	280
	米ドル	21,379	21,203	176	19,620	19,982	—362
	ユーロ	9,568	9,924	—356	12,688	12,046	641
	買建	—	—	—	—	—	—
	米ドル	—	—	—	—	—	—
	ユーロ	—	—	—	—	—	—
合 計		30,947	31,127	—181	32,308	32,029	280

(注) 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

②金利関連・株式関連・債券関連・その他

金利関連・株式関連・債券関連・その他については、2016年度末および2017年度末に該当の残高はありません。

(8) ヘッジ会計が適用されていないもの

2016年度末、2017年度末に該当の残高はありません。

Ⅱ．決算関係書類

1 貸借対照表

(単位:千円)
(2018年5月31日現在)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
1. 現金及び預金		192,261,495	1. 共済契約準備金		3,201,602,035
(1) 現金	42,771		(1) 支払備金	87,021,262	
(2) 預貯金	192,218,723		(2) 責任準備金	3,064,587,998	
2. 金銭の信託		263,554,021	(3) 割戻準備金	49,992,774	
3. 金銭債権		256,500,000	2. 再共済勘定		3,249,594
4. 有価証券		2,616,653,738	3. 業務委託勘定		545,557
(1) 国債	1,540,864,018		4. 業務受託勘定		90,479
(2) 地方債	270,264,117		5. その他共済負債		34,906,354
(3) 社債	766,247,337		6. 借入金		3,553
(4) 株式	1,890,820		7. 前受収益		33,006
(5) 外国証券	32,197,831		8. 未払費用		10,970,110
(6) 投資信託受益証券	5,189,613		9. その他負債		32,747,225
5. 貸付金		6,583,905	(1) 未払金	742,334	
(1) 契約者貸付金	2,785,697		(2) 未払法人税等	25,484,360	
(2) その他の貸付金	3,798,208		(3) 預り金	395,970	
6. 運用不動産		1,950,337	(4) 仮受金	20,549	
(1) 土地	1,025,013		(5) リース債務	1,451,866	
(2) 減価償却資産	925,324		(6) 金融派生商品	399,820	
7. その他の運用資産		123,453,757	(7) 資産除去債務	747,773	
8. 再共済勘定		3,762,477	(8) その他の負債	3,504,550	
9. 業務委託勘定		1,545,180	10. 引当金		23,367,306
10. 業務受託勘定		137,561	(1) 退職給付引当金	22,410,720	
11. その他共済資産		16,287,706	(2) 役員退職給与引当金	956,586	
12. 前払費用		295,428	11. 価格変動準備金		67,024,000
13. 未収収益		12,034,953	負債合計		3,374,539,223
14. その他資産		4,393,765	(純資産の部)		
(1) 未収金	178,880		1. 会員資本		423,425,982
(2) 差入保証金	1,002,861		(1) 出資金	182,247,470	
(3) 仮払金	47		(2) 剰余金	241,178,512	
(4) 金融派生商品	679,520		① 法定準備金	58,407,722	
(5) その他の資産	2,532,456		② 任意積立金	134,785,034	
15. 業務用固定資産		74,019,282	ア. 経営諸リスク対応特別積立金	63,740,800	
(1) 土地	37,156,747		イ. 地震等災害見舞金基金	19,886,820	
(2) 減価償却資産	20,807,650		ウ. 事業経営基盤整備積立金	25,514,280	
(3) リース資産(有形)	966,111		エ. 事業推進政策積立金	16,511,150	
(4) 固定資産仮勘定	34,201		オ. 事務能率積立金	3,493,566	
(5) 無形固定資産	14,448,862		カ. 社会貢献・国際連帯活動基金	1,371,666	
(6) リース資産(無形)	376,460		キ. 災害救援活動・災害支援復興基金	2,816,482	
(7) その他固定資産	229,248		ク. 労災補償積立金	1,162,000	
16. 関係団体等出資金		6,393,404	ケ. 創立記念事業積立金	288,266	
(1) 関係団体出資金	5,767,459		③ 当期末処分剰余金(うち当期剰余金)	47,985,755	
(2) 子会社等株式	625,945			33,669,082	
17. 繰延税金資産		233,475,350	2. 評価・換算差額等		15,153,715
18. 貸倒引当金		△ 183,446	(1) その他有価証券評価差額金	15,153,715	
資産合計		3,813,118,921	純資産合計		438,579,698
			負債及び純資産合計		3,813,118,921

2 損益計算書

(単位:千円)
(自2017年6月1日 至2018年5月31日)

科 目	金 額	
経 常 収 益		681,716,239
1. 共済掛金等収入		588,148,543
(1) 受入共済掛金	578,979,087	
(2) 受入再共済金	7,701,321	
(3) 受入返戻金	113,280	
(4) 受入受託手数料	1,354,853	
2. 共済契約準備金戻入額		39,658,068
(1) 支払備金戻入額	3,960,719	
(2) 割戻準備金戻入額	35,697,348	
3. 資産運用収益		52,572,319
(1) 利息及び配当金等収益	43,224,720	
(2) 金銭の信託運用益	6,888,942	
(3) 有価証券売却益	473,047	
(4) 有価証券償還益	3,339	
(5) その他の運用収益	1,982,270	
4. その他経常収益		1,337,308
(1) 受取出資配当金	148,002	
(2) 受取賃貸料	756,015	
(3) 年金払特則受入	117,500	
(4) その他の経常収益	315,790	
経 常 費 用		590,363,542
1. 共済金等支払額		402,254,576
(1) 支払共済金	311,171,288	
(2) 支払再共済掛金	20,570,677	
(3) 支払返戻金	34,703,174	
(4) 支払割戻金	35,697,348	
(5) 支払その他費用	112,086	
2. 共済契約準備金繰入額		59,521,955
(1) 責任準備金繰入額	59,520,576	
(2) 割戻金据置利息繰入額	1,378	
3. 資産運用費用		1,715,101
(1) 支払利息	2	
(2) 金銭の信託運用費	182,949	
(3) 有価証券売却損	408,116	
(4) 有価証券償還損	100,965	
(5) 金融派生商品費用	128,302	
(6) 為替差損	268,595	
(7) 貸倒引当金繰入額	3,013	
(8) その他の運用費用	623,155	

科 目	金 額	
4. 事業経費		126,398,851
(1) 人件費	48,021,400	
(2) 物件費	65,961,406	
(3) その他諸経費	708,643	
(4) 支払委託手数料	11,707,400	
5. その他経常費用		473,058
(1) 寄附金	428,394	
(2) その他の経常費用	44,664	
経常剰余金		91,352,697
特別利益		8,209
1. 固定資産売却益	8,203	
2. その他特別利益	5	
特別損失		8,684,860
1. 固定資産処分損	17,238	
2. 価格変動準備金繰入	8,500,000	
3. その他特別損失	167,622	
税引前当期剰余金		82,676,045
法人税等		26,777,434
法人税等調整額		△ 13,698,721
割戻準備金繰入額		35,928,249
当期剰余金		33,669,082
当期首繰越剰余金		2,109,633
地震等災害見舞金基金取崩額		142,301
事業経営基盤整備積立金取崩額		9,448,922
事業推進政策積立金取崩額		1,880,719
事務能率積立金取崩額		232,101
社会貢献・国際連帯活動基金取崩額		106,774
災害救援活動・災害支援復興基金取崩額		381,485
労災補償積立金取崩額		3,000
創立記念事業積立金取崩額		11,733
当期末処分剰余金		47,985,755

3 決算関係書類の注記

I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はない。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保有する有価証券を保有目的別に区分のうえ、次のとおり行っている。

(1)「満期保有目的の債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。

(2)「責任準備金対応債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。

なお、「責任準備金対応債券」は「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものである。

(3)子会社等株式として区分した有価証券については、移動平均法による原価により評価している。

(4)「その他有価証券」として区分した有価証券で、時価のあるもののうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日前1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価している。

なお、「その他有価証券」の評価差額の計上方法は、全部純資産直入法を採用している。

2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券と同様の方法により行っている。

また、評価は信託の契約ごとに算出し、その合計額を貸借対照表に計上している。

3. 金融派生商品の評価基準および評価方法

金融派生商品(デリバティブ取引)は、市場価格等にもとづく時価により評価している。

4. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産の減価償却は定率法により行っている。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物の減価償却は定額法により行っている。

(2)無形固定資産(ソフトウェア含む)の減価償却は、定額法により行っている。

(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間にもとづく定額法により行っている。

5. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の金額にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っている。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を発生翌期から費用処理している。

過去勤務費用については、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理している。

(2)役員退職給与引当金

内規にもとづく期末要支給額を計上している。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

6. 責任準備金の積立方法

責任準備金は「消費生活協同組合法」第50条の7の規定にもとづく準備金であり、共済掛金積立金については「消費生活協同組合法施行規則」第179条の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算している。

なお、1999年11月30日以前に発効した個人年金共済契約を対象に、追加責任準備金を積み立てることにしている。これにより、当期に積み立てた額は15,000,000千円である。

7. 価格変動準備金

価格変動準備金は「消費生活協同組合法」第50条の9の規定にもとづく準備金であり、保有する資産の価格変動などにより発生しうる損失に備えるため所要額を計算し、計上することとしている。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

9. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産等の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(平成11年10月22日 企業会計審議会)にもとづき行っている。

10. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして先物外国為替取引(為替予約)による時価ヘッジを行っている。ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動額を比較する方法により行っている。

11. 消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜経理方式で処理している。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却している。

12. 決算関係書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

13. その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は以下のとおりである。

①個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額のデュレーションと、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額および責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理している。

②責任準備金対応債券の目標デュレーションを含む資産運用方針や資産配分計画を定めている。

③責任準備金対応債券に係る小区分の設定にあたっては、将来における一定期間内の共済収支にもとづくデュレーションを勘案した方法を継続して採用している。この方法に用いた将来の共済収支の期間は30年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは12.0年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは8.1年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.4年である。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表価額は1,504,566,148千円、時価は1,799,929,458千円である。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

当座借越契約にもとづき担保に供している資産…大口定期預金 31,400,000千円

2. 減価償却累計額の金額

運用不動産から直接控除した減価償却累計額 1,527,840千円

業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 46,501,023千円

3. 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮記帳控除額

建物付属設備から国庫補助金相当額32,760千円が控除されている。

4. 保証債務等

常勤役職員の労働金庫提携住宅ローン借入等に対する保証債務 213,973千円

5. 子法人等及び関連法人等に係る債権又は債務

金銭債権 3,830,042千円

金銭債務 3,023,576千円

6. 役員に対する金銭債権又は金銭債務

理事および監事に対する金銭債権又は金銭債務はない。

7. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する金額

- (1)「消費生活協同組合法施行規則」第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額はない。
- (2)「消費生活協同組合法施行規則」第184条において準用する第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額は4,355,354千円である。

8. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、277,508,257千円である。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子法人等及び関連法人等との取引による収益総額 584,666千円
うち事業取引高 528,936千円
うち事業取引以外の取引高 55,730千円
2. 子法人等及び関連法人等との取引による費用総額 15,374,438千円
すべて事業取引高であり、事業取引以外の取引高はない。

V. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当会は、確定給付型の制度として退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

・期首における退職給付債務	71,838,493千円
・勤務費用	2,632,976千円
・利息費用	140,925千円
・数理計算上の差異の当期発生額	△22,786千円
・退職給付の支払額	<u>△3,147,477千円</u>
・期末における退職給付債務	71,442,130千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

・期首における年金資産	37,823,574千円
・期待運用収益	643,000千円
・数理計算上の差異の当期発生額	△466,126千円
・事業主からの拠出額	4,519,351千円
・退職給付の支払額	<u>△1,452,782千円</u>
・期末における年金資産	41,067,017千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

・積立型制度の退職給付債務	48,456,723千円
・年金資産	<u>△41,067,017千円</u>
	7,389,706千円
・非積立型制度の退職給付債務	22,985,407千円
・未認識数理計算上の差異	<u>△7,964,392千円</u>
・退職給付引当金	22,410,720千円

(4) 退職給付に関連する損益

・勤務費用	2,632,976千円
・利息費用	140,925千円
・期待運用収益	△643,000千円
・数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,951,305千円
・過去勤務費用の当期の費用処理額	<u>△14,331千円</u>
・確定給付制度に係る退職給付費用	4,067,874千円

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

・債券	46.1%
・株式	9.3%

・生命保険一般勘定	14.8%
・投資信託	4.9%
・その他	3.4%
・現金及び預金	21.5%
・合計	100.0%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりである。

・割引率	0.197%
・長期期待運用収益率	1.70%

VI. 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計に関する事項は以下のとおりである。

- (1) 繰延税金資産の総額は242,196,465千円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は2,772,352千円である。また、繰延税金負債の合計は5,948,762千円であり、繰延税金資産の純額は233,475,350千円であった。
- (2) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金209,285,554千円、価格変動準備金18,719,132千円、退職給付引当金6,258,998千円である。また、繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券評価差額金5,869,752千円である。
- (3) 当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△12.13%である。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	312,050千円
減価償却累計額相当額	279,035千円
期末残高相当額	33,015千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	22,387千円	14,443千円	36,831千円

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	22,959千円
減価償却費相当額	20,171千円
支払利息相当額	874千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はない。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、共済事業として各種共済の引き受けを行っており、共済掛金として収受した金銭を資産と負債の総合的管理(ALM)の考え方にもとづき、将来の共済金などの支払いに備えて運用している。総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指している。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産のうち有価証券と金銭の信託は、主に公社債、外国証券、株式、投資信託受益証券である。これらに係るリスクには、市場リスク(金利変動リスク、為替変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスクがある。金融派生商品(デリバティブ取引)は、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクを防止または軽減する目的として行っており、リスクは限定的なものとなっている。この金融派生商品(デリバティブ取引)にはヘッジ会計を適用しており、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして先物外国為替取引(為替予約)による時価ヘッジを行っている。ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動額を比較する方法により行っている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当会では、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけるため、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけている。資産運用リスクの管理にあたっては規定を定め、リスク量の計測、把握などリスク管理を行っている。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告している。

市場リスクについては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の状況を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分を見直すなど適切に管理している。

信用リスクについては、外部格付等を利用し、発行体ごとにリスクの状況を分析・管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年5月31日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	192,261,495	192,315,673	54,177
金銭の信託	263,554,021	263,554,021	—
金銭債権	256,500,000	256,500,000	—
有価証券	2,616,653,738	3,018,941,104	402,287,365
責任準備金対応債券	1,504,566,148	1,799,929,458	295,363,309
満期保有目的の債券	412,332,467	519,256,524	106,924,056
その他有価証券	699,755,121	699,755,121	—
金融派生商品	279,700	279,700	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	279,700	279,700	—

※金融派生商品(デリバティブ取引)によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金

満期までの期間が短いものを除き、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定している。満期までの期間が短いものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

② 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券は、④有価証券と同様の算定方法である。

③ 金銭債権

金銭債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

④ 有価証券

時価のある有価証券のうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日前1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価としている。

⑤ 金融派生商品

先物外国為替取引(為替予約)の時価については、取引金融機関が算定した価格にもとづいている。

(2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 責任準備金対応債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位: 千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,475,750,992	1,771,503,298	295,752,305
	外国証券	9,000,000	9,416,160	416,160
	小計	1,484,750,992	1,780,919,458	296,168,465
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	19,815,155	19,010,000	△ 805,155
	外国証券	—	—	—
	小計	19,815,155	19,010,000	△ 805,155
合計		1,504,566,148	1,799,929,458	295,363,309

② 満期保有目的の債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位: 千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	400,655,293	507,240,374	106,585,081
	外国証券	4,000,000	4,358,500	358,500
	小計	404,655,293	511,598,874	106,943,581
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	7,677,174	7,657,650	△ 19,524
	外国証券	—	—	—
	小計	7,677,174	7,657,650	△ 19,524
合計		412,332,467	519,256,524	106,924,056

③ その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである。

(単位: 千円)

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	477,071,931	496,334,736	19,262,804
	株式	815,845	1,791,525	975,680
	外国証券	15,717,972	15,914,717	196,745
	投資信託受益証券	3,041,421	4,874,940	1,833,519
	小計	496,647,169	518,915,919	22,268,749
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	178,616,138	177,142,120	△ 1,474,017
	株式	106,001	99,295	△ 6,706
	外国証券	3,386,929	3,283,114	△ 103,814
	投資信託受益証券	324,853	314,672	△ 10,181
	小計	182,433,922	180,839,202	△ 1,594,720
合計		679,081,092	699,755,121	20,674,029

④ 当期における有価証券の売却については、次のとおりである。

ア. 有価証券売却益の内訳は、公社債248,008千円、株式56,921千円、外国証券120,095千円、投資信託受益証券48,020千円である。

イ. 有価証券売却損の内訳は、公社債366,716千円、株式10,799千円、投資信託受益証券30,600千円である。

(3) 金銭の信託に関する注記事項

金銭の信託の保有目的区分は、その他有価証券である。取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである。

(単位: 千円)

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	金銭の信託	108,043,520	111,738,242	3,694,722
	小計	108,043,520	111,738,242	3,694,722
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	金銭の信託	155,161,062	151,815,778	△ 3,345,283
	小計	155,161,062	151,815,778	△ 3,345,283
合計		263,204,582	263,554,021	349,438

(4) 満期がある有価証券等の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預金	123,424,350	—	—	—	3,000,000	—
金銭の信託	1,114,000	11,227,590	4,571,072	11,517,710	8,152,500	6,564,571
金銭債権	256,500,000	—	—	—	—	—
有価証券	116,090,000	215,380,950	193,774,000	175,500,950	347,135,950	1,530,656,884
責任準備金対応債券	36,600,000	65,300,000	83,300,000	108,200,000	273,600,000	937,800,000
満期保有目的の債券	—	1,000,000	2,000,000	1,000,000	—	403,336,010
其他有価証券	79,490,000	149,080,950	108,474,000	66,300,950	73,535,950	189,520,874
合計	497,128,350	226,608,540	198,345,072	187,018,660	358,288,450	1,537,221,455

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 会社
記載すべき重要なものはない。
2. 組合
記載すべき重要なものはない。
3. 役員及びその近親者
記載すべき重要なものはない。

X. その他の注記

記載すべき重要なものはない。

4 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
資 産 の 部	1. 現金及び預貯金		167,133	150,945	190,089	178,647	192,261
	2. 金銭の信託		189,046	214,492	229,645	251,455	263,554
	3. 金銭債権		36,000	65,000	146,000	223,000	256,500
	4. 有価証券		2,575,534	2,650,988	2,603,142	2,600,621	2,616,653
	5. 貸付金		7,641	6,773	5,613	5,773	6,583
	6. 運用不動産		1,953	1,835	1,831	1,842	1,950
	7. その他の運用資産		131,948	129,492	127,171	124,842	123,453
	8. 再共済勘定		2,369	1,845	2,037	2,840	3,762
	9. 業務委託勘定		1,663	1,652	1,723	1,639	1,545
	10. 業務受託勘定		82	79	76	115	137
	11. その他共済資産		17,232	16,995	18,280	16,388	16,287
	12. 前払費用		347	291	310	309	295
	13. 未収収益		12,471	12,555	12,501	12,106	12,034
	14. その他資産		2,497	2,416	2,675	2,692	4,393
	15. 業務用固定資産		62,987	62,700	63,485	72,283	74,019
	16. 関係団体等出資金		5,936	6,106	6,393	6,393	6,393
	17. 繰延税金資産		184,884	191,126	202,771	217,954	233,475
	18. 貸倒引当金		△ 192	△ 190	△ 185	△ 181	△ 183
資産の部合計			3,399,538	3,515,108	3,613,563	3,718,727	3,813,118
負 債 の 部	1. 共済契約準備金		2,947,693	3,012,691	3,080,600	3,145,809	3,201,602
	2. 再共済勘定		2,568	3,374	3,519	2,707	3,249
	3. 業務委託勘定		566	648	580	529	545
	4. 業務受託勘定		77	84	85	88	90
	5. その他共済負債		33,534	29,579	30,588	34,635	34,906
	6. 借入金		57	36	22	5	3
	7. 前受収益		38	33	31	30	33
	8. 未払費用		8,697	9,388	8,811	8,538	10,970
	9. 未払利息		0	0	0	—	—
	10. その他負債		33,813	29,185	26,408	32,178	32,747
	11. 引当金		25,256	26,370	25,864	26,053	23,367
	12. 価格変動準備金		32,688	42,484	50,024	58,524	67,024
負債の部合計			3,084,990	3,153,877	3,226,535	3,309,100	3,374,539
純 資 産 の 部	1. 会員資本		305,304	336,471	361,500	389,770	423,425
	(1) 出資金		180,714	181,223	181,731	182,239	182,247
	(2) 剰余金		124,589	155,248	179,768	207,530	241,178
	① 法定準備金		36,510	41,695	47,949	52,854	58,407
	② 任意積立金		59,388	77,872	98,162	118,192	134,785
	③ 当期末処分剰余金		28,690	35,680	33,656	36,483	47,985
	(うち当期末剰余金)		25,921	31,265	24,520	27,761	33,669
	2. 評価・換算差額等		9,243	24,759	25,527	19,856	15,153
	純資産の部合計		314,547	361,230	387,028	409,626	438,579
負債及び純資産の部合計			3,399,538	3,515,108	3,613,563	3,718,727	3,813,118

5 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常損益の部	経常収益		690,379	701,304	692,712	688,833	681,716
	1. 共済掛金等収入		611,278	605,363	600,733	595,553	588,148
	(1) 受入共済掛金		600,505	595,919	590,759	586,057	578,979
	(2) 受入再共済金		9,022	7,633	8,322	8,058	7,701
	(3) 受入返戻金		51	52	57	68	113
	(4) 受入受託手数料		1,699	1,757	1,594	1,368	1,354
	2. 共済契約準備金戻入額		25,784	40,109	36,863	39,255	39,658
	(1) 支払備金戻入額		—	2,949	—	2,381	3,960
	(2) 割戻準備金戻入額		25,784	37,159	36,863	36,873	35,697
	3. 資産運用収益		51,969	54,585	53,859	52,931	52,572
	4. その他経常収益		1,347	1,246	1,255	1,092	1,337
	(1) 受取出資配当金		119	108	116	111	148
	(2) 受取賃貸料		733	727	746	766	756
	(3) 年金払特別受入		181	34	84	102	117
	(4) その他の経常収益		312	376	308	112	315
	経常費用		602,524	610,229	610,846	604,679	590,363
	1. 共済金等支払額		419,499	418,351	419,494	413,165	402,254
	(1) 支払共済金		330,885	321,669	322,858	319,349	311,171
	(2) 支払再共済掛金		21,388	20,256	21,085	20,839	20,570
	(3) 支払返戻金		41,322	39,078	38,559	35,978	34,703
	(4) 支払割戻金		25,698	37,159	36,863	36,873	35,697
	(5) 支払その他費用		203	186	127	124	112
	2. 共済契約準備金繰入額		60,457	67,620	66,277	67,913	59,521
	(1) 支払備金繰入額		5,771	—	5,880	—	—
	(2) 責任準備金繰入額		54,668	67,602	60,384	67,909	59,520
	(3) 割戻金据置利息繰入額		17	17	12	4	1
	3. 資産運用費用		1,230	1,236	1,988	2,193	1,715
	4. 事業経費		120,979	122,598	122,667	121,051	126,398
	(1) 人件費		47,993	48,055	47,809	48,342	48,021
	(2) 物件費		59,606	60,809	61,243	59,739	65,961
	(3) その他諸経費		1,123	1,096	1,090	933	708
	(4) 支払委託手数料		12,256	12,637	12,523	12,036	11,707
	5. その他経常費用		357	423	418	354	473
	(1) 寄附金		343	376	392	300	428
	(2) その他の経常費用		13	46	26	53	44
	経常剰余金		87,854	91,074	81,865	84,153	91,352
特別損益の部	特別利益		8	93	—	35	8
	(1) 固定資産売却益		0	5	—	—	8
	(2) その他特別利益		7	87	—	35	0
	特別損失		8,363	10,238	8,797	9,518	8,684
	(1) 固定資産処分損		151	43	90	45	17
	(2) 不動産圧縮損		7	—	—	—	—
	(3) 減損損失		1,076	—	3	115	—
	(4) 価格変動準備金繰入		6,448	9,796	7,540	8,500	8,500
	(5) リース解約損		6	0	—	1	—
	(6) 地震等災害見舞金		—	—	672	—	—
	(7) 平成28年熊本地震臨時費用		—	—	470	—	—
	(8) その他特別損失		673	399	19	855	167
	税引前当期剰余金		79,499	80,929	73,067	74,671	82,676
	法人税等		26,342	24,202	21,995	23,345	26,777
	法人税等調整額		△10,636	△12,025	△11,942	△12,987	△13,698
	割戻準備金繰入額		37,872	37,487	38,494	36,551	35,928
	当期剰余金		25,921	31,265	24,520	27,761	33,669
	当期首繰越剰余金		1,046	2,793	2,126	2,151	2,109
	会計方針の変更による累積的影響額		—	△606	—	—	—
	会計方針の変更を反映した当期首繰越剰余金		—	2,186	—	—	—
	任意積立金取崩額		1,722	2,228	7,009	6,570	12,207
	当期末処分剰余金		28,690	35,680	33,656	36,483	47,985

6 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
当期末処分剰余金	28,690	35,680	33,656	36,483	47,985
任意積立金取崩額	18,687	—	—	1,686	—
事務能率積立金	18,687	—	—	—	—
事業経営基盤整備積立金	—	—	—	1,200	—
新制度開発積立金	—	—	—	486	—
剰余金処分額	44,585	33,554	31,505	36,060	45,671
法定準備金	5,185	6,254	4,905	5,553	6,734
利用分量割戻金	—	—	—	21	41
社会貢献・国際連帯活動基金	300	300	300	300	200
事務能率積立金	—	—	—	2,200	1,600
災害救援活動・災害支援復興基金	1,000	700	1,300	900	400
地震等災害見舞金基金	6,000	9,000	3,000	3,000	120
経営諸リスク対応特別積立金	5,000	8,000	7,000	8,000	10,000
事業推進政策積立金	14,100	2,800	3,300	5,300	11,576
事業経営基盤整備積立金	13,000	6,500	11,700	10,486	10,000
創立記念事業積立金	—	—	—	300	—
New-Zetwork推進政策積立金	—	—	—	—	5,000
次期繰越剰余金	2,793	2,126	2,151	2,109	2,314

(注) 次期繰越剰余金に含まれている生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金は、2013年度1,297百万円、2014年度1,564百万円、2015年度1,227百万円、2016年度1,389百万円、2017年度1,684百万円です。

■利用分量割戻金制度別内訳

(単位:百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
火災再共済	—	—	—	21	41
合 計	—	—	—	21	41

Ⅲ．子会社等の状況に関する事項

1 子会社等の状況

2018年8月1日現在

会社名	所在地	設立日	代表者氏名	当連合会の 議決権比率	主たる事業種目
株式会社 全労済システムズ	東京都八王子市別所 2-39-1 全労済情報センター4階	1973年5月7日	真岡 美明	100%	情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営
株式会社 全労済リブス	東京都府中市府中町 1-9 京王府中1丁目ビル5階	1990年3月22日	堀口 泰弘	100%	共済事業の保全業務
全労済アシスト 株式会社	大阪府吹田市広芝町 10-28 オーク江坂ビル3階	1981年11月16日	森本 玄輔	100%	共済事業の保全業務・建物管理事業
株式会社 全労済ウィック	東京都新宿区西新宿 7-20-8 全労済東京会館4階	1986年5月14日	阿野 豊	99%	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業
株式会社 スペース・ゼロ	東京都渋谷区代々木 2-12-10 全労済会館内	1988年6月1日	崎田 弘	100%	ホール等文化教養施設の賃貸・保守・管理運営業務、広告宣伝等に関する業務
株式会社 ゼスト	大阪府大阪市鶴見区横堤 5-1-18	1982年9月14日	高山 圭史	100% (8%)	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス

(注) ()の数値は、間接所有分を示します。

2 子会社等の直近事業年度における事業の概況

〈自2017年6月1日 至2018年5月31日〉(単位:千円)

	(株)全労済システムズ	(株)全労済リブス	全労済アシスト(株)	(株)全労済ウィック	(株)スペース・ゼロ	(株)ゼスト	合 計
I 損益の状況							
1. 営業損益							
(1) 収益	7,875,072	2,916,097	3,282,159	2,921,186	384,842	247,843	17,627,201
(2) 費用	7,854,047	2,987,942	3,371,418	2,842,265	357,688	239,860	17,653,223
2. 営業利益	21,025	△ 71,845	△ 89,259	78,921	27,154	7,983	△ 26,021
3. 営業外損益	1,790	3,180	520	1,790	1,844	153	9,280
(1) 収益	—	—	—	3,570	—	2,000	5,571
(2) 費用	—	—	—	—	—	—	—
4. 経常利益	22,815	△ 68,664	△ 88,739	77,141	28,998	6,135	△ 22,312
5. 特別損益	—	—	—	6,818	—	316	7,134
(1) 利益	—	—	—	—	—	—	—
(2) 損失	7,702	—	0	792	—	—	8,495
6. 税引前当期純利益	15,113	△ 68,664	△ 88,739	83,166	28,998	6,452	△ 23,673
7. 法人税等	6,083	△ 22,030	18,338	26,636	8,534	1,154	38,716
8. 当期純利益	9,029	△ 46,633	△ 107,078	56,530	20,464	5,298	△ 62,389
(1) 流動資産	2,158,487	437,704	700,387	5,316,737	249,878	132,551	8,995,746
(2) 固定資産	182,783	569,346	551,953	213,619	14,616	5,189	1,537,509
1. 資産合計	2,341,271	1,007,051	1,252,340	5,530,356	264,494	137,741	10,533,255
(1) 負債合計	1,099,499	292,339	510,184	4,197,323	99,569	17,658	6,216,576
(1) 資本金	90,000	50,000	85,673	90,000	15,000	60,000	390,673
その他資本剰余金	60,000	—	—	—	—	—	60,000
(2) 資本剰余金	60,000	—	—	—	—	—	60,000
利益準備金	41,247	3,750	9,300	23,200	3,750	6,000	87,247
ア.任意積立金	840,715	312,000	234,000	788,000	122,000	22,316	2,319,031
イ.繰越利益剰余金	209,808	348,961	413,182	431,832	24,174	31,766	1,459,727
その他利益剰余金	1,050,524	660,961	647,182	1,219,832	146,174	54,082	3,778,759
(3) 利益剰余金	1,091,771	664,711	656,482	1,243,032	149,924	60,082	3,866,006
(2) 純資産合計	1,241,771	714,711	742,156	1,333,032	164,924	120,082	4,316,679
2. 負債及び純資産合計	2,341,271	1,007,051	1,252,340	5,530,356	264,494	137,741	10,533,255
1. 当期首繰越利益剰余金	202,880	417,595	520,261	412,302	18,710	26,468	1,598,219
(1) 当期純利益	9,029	△ 46,633	△ 107,078	56,530	20,464	5,298	△ 62,389
(2) 任意積立金の取崩	6,898	—	—	—	—	—	6,898
2. 増加合計	15,928	△ 46,633	△ 107,078	56,530	20,464	5,298	△ 55,491
(1) 利益準備金の積立	—	2,000	—	—	—	—	2,000
(2) 剰余金の配当	9,000	20,000	—	27,000	—	—	56,000
(3) 任意積立金の積立	—	—	—	10,000	15,000	—	25,000
3. 減少合計	9,000	22,000	—	37,000	15,000	—	83,000
4. 当期末繰越利益剰余金	209,808	348,961	413,182	431,832	24,174	31,766	1,459,727
IV 配当率(年%)	10.00	40.00	—	30.00	—	—	—

(注)「0」は単位未満であることを示します。

資料集

CONTENTS

1. 「New-Zetwork」〈2018年度～2021年度中期経営政策〉	94
2. 協同組合のアイデンティティに関するICA声明	96
3. ICAの10年計画(ブループリント)	96
4. 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想	97
5. 協力団体数および地域推進員数	100
6. 全労済略年史	101
7. 所在地一覧	108
8. 自動車事故・住宅損害対応拠点一覧	118
9. (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター	119
10. (株)ゼストの介護サービス事業所	119
11. (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所	119
12. 各種お問い合わせ・連絡窓口	120

1 「New-Zetwork」(2018年度～2021年度中期経営政策)

I. New-Zetworkの位置づけと目的

(1)位置づけ

2014年度～2017年度中期経営政策「Zetwork-60」で明らかになった成果と課題を継承し、新しい全労済の姿に向け2018年度～2021年度中期経営政策「New-Zetwork」を策定しました。

(2)目的

Zetworkスタイルの構築と展開により、事業の持続的成長と運動の発展を図ります。

Zetworkスタイルとは

さまざまな環境の変化に対して**お役立ち発想**と**共創活動**で柔軟・機敏に対応し、事業・運動を展開する。

①全労済の事業と運動の普遍的な姿

②新しい事業と運動を組合員・協力団体・社会と共有し、さらに共創していく姿

③新しい事業と運動を実践する全労済グループの役職員・パートナー職員の考え方・行動

お役立ち 発想

組合員・協力団体等と向き合うすべての場面において、相手方の課題やニーズを把握し、その気持ちに立って期待を超える解決策を考え、実行すること

共創 活動

全労済単独では実現できないさまざまな課題に対し、組合員・協力団体・協同組合組織等がそれぞれの強みを持ち寄り、お互いをカバーしながら、共通の価値を創造すること

II. Zetworkスタイルでめざす事業と運動

(1)事業

組合員と向き合うすべての場面において業務・ご案内の点検を行い、組合員に寄り添う対応と、ニーズに応えた商品・サービスの提供により共済利用を促進します。

組合員に向き合い寄り添う「総お役立ち活動」

【ご検討いただく場面】

身近に相談できる対面の体制強化 (店舗、訪問体制、協力団体での推進)

WEBや電話など組合員が気軽に情報収集や相談できる仕組み強化 (ホームページ・コールセンター等)

【ご加入・ご継続の場面】

組合員一人一人に応じたきめ細やかな提案

など

【さまざまなお手続きの場面】

住所変更などの各種手続時、共済金請求手続時、共済金お支払い時の丁寧なサポート対応

など

(2)運動

①新しい生活保障設計の取り組み

従来の「もしも」の経済的保障だけでなく、社会の変化を捉え、事前(日常の備え)や事後(事由発生後のフォロー等)の安心を商品・組合員サービス・情報などでトータルに提供します。

また、組合員一人一人の生活スタイル(世帯構成や収入、価値観等)に合わせて安心を提供します。

②持続可能な社会づくり・セーフティーネットづくりの取り組み

国際目標であるSDGs※の「誰一人取り残さない」社会づくりに向け、持続可能な社会づくり、セーフティーネットづくりに取り組みます。

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

新しい生活保障設計の取り組み・セーフティーネットづくり

事前(日常の備え)

- 健康増進への取り組み
- 交通安全の啓発活動
- 防災・減災の取り組み
- 地域のネットワークづくり

など

もしも

- 無保障者をなくす取り組み
- 一人一人の保障の最適化(ムリ・ムダ・ムラをなくす)
- 個人に応じたライフプランニング

事後(事由発生後のフォロー等)

- 共済金の迅速なお支払い
- 生活再建・構築に向けたサポート
- 被災地の復興支援活動
- 交通遺児への支援

など

Ⅲ. 新しい全労済の姿〈New-Value〉

Zetworkスタイル ～お役立ちと共創で、事業と運動を変革～

組合員一人一人に寄り添い、より身近な存在として組合員との「深く」「長く」関係づくりをすすめ、その力をもって「広く」事業と運動の発展をめざします。



2 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995年9月、ICA(国際協同組合同盟)100周年記念全体総会で、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」が採択されました。これは、21世紀の世界の協同組合の活動指針となる新しい協同組合原則です。

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

《第1原則》

自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

《第2原則》

組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

《第3原則》

組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のためその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする

・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
・組合員の承認により他の活動を支援するため

《第4原則》

自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

《第5原則》

教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

《第6原則》

協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

《第7原則》

コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

3 ICAの10年計画(ブループリント)

ICA(国際協同組合同盟)は、2012国際協同組合年(IYC)のクロージングイベントとして開催されたICA臨時総会で、2020年までに協同組合が達成すべき目標を定めた「協同組合の10年に向けたブループリント」を公表しました。

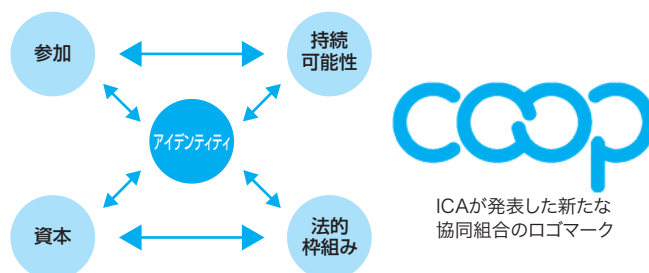
この計画の中で、(1)経済・社会・環境の持続可能

性において認知されたリーダーとなる、(2)人々に最も好まれるモデルとなる、(3)もっとも急速に成長する事業形態となる、という3つの目標を掲げています。この目標を達成するために、互いに関係し合う5つの分野における戦略課題を提起しています。

1. 組合員としての、またガバナンスへの**参加**のレベルを引き上げる
2. 協同組合を**持続可能性**の構築者と位置づける
3. 協同組合のメッセージを構築し**アイデンティティ**を確立する
4. 協同組合の成長を支援する**法的枠組み**を確保する
5. 組合員による管理を保障しながら、信頼性のある協同の**資本**を確保する

2013年のケープタウン総会で、ICAは「協同組合の10年に向けたブループリント」の実践として、協同組合のアイデンティティを形にするため、新たな協同組合のロゴマークを発表しました。2017年のクアラル

ンプール総会では、「ブループリント」に継ぐ2030年に向けた活動計画が発表され、会員の拡大、コミュニケーション活動、ガバナンスの強化が図られていくことになっています。



4 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想

この構想（通称「21世紀構想」）は、21世紀における共済協同組合の発展を期して、1997年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認されたもので、全労済グループから各共済協同組合に対して、広く提言を行ったものです（この構想は、その後の情勢変化や課題の進捗状況などを踏まえ、2005年6月に、必要な補強を行いました）。

全労済グループからの提言

日本の共済事業は各種協同組合法にもとづく共済団体の他、政府の災害補償法にもとづく共済団体や地方自治法にもとづく共済団体などで実施され、組合員数はのべ6,638万人（日本共済協会ファクトブックより）を超え、多くの国民は何らかの形で共済にかかわっているものと推定され、事業実績も増大し多分野の共済種目がそろい、今日において共済は組合員の生活設計の中で必要不可欠なものとして定着しつつあります。

社会・経済の構造的な変革の時代がおとずれる中で、生活者本位の経済、人間と自然と共生し続けることが可能な社会へ向かう新しい社会システムへの模索が始まっています。

こうした変化に対応し、社会的な位置を占める存在となった共済協同組合が、組合員のライフプランに密着した的確な活動をすすめる、事業と運動の実践を通じて組合員への責任を果たし発展していくためには、従来の体質から脱皮し新しい時代に適応していくことが不可欠です。

一方、保険業法の改正、日米包括経済協議、金融政策などの影響を受けた国内生損保は、競争力の維持拡大に向け、また、外資系生損保・新規参入保険会社は事業の拡大をめざし、連携・提携・統合および合併による合従連衡が展開され、結果的に国内生損保とも6～8グループ（社）に収斂されました。共済協同組合は、このような淘汰や業界再編などの波を

乗り越え、再び競争力をとりもどしつつある生損保業界や外資系生損保と真正面から競合しなければならないという、大きな試練の時期を迎えています。

共済協同組合は、その生い立ち、根拠法、所管行政庁が異なっていることから、個々の団体ごとに事業展開がはかられていますが、保険業界に対抗し共済（協同組合保険）の優位性を確保していくためには、個々の事業体の枠を超えてその態勢づくりをすすめることが必要と考えます。

そのためには、共済協同組合の大同団結は急務であり、全労済グループは日本の共済協同組合の協調・連帯を広く社会に提言するものです。

規制緩和、自由化や新たな競合の大きな流れが避けられない事実であるとすれば、むしろこれをチャンスとして情勢変化に的確に対応することが、共済協同組合が生き残り発展する道であると強く確信し、当面次のことを提案するものです。

- (1) さらなる共済団体の連携と協調をはかりつつ日本共済協会に結集し、日本共済協会のリーダーシップのもとに新たな競合に対応した取り組みを早急に具体化する。
- (2) そのテーマとして、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能の確立、必要な法制度の改革の二点をすすめる。

国際的な協同組合と情勢認識

ICA（国際協同組合同盟）は、1995年9月の100周年大会・総会において、新しい「協同組合の原則」などを決定しました。それらは、急速に変化を続ける社会における協同組合運動の基本的目的を再検討したうえで、21世紀に向けて協同組合はどのような役割を果たさなければならないか提起したものです。

こうした原則改定の背景と、現在と未来における協同組合の役割は、つぎのようなことにあります（「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」より要約）。

1. 協同組合の直面する課題

協同組合は、これまでの歴史からみて、現在非常に困難な挑戦に直面しています。

- (1) 先進工業地域では、市場経済の急速な拡大・経営組織の革新・情報通信の発達などにより、資本主義的企業を根底からゆり動かす変化が生じています。協同組合は、これに伴う競争の激化と生き残るための対応を求められています。
- (2) 急激な経済変動が起きた国では政府の国民経済における役割が削減され、政府の支援に頼ってきた協同組合ではこれに対応できない状況に陥っています。
また、東欧など国家機関となっていた協同組合は新しい建設が必要となり、古くからの工業国でも政治的支持には依存できず、協同組合の自立が必然的になっています。
- (3) こうした外部世界からきている深刻な脅威や競争に対し、協同組合の存在意義と役割をより一層明瞭に発揮すべきことが必要となっています。

2. 協同組合の役割

協同組合は、所有と管理が民主的に行われるという、資本のコントロールする企業や政府の関与する事業とは違う「事業体」です。

その参加と民主主義を基礎とした事業運営と活動を通じて、特に次の傾向に関与し、人々の経済的・社会的生活の向上とその解決を大きく助ける役割を持っています。

- (1) 人口の増加
これに伴う基本的必需品である、食料・住宅・雇用・保健施設などの協同生産や購入に対して。
- (2) 経済力の集中
経済力が世界中の富豪の手に集中し、これにより世界のすべての国で貧困が国際的問題となることに対して。
- (3) 地球規模の環境悪化
人口圧力、制御できない資本の運動や生産、大量消費などによる、環境の危機に対して。
- (4) コミュニティの困難
高出生率と移民などによるスラム化や若年層の失業、工業化された地域での都市の社会不安の増大など、市民社会の問題に対して。
- (5) 若い人々の問題
多くの若い人々が、結果として貧困化した未来と雇用などの制限された機会に直面していることに対して。

日本における協同組合の動向と課題

日本における協同組合も、世界的な状況と異なっているわけではなく、次のような課題に直面しています。

1. 産業構造や事業基盤の大規模な変化への対応

日本における農協・漁協・生協・中小企業などの協同組合は、分野別に形成されてきましたが、農漁業・農村

などは基盤縮小などの大きな変化が生じ、中小業者や都市勤労者の就業や雇用の形態も変化しています。

2. 高度成長の発展から低成長の時代への対応

協同組合もまた、経済活動の発展のなかで、事業と組織を拡大してきた面がありましたが、「右肩あがり」の成長を前提とすることは出来なくなっています。

3. 規制緩和や自由化への対応

日本の産業界における、法律・行政による規制や保護は、協同組合にとっても直接的な支援であったり、支援を受けない協同組合にとっては、他の企業との違いを鮮明にできるところでもありました。

しかし、規制緩和・自由化は、業界内の競争を促進するだけでなく、他業態、「根拠法の無い共済」(無認可共済)や海外への開放を含んだ市場競争を促進しています。また、規制緩和や自由化などの広まりから、共済協同組合においては、保険業法とのイコールフットリングを求める声が強まっています。

4. 事業と運動・組織の模索

この間、協同組合金融である信用組合の破綻や、住専問題の発生、一部生協の運営と事業の失敗などが生じています。

厳しい市場のなかで闘わざるをえない協同組合にとって、経営の近代化をすすめながら、協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。

また、少子高齢社会の到来による日本の経済・社会システムの転換期に、協同組合だからこそできる事業と運動を通じて、人間らしい暮らしの創造を、どう高めていくのかも急がれる課題です。

5. 各協同組合などの連携と協同の促進

こうした情勢の下で、協同組合が営利企業との競争に敗北せず、よりよい社会と生活の改善に向け、社会的役割を一層発揮していくためには、次のような連携と新たな協同の発展形態が模索されなければなりません。

- (1) 農協・漁協・生協・中小企業等協組など、特定分野をこえた相互の連携と協同による社会的役割の発揮と、多様な結びつきと組織形態を用意すること。
- (2) 生産協同組合、福祉協同組合、環境生協など新たな分野を担う協同組合も含めた、機能と役割の違った各種の協同組合の協同を促進すること。
- (3) 労働金庫など福祉事業団体と、今日段階における商品や付帯サービスなどの事業提携を促進すること。
- (4) 生活者のニーズに応え経済活動の一角を担うための事業領域の拡大を求め、適切な協調と競争がはかられるような、協同の機能づくりを可能としていくこと。

- (5) 各々の協同組合の協同と連帯は、分野別協同組合（例えば生協）の中で、また、その分野を越えてすすめていく必要があること。

共済協同組合の動向と課題

協同組合としての共通の問題を抱えながら、共済分野の協同組合としての独自の課題が存在します。

1. 規制緩和・自由化と共済協同組合

規制緩和・自由化の進展は、これまでの「護送船団」から、「大競争時代」へと転換されたことにより生損保に淘汰や業界再編をもたらしました。

しかしながら、この波を乗り越えた生損保は、再び競争力をとりもどしつつあります。

また、「根拠法の無い共済の契約者保護ルール」の導入に向けた保険業法の一部改正や、内閣府の「規制改革・民間開放推進会議」においても、米国・EU・生保協会などからも共済と保険業法とのイコールフットリング（競争条件の平等化）を求める声の高まりなど、共済への規制を求める動きが強まりつつあります。

2007年に予定されている金融機関の窓口における保険商品の全面解禁や、郵政事業の民営化に向けた動向など、共済協同組合を取り巻く環境については大変に厳しいものになると想定されます。

こうした新しい保険業界や金融の変化のなかで、共済協同組合としての重要な問題は、次のようにあげることができます。

- (1) 多くの場合、個々の組合やグループごとに分立した事業による事業基盤の不安定さ
- (2) 事業活動上の様々な規制による競争条件上の不利
- (3) 大規模災害などへの支払能力や、保険会社に比べての契約者保護規制の弱さなどからくる加入者サイドの不安感の強まり
- (4) 経営（マネジメント）の未熟さ、共済資金運用における経験の不足と弱さ

2. 法制度・行政制度と共済協同組合

- (1) 各協同組合法における「共済事業」の位置づけ、各協同組合事業のなかにおける規模などは千差万別であり、自治的にすすめることが可能であった反面、安定性を欠く要因ともなっています。
- (2) 共通する事業法を持っておらず、各協同組合法（組織法）と行政指導および自治規範によっているのが実態であり、保険会社における規制や安全確保制度などと比べて劣るというような指摘を受けやすく、また、事業規模などの拡大の阻害要因ともなっています。
- (3) 保険業との関係から、他の分野より協同組合間の共通項の多い共済事業ではあるが、監督行政庁間の思惑に左右されやすく、法や行政庁をまたぐ連携や協同がやりにくくなっています。

共済協同組合の大同団結の方向

これらの課題に対して、各協同組合が各々の経営努力により対応することが基本ですが、次のような点から、共済協同組合が大同団結することが、ますます重要となっています。

1. より強大な金融産業として集約化されつつある保険業界に対抗し、協同組合保険の優位性を確保し、明らかにしていくこと。
2. そのため、共済協同組合間の適正な競争を行いつつも、事業の安全性の確保、効率化の促進などのしくみを個々の事業体の枠を越えてつくりあげることによって、社会的信頼を高めていくこと。

全労済グループは、その基本方向を、次のように想定します。

1. 当面、実現をめざすもの

法制度や行政制度の大規模な改変を前提としない、各共済協同組合をまたぐ横断的な整備と再編などを実現する。

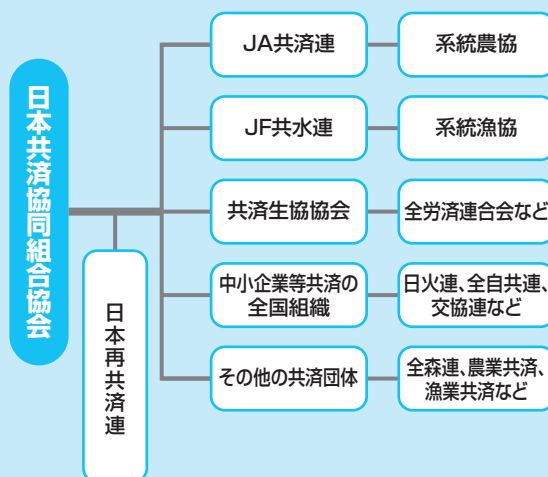
- (1) 日本共済協会の下に、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能を確立する。
- (2) 生協のなかにおいては、生協法改正を行いつつ、共済事業と共済生協の位置づけを整理し、共済生協共通の機関と再共済機構を確立する。

2. 将来的に実現をめざすもの

現在の根拠法である各協同組合法の改変と、共済協同組合法の新たな制度など、法制度や行政制度の大規模な改変を前提とした、21世紀における共済協同組合の連携組織の構築を実現する。

- (1) 日本における共済協同組合の唯一の横断的組織として「日本共済協同組合協会」を設立する。
- (2) 共済協同組合共通の再共済機構と組織を備える。

■共済協同組合の再編[概念図]



※共済協同組合全体の再共済・再保険（再々含む）機構
 (注)ここに記載されている内容については、当該共済生協と協議した結果ではなく、全労済の提言として表記したものです。

5 協力団体数および地域推進員数

(2018年5月末現在)

	協 力 団 体 数			地域推進員数
	職域団体	地域団体	合 計	
北 海 道	1,462	8	1,470	0
青 森	445	20	465	643
岩 手	396	0	396	43
宮 城	546	0	546	95
秋 田	517	150	667	0
山 形	548	11	559	260
福 島	770	7	777	20
新 潟	728	87	815	0
茨 城	654	3	657	0
栃 木	555	0	555	0
群 馬	425	3	428	21
埼 玉	1,026	31	1,057	0
千 葉	665	24	689	0
東 京	3,201	23	3,224	51
神 奈 川	1,060	4	1,064	0
山 梨	276	7	283	0
長 野	765	36	801	0
静 岡	1,043	13	1,056	0
富 山	489	0	489	0
石 川	387	0	387	0
福 井	251	0	251	0
愛 知	847	20	867	0
岐 阜	419	28	447	0
三 重	477	6	483	0
滋 賀	270	0	270	0
奈 良	234	5	239	0
京 都	383	8	391	0
大 阪	1,340	20	1,360	0
和 歌 山	214	1	215	0
兵 庫	722	6	728	0
島 根	317	19	336	0
鳥 取	361	54	415	5
岡 山	594	5	599	6
広 島	729	0	729	0
山 口	601	0	601	0
徳 島	202	6	208	0
香 川	237	1	238	0
愛 媛	379	2	381	65
高 知	211	0	211	0
福 岡	737	2	739	0
佐 賀	214	12	226	0
長 崎	313	0	313	4
熊 本	546	28	574	0
大 分	387	7	394	0
宮 崎	341	0	341	0
鹿 児 島	278	24	302	0
沖 縄	194	0	194	0
自 治 労	2,632	0	2,632	0
森 林	3	0	3	0
た ば こ	15	0	15	0
全 水 道	122	0	122	0
合 計	30,528	681	31,209	1,213

6 全労済略年史

※()内は月・日

1954	労働者共済、大阪より始まる ●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を創立(11.25) ●火災共済事業を開始(12.1)
1955	新潟、火災共済実施直後に大火 ●新潟福対協、火災共済事業開始(5.1) ●新潟大火で加入者多数被災(10.1) ●第2回福対協北信越・東北ブロック会議、共済事業の全国組織化を決議(11.10)
1956	全国組織結成へ胎動 ●共済問題で五者会議(中央福対協、総評、全労、日本生協連、労金協会)発足(2.15) ●魚津大火で加入者多数被災(9.10) ●全国労働者共済協議会創立(11.28)
1957	労済連、中央組織として誕生 ●全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)創立総会(9.29) ●この年、13都府県で労済創立、計20都道府県に労済結成(12.-)
1958	労済連、法人格を取得 ●生命共済事業を開始(3.1) ●消費生活協同組合法による設立認可を取得(5.17) ●8県で労済創立、計28都道府県に労済結成(12.-)
1959	各県加入者1万人達成を提唱 ●火災共済の異常危険準備積立金の損算入認められる(4.8) ●第2回通常総会、小規模労済の解消、早期適正規模化を図るため各県“加入者1万人達成”運動を提唱(6.13) ●生命共済掛け捨て方式の事業認可を取得(7.15)
1960	産別共済で問題化 ●生命共済積立金方式の事業認可を取得(3.1) ●顧問・賀川豊彦氏逝去(4.23) ●理事会、産別共済問題小委員会設置を決める(7.19) ●総評大会、産別共済推進方式を決定(7.31～8.3) ●地下産業共済問題で「太田調整案」提示される(8.22) ●この年までに40都道府県で労済結成(12.-)

1961	総合共済開発方針を決定 ●火災再共済掛金の改訂を決定(3.7) ●第4回通常総会、“すべての活動を統一への基盤づくりに結合”を運動目標に設定、「総合共済」開発方針打ち出す(6.10) ●東京・新潟、火災共済最高限度額100万円認可獲得(8.-)
1962	総合共済の制度発足 ●総合共済事業を開始(3.1) ●厚生省、共済金の最高限度額を100万円まで引き上げる。同時に「消費生活協同組合共済事業運営要綱」を定める(3.20) ●ICA保険委員会(現ICMIF)への加盟決定(9.13) ●生命共済掛金の所得控除適用決まる(10.2)
1963	総会“組織統一”を決議 ●生命共済据置方式(略称・据置共済)を実施(3.1) ●総合共済事業認可を取得(5.1) ●第6回通常総会、全国組織統一を決議(6.14) ●機関誌「労働者の共済」創刊(12.10)
1964	労済の全国布陣完了 ●組織委員会、「労済の統一に関する答申」を提示(3.4) ●埼玉労済事業開始で労済組織の全国布陣完了(4.1)(本土復帰前の沖縄を除く) ●第7回通常総会、“地域進出”を運営目標に掲げる。統一マーク、会館建設を議決(6.11～12) ●新潟福対協、新潟地震被災組合員に1億1千万円の見舞金(7.-)
1965	団体生命共済を実施 ●総合共済大型制度(100～200円型)実施(2.1) ●団体生命共済事業実施(10.1)、掛金の所得控除適用決まる(10.15)
1966	火災共済限度額認可で新基準 ●厚生省、火災共済の最高限度引き上げの新基準を提示(3.16)

1967	地域統合と制度統一方針打ち出す ●東京・埼玉・組織統合協定に調印(3.31)、中央労済連発足(8.1) ●交通災害共済事業開始(4.1) ●労済会館、西新宿に完成(6.8) ●厚生省、火災共済事業で時価主義・告知義務を各知事に通達(7.15) ●労済連、創立10周年記念式典(10.17)
1968	「労済事務センター」を設置 ●労済連と中央労済連、共同して「労済事務センター」を設置(4.1) ●第12回通常総会、医療保険改悪反対を決議(5.31) ●定期付養老生命共済(希望共済)事業開始(11.15)、掛金の所得控除適用決まる(12.6)
1969	1都8県が中央労済連に結集 ●中央労済連、8都県参加で統合総会、翌70年8月長野参加(3.12) ●第14回臨時総会、交通災害共済制度抜本改定の方針を決定(7.30) ●労済連元受事業として火災共済400万円を実施(11.1)
1970	交通災害共済再出発 ●第15回臨時総会、交通災害共済制度の抜本改定を決定(1.30) ●交通災害共済、制度を大幅に改定して再出発(4.1) ●第16回通常総会、“職場に地域に推進員を”の組織活動方針を決定(5.29～30) ●「交通事故をなくす会」に加入(12.-)
1971	2府2県が結集して近畿労済連創立 ●消団連に加盟して、消費者大会に参加(5.-) ●北部労済連合会結成総会(8.1) ●近畿労済連創立総会(8.25) ●労済連元受火災共済の限度額500万円に(10.-) ●沖縄県共済創立総会(11.1)
1972	全国統合で第2次構想案 ●第19回通常総会、全国組織統合第2次構想案を大綱的方向として承認 ●四国労済協議会結成総会(8.31)、以後、九州協議会(9.13)、中国連合会(9.25)、東海連合会(10.25)と結成総会続く ●火災共済、耐火構造料率を実施(12.1) ●厚生省、共済金額の最高限度の許可基準などを定め、各知事に通達(12.14)

1973	統合準備委員会が発足 ●第20回通常総会、「全国組織統合についての基本構想」を承認(7.31～8.1) ●全労済統合準備委員会が発足(9.17) ●火災共済限度額、元受700万円、再共済350万円認可取得(9.20) ●北陸労済連合会結成総会(9.25)
1974	限度額元受火災1,000万円へ ●限度額、交通災害300万円(再共済150万円)、元受火災1,000万円へ(9.1) ●単産共済連合会創立総会(9.27)
1975	統合総会を1年間延期 ●単産共済連合会、自動車共済事業を実施(1.13) ●団体生命共済限度額500万円への引き上げ認可取得(1.31) ●統合準備委員会、75年10月統合を延期(2.21) ●死亡共済金の相続税法上の非課税適用決定(3.31) ●労済の火災・生命共済掛金の所得控除、政令化される(4.1) ●希望共済限度額500万円認可取得(5.31) ●統合準備委員会、統合日を76年10月に設定(12.12)
1976	全国統合実現—新しい出発— ●第24回臨時総会、統合実施要綱を決定(6.30) ●第25回通常総会、統合に伴う定款改正を議決(7.30～31) ●「組織統合に関する協定」調印式、全労済設立発起人会発足(8.1) ●全労済創立総会、諸事業制度大幅改善(10.15)、11月以降各地方本部相次いで開設
1977	認可折衝で“生みの苦しみ” ●厚生省、火災共済限度額引き上げ認可の条件として「保険との按分調整」を提示(3.14)以来、5月18日の第27回臨時総会における受け入れ決定に至るまで、組織を二分する激論が交わされる ●全国統合に伴う定款・事業規約認可(5.27) ●統合に伴う新制度発効(6.1) ●創立20周年記念式典(10.27) ●労済第2会館(調布市国領)竣工式(11.18)

1978	全国統合の定着に向けて ● 理事会、組織・機関運営検討委員会答申内容と同委員会の解散を確認(3.30) ● 3部会(統合・地域・単産)運営開始される ● 衆院建設委、住宅金融公庫法一部改正案の議決に際し「公庫融資に伴う火災保険契約に共済も含めるよう改善に努める」とする付帯決議を採択(3.31) ● 参院建設委も同様採択(4.11) ● 第30回臨時総会、震災、病氣入院見舞金制度の方向確認(12.8)
1979	地域向け制度を開発 ● 労働組合事故補償制度を発足(1.1) ● CO・OP組合員共済を実施(4.1) ● 積立金付生命共済の事業を停止(5.31) ● 元受火災共済限度額1,500万円への引き上げ認可(7.23) ● 団体生命共済に病氣入院見舞金特約を付加(10.1)
1980	第1次長期計画、80年代の基本路線を決定 ● 希望共済に病氣入院見舞金特約を付加(4.1) ● 全国労働者自動車共済生協連合会(自動車共済連)発足総会(8.19) ● 第33回通常総会、長期計画・第1期中期計画、総合機械化実施計画を承認(8.28～29) ● 自動車共済連、全労済に加盟(9.17) ● 理事会、地震見舞金支払基準を設定(12.11)
1981	統合残課題順次整備へ ● 風水害等給付金付火災共済限度額3,000万円認可(8.22) ● 第36回通常総会、統合事業運営要綱を決定(8.27～28) ● 理事会・組織機構検討委員会、労働条件特別委員会を設置(9.17) ● 連合会元受火災限度額2,500万円、団体生命限度額1,500万円、傷害特約限度額1,500万円への引き上げ認可(12.28) ● 自動車共済限度額8,000万円へ引き上げ認可(12.-)

1982	“保障のあり方”で意思統一 ● 自動車共済全都道府県で取り扱い開始(4.1) ● 理事会、組織機構検討委員会答申、地震災害対策業務計画を承認(5.11) ● 第38回総会、保障のあり方要綱、経営発展計画、火災再共済限度額3,000万円への引き上げを承認(8.27～28) ● 中央推進会議発足(10.4) ● 財団法人全国勤労者福祉振興協会を設立、全国労働者団体共済会解散(11.20)
1983	こくみん共済事業開始 ● こくみん共済事業開始、自動口座振替制度を採用(5.1) ● 短期総合システム稼働(7.-) ● 第40回通常総会、第2期中期計画、ねんきん共済事業規約を決定(8.30～31) ● 火災共済の掛金引き下げ・共済金分担支払制度実施、住宅災害審査基準の一本化を完了(10.1)
1984	ねんきん共済スタート ● 理事会、資金運用規程を全面改正(1.19) ● ねんきん共済事業開始(4.1) ● 自動車共済限度額、対人1億円、対物300万円に引き上げ(10.1) ● 国際青年平和シンポジウム(パチカン)に参加(12.6～7)
1985	新会館設計で公開コンペ ● 情報システム化推進会議発足(4.25) ● 財団法人全国勤労者福祉振興協会、「団体自動車共済」事業開始(6.1) ● 第44回通常総会、火災共済限度額4,500万円への引き上げと制度内容の改善、団体生命共済、個人長期生命共済の改善を承認(8.29～30) ● 全労済会館公開設計審査会でフジタ工業(株)一級建築士事務所松田正司氏の作品が最優秀に選ばれる(12.2)
1986	統合の経営組織を改革 ● こくみん共済加入者100万人突破(1.-) ● 団体制度を扱う株式会社ウィックサービスを設立(5.14) ● 諸制度を広範に改善、新希望共済・医療共済・団体扱ねんきん共済(掛金建年金)を実現(6.1) ● 全労済と自動車共済連、「運営一体化に関する合意書」に調印(11.20)

1987	全国センター構想実現へ ●自動車共済事業の組織形態に関し、厚生省・自動車共済連・全労済・単産共同事業体設立準備委員会の四者間で合意(2.23) ●親子ふれあいミュージカル「白姫伝説」全国公演(5.30～11.1) ●火災共済限度額4,500万円へ引き上げ・加入基準を改正して実施(6.1) ●自動車共済連臨時総会、全労済再共済連へ定款変更(8.19) ●自動車共済元受事業認可(10.29)、事業開始(11.1) ●情報処理システムの管理・運営を中心目的に株式会社全労済システムズ設立(11.4) ●全労済30周年記念式典(11.18) ●全労済再共済連発足(11.27)
1988	生活文化と情報発信を目指す ●生活文化の発信を目指して、(株)スペース・ゼロを設立(6.1) ●全労済トヨタ共済センター発足(10.18) ●全労済会館(渋谷区代々木)落成、資料センター開設(12.21) ●厚生省、「共済事業財務処理規則」「共済事業運営要綱」を改正(12.14)
1989	全国センター構想実現成る ●SFカード統一実施(3.1) ●第53回通常総会、風水害等給付金付火災共済の掛金引き下げ、終身共済事業規約の新設を承認(8.30～31) ●火災共済掛金の引き下げ認可(10.11) ●財団法人全国労働者福祉・共済協会(全労済協会)設立(11.28)
1990	第2次創業期時代の幕開け ●終身共済事業開始(6.1) ●第55回通常総会、社会的役割の強化と総合生活保障事業の展開を基本目標とする「第2次長期計画」「第1期中期計画」を設定、1990年代を第2次創業時代と位置づける(8.30～31) ●自動車共済限度額、対人無制限、対物1,000万円に引き上げ(9.1) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「慶弔(自治体提携用)共済」事業開始(9.1) ●全労済会館、建築業協会賞を受賞(11.5)
1991	相次ぐ自然災害への対応 ●雲仙普賢岳噴火災害、「地震見舞金制度」最高250万円へ引き上げ(6.8) ●第57回通常総会、「第2次経営組織改革基本方針・総論」「経営成果の社会的還元」(環境問題、高齢者社会問題助成事業)を承認(8.29～30) ●「台風19号」災害で、57億円余を支払い(9.27) ●短期共済の制度改定、全制度にわたる横断的改定を実施(10.1)
1992	内部体制の充実へ努力傾注 ●理事会、ICA(国際協同組合同盟)加盟を決定、あわせてJJC(日本協同組合連絡協議会)への加入を承認(2.5)、ICA執行委員会(5.18)、JJC委員会(4.10)、全労済の加盟申請を承認 ●全労済、全共連、共水連をはじめとする共済8団体により社団法人日本共済協会を設立(4.1) ●経営成果の社会的還元として、「環境」「高齢社会」問題に関する活動・研究を行う94団体に総額8,265万円を助成(6.11) ●全労済35周年記念式典(10.22) ●ICA東京大会(10.27～30)、ICMIF東京総会(10.21～23)
1993	90年代第2期中計がスタート ●理事会、「第2次経営組織改革・基本方針」を決定(4.8) ●第60回総会、「第2期中期計画」を決定(8.26～27) ●火災共済限度額6,000万円へ引き上げ、個人長期生命共済の掛金改定を実施(10.1) ●自動車共済掛金改定、車種区分の導入を実施(12.1)
1994	自賠責共済実現を目指す ●「ヘルスケアシステム」宮崎モニター実験の開始(2.-) ●一時払いせいめい共済の加入停止(4.1) ●ねんきん共済限度額90万円へ引き上げ、掛金改定などを実施(8.1)
1995	「阪神・淡路大震災」救助活動 自賠責共済参入の途開かれる ●「阪神・淡路大震災」発生(1.17)支払いは、共済金31,826件・20億円余、見舞金63,474件・166億円余、合計95,300件・186億円余に ●「全労済情報センター」竣工(4.17) ●個人長期生命共済の予定利率引き下げ(6.1) ●自動車損害賠償保障法一部改正案、12月12日の衆院通過後、翌13日に参院で可決・成立し、全労済グループの自賠責共済参入への途開かれる
1996	「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 車両共済事業開始 ●全労済協会が「阪神・淡路大震災」1年目にあたり、全国紙を中心に意見広告「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を掲載(1.17) ●車両共済の加入受付開始(7.1) ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足(7.19) ●第67回通常総会開催、第3期中期計画などを決定(8.29) ●個人長期生命共済、終身共済および個人年金共済の予定利率引き下げ(10.1) ●「全労済ホームページ」を開設(10.7) ●マイカー共済掛金を改定(12.1)

1997	「自賠責共済」事業開始 「国民会議」が内閣総理大臣にあて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を提出 ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」が内閣官房長官を通じて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を内閣総理大臣にあて提出(2.20) ●「ナホトカ号重油流出事故」への義援金として、全労済再共済連と共同で全漁連に義援金5,000万円を贈る(3.19) ●自賠責共済事業開始(4.1) ●長野パラリンピック冬季競技大会へ1,000万円を寄付(6.12) ●総合医療共済の入院共済金日額を1万円に引き上げ(8.1) ●「保険料や共済掛金の所得控除制度拡充のための署名活動」で300万人の署名を集約(8.1) ●全労済創立40周年記念レセプションを開催(8.27)
1998	「国民会議」の2,500万人署名が結実 「ホームヘルプサービス事業」開始 ●「国民会議」による2,500万人署名が大きな力となり、第142国会で「被災者生活再建支援法案」が成立(5.15) ●鳥取共済が全国統合に参加。43番目の県本部が誕生(6.1) ●アート・パラリンピック展を情報センターで開催(7.25～8.5) ●北海道札幌市で「ホームヘルプサービス事業」を開始(10.26) ●マイカー共済、運転者年齢条件に「30歳以上補償型」新設、ABS割引新設などの制度改定実施(12.1)
1999	「全労済21世紀ビジョン」を決定 新こくみん共済誕生 ●「自然災害被災者支援促進協議会」発足(1.12) ●第74回通常総会で「全労済21世紀ビジョン」を決定(8.26～27) ●「台風18号」災害で、39億円余を支払い(9.24) ●こくみん共済を16年ぶりに抜本改定(10.1) ●中央・近畿両労済連と全労済が合併(12.1) ●マイカー共済の総合補償タイプの新設、車両共済の車両損害危険限定損害補償タイプの新設など改定(12.1)
2000	自然災害共済の取り扱い開始 ●自然災害共済の取り扱いを開始(5.1) ●群馬県労生協および愛知労済が全国統合に参加(6.1) ●総合医療共済の高度先進医療費用共済金の新設、総合医療共済・せいめい共済の「10年超の共済期間」の新設など改定(6.1) ●全労済本部がISO14001を取得(12.17)
2001	介護保障付総合医療共済の取り扱い開始 ●こくみん共済が改定後、新規加入100万人を突破(7.1) ●第79回通常総会で「第2期計画」を設定(8.30～31) ●介護保障付総合医療共済の取り扱いを開始(10.1) ●本部事務局機構の改革で本部制の導入(10.1)
2002	「21世紀経営改革方針」を決定 ●こくみん共済が、2002年2月末で保有契約件数が500万件を突破(2.28) ●団体生命移行共済の取り扱い開始(6.1) ●第83回通常総会で「21世紀経営改革方針」を決定(8.30) ●全労済創立45周年記念レセプションを開催(8.30) ●「21世紀経営改革方針」の先行実施課題として、本部事務局機構の改革を実施(10.1) ●車両のオールリスクタイプの新設など、マイカー共済改定(11.1)
2003	こくみん共済が発売20周年に ●組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を全国的に創刊(1.-) ●全国組織機構の再編、事業本部の発足(4.-) ●こくみん共済発売20周年(5.-) ●火災共済借家人賠償責任特約の取り扱い開始(6.1) ●大分県総合生協が全国統合に参加(6.1) ●火災共済の一部改定(10.1)
2004	「労働者共済運動」が大阪の地に発祥し50年 ●こくみん共済の一部改定(1.1) ●システム21稼動(1.-) ●団体生命共済の改定(1.1) ●こくみん共済が2004年5月末で保有契約件数600万件加入目標達成(5.31) ●業務センター設立(6.1) ●全国組織事業本部設置(6.1) ●「(財)全国勤労者福祉・共済振興協会」(全労済協会)が発足(6.1) ●森林労連共済が全国統合に参加(6.1) ●自動車共済全国事業本部発足(10.1) ●5単産・再共済との自動車共済事業統合(10.1) ●自動車総合補償共済の改定(10.1) ●自治労長期共済の契約移転(10.1) ●個人年金共済の掛金等の改定(10.1) ●度重なる台風や新潟県中越地震(10.2)など大規模な自然災害の多発により、135千件、259億円にのぼる共済金等を支払う ●労働者共済の発祥から50年(11.25) ●新長期生命共済(第一期プラン)の開発(12.1)

2005	全国的組織機構改革・事業本部再編実施 ● 自然災害共済の改定(4.1) ● 第93回通常総会で「第4期計画」を設定(8.30～31) ● 役員制度改革実施(9.-) ● 全国的組織機構改革・事業本部再編実施(9.1) ● こくみん共済の6年ぶりの大幅改定(10.1)
2006	職域事業本部設置 全労済ぐりんぼうを開設 ● 「全労済お客様相談係」を新設(1.1) ● マイカー共済の一部改定(2.1/8.1) ● 「全労済ライフサポートサービス」を開始(4.1) ● 新長期生命共済〈第二期プラン〉の開発(5.1) ● 職域事業本部設置(6.1) ● 全たばこ生協が全国統合に参加(6.1) ● 全労済ホームページ上にて、「お客様の声」にもとづく業務改善の取り組みと主な改善の結果の報告を開始(11.27) ● 全労済ぐりんぼう尼崎(第1号店)を開設(12.6)
2007	全労済創立50周年を迎える たすけあい未来につなぐNEXT50 ● 団体生命共済の改定(1.1) ● 「全労済創立50周年ページ」を開設(1.12) ● こくみん共済の改定(4.1) ● ホームページ上の「共済金事故受付専用ページ」にて共済金をご請求いただく際の必要書類提供を開始(4.2) ● 耳や言葉の不自由なお客様向け自動車事故受付サービスを開始(7.10) ● 「平成19年新潟県中越沖地震」に伴う義援金として新潟県に1,000万円贈呈(8.10) ● 第99回通常総会で「あたらしい全労済の理念」制定(8.29～30) ● 50周年記念事業の一環で、国際協同組合保険シンポジウムを開催(8.30) ● 「全労済創立50周年」(9.29) ● 共済に関する紛争の裁定または仲裁を行う(社)日本共済協会「共済相談所」の利用開始(10.1)
2008	新生協法施行 ● 社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施(1.1) ● 共済金支払いに関する自主的な調査結果についての報告(1.18) ● 新生協法の施行(4.1) ● マイカー共済の内容充実と総合的な掛金の改定(4.1) ● 団体生命共済の改定(6.1) ● クリック募金により4つの団体に総額1,120万円を寄付(6.30) ● 自動車分解整備事業者(自動車指定工場)および一部の労働金庫にて共済代理店開始(10.1)

2009	「2009年度～2013年度 中期経営政策」の策定 ● こくみん共済の改定(1.1) ● 「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表(3.24) ● 全国の労働金庫にて共済代理業務開始(4.1) ● 労働者傷病見舞金制度を開始(4.1) ● 「いきいき応援」の取り扱い開始(6.1) ● 第103回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)
2010	自然災害共済「大型タイプ」の新設 ● 「平成21年度日本版顧客満足度指数調査」において、損害保険(共済)業界1位、生命保険(共済)業界で2位の評価(3.16) ● 自然災害共済の「大型タイプ」の新設(4.1) ● 保険法の施行(4.1) ● 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言(8.26) ● 新団体年金共済の取り扱い開始(12.1)
2011	「東日本大震災」へ総力を結集 こくみん共済に新たな保障タイプ・プランを新設 ● 「東日本大震災」発生後、直ちに「災害対策本部」を設置(3.11) 迅速に全国的な調査活動体制を構築し、延べ約35,700人にのぼる役職員が、被災組合員へのお見舞いと被害調査活動を展開 共済金等のお支払いは累計金額で1,281億円(2018年5月末現在) ● こくみん共済の改定(4.1) ● コンタクトセンター札幌・福岡の開設(6.1) ● 自治労共済、全水道共済が全国統合に参加(6.1)
2012	住宅損害受付センターの開設 ● 東日本大震災復興支援チャリティーコンサートを開催(3.5) ● 共済金センター(大阪)の開設(4.1) ● こくみん共済の改定(5.1) ● 住宅損害受付センターの開設(6.1) ● 「2012全労済地域貢献助成事業」に東日本大震災復興支援特別枠を設定(7.-) ● 2012国際協同組合年 ● 東日本大震災の被災地や避難者の子どもたちの心のケアと健全育成を目的に「読み聞かせリレープロジェクト」を開始(11.-) ● マイカー共済の改定(12.1)
2013	こくみん共済30周年 ● インターネットサービス「マイページサービス」の開設(2.18) ● こくみん共済30周年(5.-) ● 団体生命共済の改定(6.1)

2014	「Zetwork-60」 (2014年度～2017年度中期経営政策)の策定 火災共済60周年 ● 団体生命共済の改定(8.1) ● 全労済LINE公式アカウントの開設(8.5) ● 第118回通常総会で中期経営政策「Zetwork-60」を策定(8.27) ● 「全労済全国自動車分解整備事業者共済代理店会」の設立(9.8) ● 「広島土砂災害」発生(8.20) 募金・義援金として、広島県へ600万円を寄付(10.16) ● 火災共済60周年(12.1)
2015	「全労済の住まいる共済」が誕生 ● JP共済生協から火災共済、自然災害共済、生命共済が契約移管(1.1) ● 「全労済の住まいる共済」(新火災共済・新自然災害共済)の誕生(2.1) ● 第3回国連防災世界会議の「世界の防災展」に、全労済ブースを出展(3.14～3.18) ● ねんきん共済の改定(4.1) ● 本部・本部部門事務局機構改革を実施(4.1) ● 「ネパール大地震」への募金・義援金として、日本赤十字社、国際協同組合同盟(ICA)および日本ユニセフ協会に総額9,929,349円を寄付(7.14) ● 九州に上陸した「台風15号」災害発生(8.25)、共済金等のお支払いは、45億円に ● 国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択(9.25)
2016	「平成28年熊本地震」への対応 「マイカー共済」の改定 ● 「マイカー共済」の改定(2.1) ● 「平成28年熊本地震」発生後、「災害対策本部」を設置(4.18) 第1次現場調査動員40名が現地入りし、現場調査を開始(4.27) 延べ4,714人にのぼる全国の役職員が、現場調査活動を展開(7.19) 熊本県に義援金3,000万円を寄贈(5.24) 日本赤十字社に募金総額2,441,682円を寄付(11.29) 共済金等のお支払いは累計金額で140億円(2018年5月末現在) ● 第123回通常総会で「Zetwork-60」組織改革実行プログラムを決定(8.30) ● 生命系共済の高血圧に関する加入引受基準の緩和(10.1) ● 「協同組合の思想と実践」が、ユネスコの「無形文化遺産」に登録(11.30)

2017	全労済創立60周年 組織改革を実施 ● 生命系共済の被共済者(加入者)の範囲拡大、病气入院共済金の支払要件の緩和(2.1) ● 総合(慶弔)再共済の改定(2.1) ● こくみん共済の「契約更新のご案内」が「実利用者ユニバーサルデザイン認証」を取得(3.24) ● 組織改革を実施(9.1) ● 「全労済創立60周年」(9.29) ● こくみん共済のWEB資料請求用リーフレットがUCDAアワード2017「情報のわかりやすさ賞」を受賞(10.6) ● 60周年記念文化フェスティバル全国公演を実施(11.-)
2018	「New-Zetwork」 (2018年度～2021年度中期経営政策)の策定 ● New-Zetworkシステム運用開始(1.4) ● JCA(日本協同組合連携機構)の発足・加盟(4.1) ● 学習まんが「たすけあいのひみつ」を全国の小学校・公立図書館に寄贈(5.31) ● 新潟県総合生協が全国統合に参加(6.1) ● 「大阪府北部を震源とする地震」発生(6.18) 共済金等のお支払いは37.8億円(2018年8月20日現在) ● 「2018年7月豪雨」発生(7.-) 共済金等のお支払いは93.7億円(2018年8月20日現在) ● 第127回通常総会で中期経営政策「New-Zetwork」を策定(8.28) ● 創立60周年記念レセプションを開催(8.28)

7 所在地一覧

(2018年10月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
全 労 済 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161
北海道・東北統括本部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-262-7750
北海道推進本部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031
道央支店・札幌支所	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031
小樽支所	047-0032	小樽市稲穂1-8-13 DCTビルディング1F	0134-33-6894
苫小牧支所	053-0021	苫小牧市若草町3-2-1 苫小牧共栄火災ビル1F	0144-32-4711
室蘭支所	050-0074	室蘭市中島町1-8-5 プレアディス中島1F	0143-45-4728
岩見沢支所	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292
道東支店・釧路支所	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031
北見支所	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150
帯広支所	080-0803	帯広市東3条南11-7-1 帯広地区労働者会館内	0155-23-5006
道北支店	070-0054	旭川市4条西6 道北労福センター内	0166-25-0345
道南支店	042-0942	函館市柏木町16-35	0138-30-6031
青森推進本部	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031
青森支所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031
八戸支所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631
弘前支所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631
五所川原支所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031
むつ支所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631
十和田支所	034-0003	十和田市元町東1-8-15	0176-22-6031
岩手推進本部	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	019-622-0631
盛岡支所	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル1F	019-622-0631
北上支所	024-0061	北上市大通り2-11-23 北上大通りビル1F	0197-65-0160
一関支所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678
釜石支所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122
宮城推進本部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6071
仙台支所	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-713-6033
仙台北支所	989-6117	大崎市古川旭4-3-5	0229-22-6031
大河原支所	989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ2F	0224-53-2191
石巻支所	986-0862	石巻市あけぼの1-5-3	0225-96-6031
秋田推進本部	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031
中央支所	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031
大館支所	017-0046	大館市清水4-4-47	0186-49-2877
能代支所	016-0844	能代市花園町26-24	0185-55-3931
大仙支所	014-0023	大仙市大曲黒瀬町4-5	0187-63-8428
山形推進本部	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4666
山形支所	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4667
酒田支所	998-0851	酒田市東大町2-6-8	0234-23-3160
鶴岡支所	997-0033	鶴岡市泉町8-73	0235-23-6100
新庄支所	996-0084	新庄市大手町5-6	0233-23-5995
米沢支所	992-0012	米沢市金池3-2-7	0238-22-6065
長井支所	993-0006	長井市あら町5-36	0238-83-6035
福島推進本部	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-521-1030
福島支所	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6025
郡山支所	963-8017	郡山市長者1-7-15	024-933-6031
会津支所	965-0026	会津若松市平安町3-3 会津協働会館内	0242-22-6031
いわき支所	970-8026	いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉会館内	0246-25-6031
白河支所	961-0856	白河市新白河3-98 ビアン本間ビル内	0248-22-6031
相双支所	975-0015	南相馬市原町区国見町3-5-18	0244-24-6031

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
新潟推進本部	950-0965	新潟市中央区新光町6-6	025-284-6031
新潟支所	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150
中越支所	940-0036	長岡市愛宕3-7-24	0258-33-7770
上越支所	942-0063	上越市下門前1697	025-530-7016
佐渡支所	952-1307	佐渡市東大通1291-1	0259-57-2824
関東統括本部	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館8F	03-3374-7531
茨城推進本部	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6642
日立支所	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6032
水戸支所	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6685
鹿嶋支所	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6058
つくば支所	300-2659	つくば市島名万博公園西G5街区6画地 ワークつくばビル202	029-846-1145
栃木推進本部	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-635-6031
宇都宮東支所	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-634-1790
宇都宮西支所	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-634-1790
足利支所	326-0035	足利市芳町15	0284-42-9505
小山支所	323-0022	小山市駅東通り2-14-19	0285-22-6041
那須塩原支所	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6032
群馬推進本部	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-255-6311
前橋支所	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0123
高崎支所	370-0852	高崎市巾着町3-30-31	027-386-5631
太田支所	373-0818	太田市小舞木町242	0276-61-3631
埼玉推進本部	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631
さいたま支所	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0649
熊谷支所	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1031
川越支所	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0636
千葉推進本部	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8165
中部支所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247
西部支所	273-0047	船橋市藤原7-3-1 東信馬込沢ビル5F	047-406-6317
東京推進本部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031
西北部支所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6016
中南部支所	105-0012	港区芝大門2-2-1 ユニゾ芝大門二丁目ビル3F	03-5776-6031
東部支所	136-0071	江東区亀戸1-8-5 小林ビルディング5F	03-5609-7190
多摩支所	190-0022	立川市錦町2-6-5 立川三恵ビル2F	042-525-6031
神奈川推進本部	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-5588
職域推進一部	231-0023	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4F	045-201-6031
職域推進二部	243-0432	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F	046-235-8891
山梨推進本部	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6861
甲府支所	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6813
富士吉田支所	403-0032	富士吉田市上吉田東3-1-77	0555-21-6031
中部統括本部	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7785
長野推進本部	380-8710	長野市立町978-2	026-235-6139
長野支所	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031
上田支所	386-0024	上田市大手1-10-16 NTT東日本上田ビル1F	0268-22-6034
佐久支所	385-0029	佐久市佐久平駅南18-3 ヴァローレビル1F	0267-66-3963
松本支所	390-0851	松本市島内3506 インペリアルプラザ松島101	0263-48-3333
諏訪支所	393-0041	諏訪郡下諏訪町西四王4726-17 田中ビル1F	0266-28-6031
伊那支所	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-73-3958
飯田支所	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
静岡推進本部	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-1180
東部支所	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-1755
中部支所	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-10-16	054-254-3312
西部支所	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-453-5888
富山推進本部	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000
富山支所	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000
高岡支所	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000
石川推進本部	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007
七尾支所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031
福井推進本部	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6123
嶺北支所	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6187
嶺南支所	914-0803	敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0770-25-6031
愛知推進本部	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7741
名古屋支所推進一課	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6050
名古屋支所推進二課	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6030
豊田支所	471-0833	豊田市山之手8-131	0565-29-1274
豊橋支所	440-0853	豊橋市佐藤1-2-1	0532-64-7110
刈谷支所	448-0028	刈谷市桜町4-26	0566-21-5511
一宮支所	491-0838	一宮市猿海道1-1-14	0586-71-2611
東海支所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-715-3233
春日井支所	486-0845	春日井市瑞穂通7-1-2	0568-85-3922
岐阜推進本部	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-6031
事業推進課	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-215-6233
東濃支所	507-0032	多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F	0572-21-3330
高山支所	506-0021	高山市名田町5-95-4 飛驒地区労働者福祉会館1F	0577-32-0895
三重推進本部	514-0004	津市栄町4-259-1	059-227-6167
関西統括本部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6734-6932
滋賀推進本部	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031
大津支所	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031
彦根支所	522-0074	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	0749-24-6605
奈良推進本部	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031
京都推進本部	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	075-801-0427
北部推進課	624-0841	舞鶴市引土9-2	0773-75-6109
中央推進課	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	075-812-7821
南部推進課	612-0065	京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83-6	075-603-6086
大阪推進本部	540-0012	大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル6F	06-6943-6711
和歌山推進本部	640-8331	和歌山市美園町5-10-3	073-425-6031
紀北支所	640-8331	和歌山市美園町5-10-3	073-425-6031
紀南支所	646-0038	田辺市末広町4-30	0739-26-3770
兵庫推進本部	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	078-371-6031
神戸支所	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	078-371-6522
尼崎支所	660-0892	尼崎市東難波町5-17-23 第一住建尼崎ビル1F	06-4868-8565
姫路支所	670-0935	姫路市北条口1-21	079-226-6031
中四国統括本部	732-8505	広島市東区曙4-1-28-5F	082-262-3220
島根推進本部	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631
東部支所	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631
中部支所	693-0066	出雲市高岡町512-1	0853-21-0631
西部支所	697-0033	浜田市朝日町1468-1	0855-23-6031
鳥取推進本部	680-0846	鳥取市扇町14	0857-22-8234
東部支所	680-0846	鳥取市扇町14	0857-22-8234
西部支所	683-0067	米子市東町189-2	0859-22-4133
共済ショップ倉吉店	682-0804	倉吉市東昭和町286-2	0858-23-2855

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
岡山推進本部	700-8569	岡山市北区駅元町6-26	086-254-2155
ぐりんぼう岡山	700-8569	岡山市北区駅元町6-26	086-253-6031
ぐりんぼう倉敷	710-0803	倉敷市中島938-10	086-466-6031
ぐりんぼう津山	708-0006	津山市小田中1444-12	0868-32-6031
広島推進本部	732-8505	広島市東区曙4-1-28	0120-39-6031
福山支所	721-0942	福山市引野町5-10-35	0120-43-6031
山口推進本部	753-0222	山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5000
中部支所	753-0222	山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5003
東部支所	745-0063	周南市今住町3-18	0834-31-7171
西部支所	755-0047	宇部市島2-1-14	0836-35-4039
徳島推進本部	770-0942	徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	088-625-2340
香川推進本部	760-0011	高松市浜ノ町72-5	087-822-1156
愛媛推進本部	790-8513	松山市辻町1-1	089-923-6031
松山支所	790-8513	松山市辻町1-1	089-923-6031
新居浜支所	792-0812	新居浜市坂井町1-1-21	0897-37-6031
宇和島事務所	798-0060	宇和島市丸之内1-6-1	0895-23-6211
高知推進本部	780-0870	高知市本町4-1-32	088-823-6031
中村支所	787-0033	四万十市中村大橋通7-1-24 2F	0880-35-3865
九州統括本部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル9F	092-741-0621
福岡推進本部	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル3F	092-739-6100
福岡支所	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F	092-732-4047
北九州支所	803-0844	北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F	093-591-7220
筑後支所	830-0032	久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	0942-38-8211
佐賀推進本部	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331
長崎推進本部	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-6031
長崎支所	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-7144
佐世保支所	857-0033	佐世保市城山町1-22	0956-25-8012
熊本推進本部	860-0811	熊本市中央区本荘5-10-30	096-375-5546
中央支所	860-0811	熊本市中央区本荘5-10-30	096-375-5545
城南支所	866-0844	八代市旭中央通3-11 TSBビル1F	0965-35-4788
大分推進本部	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ5F	097-548-5552
中部支所	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ1F	097-548-6031
北部支所中津店	871-0030	中津市中殿町3-21-4	0979-24-6031
北部支所日田店	877-0071	日田市玉川町3-555-3	0973-25-6031
南部支所	876-0848	佐伯市城下東町1-9	0972-23-6031
宮崎推進本部	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6262
宮崎支所	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6297
延岡支所	882-0866	延岡市平原町5-1497-3	0982-32-4599
都城支所	885-0024	都城市北原町4街区4号 都北労働福祉会館1F	0986-46-5087
鹿児島推進本部	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477
ぐりんぼう鹿児島	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477
ぐりんぼう鹿屋	893-0015	鹿屋市新川町5768-2	0120-070-477
ぐりんぼう奄美	894-0027	奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0997-53-6031
沖縄推進本部	900-0014	那覇市松尾1-18-22	098-951-2002
共済ショップ那覇店	900-0014	那覇市松尾1-18-22	098-951-2002
共済ショップ中部店	904-0101	中頭郡北谷町上勢頭813-3	098-926-6031
職域事業本部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館7F	03-3556-8636
森林労連共済本部	112-8627	文京区大塚3-28-7 林野会館4F	03-3945-6392
たばこ共済本部	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル2F	03-3454-2481

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
自 治 労 共 済 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館	03-5276-0700
北 海 道 支 部	060-0806	札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館内	011-747-1536
青 森 県 支 部	030-0802	青森市本町3-3-11 青森県労働福祉会館3F	017-773-6017
岩 手 県 支 部	020-0874	盛岡市南大通2-10-38 岩手県民共済会館内	019-656-8277
宮 城 県 支 部	980-0802	仙台市青葉区二日町7-23 宮城自治労会館内	022-222-6844
秋 田 県 支 部	010-0971	秋田市八橋三和町6-17 秋田自治労会館内	018-862-9551
山 形 県 支 部	990-2402	山形市小立2-1-62 山形自治労会館内	023-664-1800
福 島 県 支 部	960-8042	福島市荒町1-21 協働会館内	024-521-0336
新 潟 県 支 部	950-0965	新潟市中央区新光町6-7 新潟自治労会館3F	025-281-8030
群 馬 県 支 部	371-0854	前橋市大渡町2-3-45 群馬自治労会館内	027-253-1177
栃 木 県 支 部	320-0052	宇都宮市中戸祭町821 栃木県労働者福祉センター5F	028-621-5888
茨 城 県 支 部	310-0801	水戸市桜川2-3-30 自治労会館内	029-231-0484
埼 玉 県 支 部	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-5 埼玉県労評会館4F	048-838-5532
東 京 都 支 部	102-0072	千代田区飯田橋3-9-7 飯田橋丸ビル4F	03-6256-9916
千 葉 県 支 部	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6F	043-221-2800
神 奈 川 県 支 部	232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館7F	045-251-7811
山 梨 県 支 部	400-0858	甲府市相生2-7-17 山梨県労農福祉センター1F	055-222-5200
長 野 県 支 部	380-8545	長野市県町532-3 長野県労働会館内	026-217-7667
富 山 県 支 部	930-0804	富山市下新町8-16 自治労とやま会館内	076-441-8220
石 川 県 支 部	920-0967	金沢市菊川2-26-18 石川自治労働文化会館内	076-261-0241
福 井 県 支 部	910-0836	福井市大和田2-517 自治労福井県本部会館	0776-57-0707
静 岡 県 支 部	422-8067	静岡市駿河区南町11-22 静岡労働会館2F	054-202-7250
愛 知 県 支 部	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-14-18 全労済金山会館5F	052-678-3118
岐 阜 県 支 部	500-8069	岐阜市今小町15番地 自治労会館内	058-263-1614
三 重 県 支 部	514-8588	津市栄町2-361 三重地方自治労働文化センター内	059-272-4550
滋 賀 県 支 部	520-0043	大津市中央3-4-29 自治労会館(レイバ滋賀)内	077-524-0123
京 都 府 支 部	604-0867	京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHKビル2F	075-252-5937
奈 良 県 支 部	630-8133	奈良市大安寺5-12-16 奈良地域労働文化センター2F	0742-64-5511
和 歌 山 県 支 部	640-8033	和歌山市本町4-60	073-431-7700
大 阪 府 支 部	530-0041	大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館2F	06-6242-2255
兵 庫 県 支 部	650-0004	神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル4F	078-392-0821
岡 山 県 支 部	700-0086	岡山市北区津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3F	086-251-9431
広 島 県 支 部	733-0013	広島市西区横川新町7-22 自治労会館内	082-292-5496
鳥 取 県 支 部	680-0814	鳥取市南町505番地 自治労会館内	0857-21-3300
島 根 県 支 部	690-0874	松江市中原町14番地 しまね自治労会館1F	0852-59-9898
山 口 県 支 部	753-0063	山口市元町3-49 山口県勤労者自治センター内	083-922-7540
香 川 県 支 部	760-0066	高松市福岡町2-4-7 2F	087-822-5608
徳 島 県 支 部	770-0847	徳島市幸町3-98 自治労プラザ内	088-623-2908
愛 媛 県 支 部	790-0066	松山市宮田町132 一般社団法人愛媛県勤労会館内3F	089-947-5061
高 知 県 支 部	780-0862	高知市鷹匠町2-5-47 高知県自治労会館内	088-824-0151
福 岡 県 支 部	810-0001	福岡市中央区天神5-6-7 福岡自治労会館3F	092-711-9541
佐 賀 県 支 部	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-30 自治労会館内	0952-36-9555
長 崎 県 支 部	850-0057	長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館別館	095-822-2525
大 分 県 支 部	870-0022	大分市大手町3-2-9 大分自治労会館内	097-536-6644
宮 崎 県 支 部	880-0806	宮崎市広島1-11-17 全労済宮崎推進本部会館5F	0985-28-1901
熊 本 県 支 部	862-0954	熊本市中央区神水1-8-1 自治労熊本会館1F	096-383-0662
鹿 児 島 県 支 部	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-401 鹿児島県労働者福祉会館内	099-258-6311
沖 縄 県 支 部	900-0021	那覇市泉崎1-15-10 3F	098-860-8446
全 水 道 共 済 本 部	113-0033	文京区本郷1-4-1 全水道会館6F	03-3818-6031
J P 共 済 生 協	151-8591	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	03-5785-6880
電 通 共 済 生 協	101-0063	千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー16F	03-6810-6788
教 職 員 共 済 生 協	162-8624	新宿区山吹町10-1 ラポール日教済	03-5228-0661
交 運 共 済 生 協	166-0012	杉並区和田3-1-19	03-5377-3180
全 労 済 健 康 保 険 組 合	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0391
全 労 済 グ ル ー プ 企 業 年 金 基 金	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0394

〈基本三法人〉

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
日 本 再 共 済 連	151-8531	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館3F	03-3320-1711
全 労 済 協 会	151-0053	渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	03-5333-5126

〈子会社〉

(株) 全 労 済 シ ス テ ム ズ	192-0363	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター内	042-678-3900
(株) 全 労 済 リ ブ ス	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	042-330-0313
全 労 済 ア シ ス ト (株)	564-0052	吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	06-6330-1031
(株) 全 労 済 ウ ィ ッ ク	160-0023	新宿区西新宿7-20-8 全労済東京会館4F	03-5332-5346
(株) ス ペ ー ス ・ ゼ ロ	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-3375-8741
(株) ゼ ス ト	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7570

〈共済ショップ・支所窓口〉

北 海 道			
共済ショップ札幌菊水店	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6400
共済ショップ札幌駅前店	060-0004	札幌市中央区北4条西5 アスティ45ビル3F	011-241-3519
共済ショップ札幌琴似店	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031
小樽支所 共済ショップ小樽店	047-0032	小樽市稲穂1-8-13 DCTビルディング1F	0134-33-6894
苫小牧支所 共済ショップ苫小牧店	053-0021	苫小牧市若草町3-2-1 苫小牧共栄火災ビル1F	0144-32-4711
室蘭支所 共済ショップ室蘭店	050-0074	室蘭市中島町1-8-5 プレアディス中島1F	0143-45-4728
岩見沢支所 共済ショップ岩見沢店	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292
道東支店 共済ショップ釧路店	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031
北見支所 共済ショップ北見店	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150
帯広支所 共済ショップ帯広店	080-0803	帯広市東3条南11-7-1 帯広地区労働者会館内	0155-23-5006
道北支店 共済ショップ旭川店	070-0054	旭川市4条西6 道北労福センター内	0166-25-0345
道南支店 共済ショップ函館店	042-0942	函館市柏木町16-35	0138-30-6031
青 森 県			
共済ショップ青森店 青森支所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031
共済ショップ八戸店 八戸支所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631
共済ショップ弘前店 弘前支所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631
共済ショップ五所川原店 五所川原支所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031
共済ショップむつ店 むつ支所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631
共済ショップ十和田店 十和田支所	034-0003	十和田市元町東1-8-15	0176-22-6031
岩 手 県			
共済ショップ盛岡店 盛岡支所	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル1F	019-622-0631
共済ショップ北上店 北上支所	024-0061	北上市大通り2-11-23 北上大通りビル1F	0197-65-0160
共済ショップ一関店 一関支所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678
共済ショップ釜石店 釜石支所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122
宮 城 県			
共 済 シ ョ ッ プ 仙 台 店	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館1F	022-265-6077
共 済 シ ョ ッ プ 泉 中 央 店	981-3133	仙台市泉区泉中央2-17-3 フリード泉中央102	022-776-6031
共済ショップ仙台クリスロード店※	980-0021	仙台市青葉区中央2-3-23	022-216-1231
共 済 シ ョ ッ プ 大 崎 店	989-6117	大崎市古川旭4-3-5	0229-22-6031
共 済 シ ョ ッ プ 大 河 原 店	989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ2F	0224-53-2191
共 済 シ ョ ッ プ 石 巻 店	986-0862	石巻市あけぼの1-5-3	0225-96-6031
秋 田 県			
共 済 シ ョ ッ プ 秋 田 店	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031
共済ショップ大館店 大館支所	017-0046	大館市清水4-4-47	0186-49-2877
共済ショップ能代店 能代支所	016-0844	能代市花園町26-24	0185-55-3931
共済ショップ大仙店 大仙支所	014-0023	大仙市大曲黒瀬町4-5	0187-63-8428
山 形 県			
共 済 シ ョ ッ プ 山 形 店	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4666
共 済 シ ョ ッ プ 酒 田 店	998-0851	酒田市東大町2-6-8	0234-23-3160
共 済 シ ョ ッ プ 鶴 岡 店	997-0033	鶴岡市泉町8-73	0235-23-6100
共 済 シ ョ ッ プ 新 庄 店	996-0084	新庄市大手町5-6	0233-23-5995
共 済 シ ョ ッ プ 米 沢 店	992-0012	米沢市金池3-2-7	0238-22-6065
共 済 シ ョ ッ プ 長 井 店	993-0006	長井市あら町5-36	0238-83-6035

※2018年10月20日開店

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
福 島 県			
共済ショップふくしま店	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6031
共済ショップこおりやま店	963-8017	郡山市長者1-7-15	024-933-6031
共済ショップしらかわ店	961-0856	白河市新白河3-98 ビアン本間ビル内	0248-22-6031
共済ショップあいづ店	965-0026	会津若松市平安町3-3 会津協働会館内	0242-22-6031
共済ショップ相双店	975-0015	南相馬市原町区国見町3-5-18	0244-24-6031
共済ショップいわき店	970-8026	いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉会館内	0246-25-6031
新 潟 県			
共済ショップ新潟駅前店	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150
共済ショップ新光町店	950-0965	新潟市中央区新光町6-6	025-282-2108
共済ショップ佐渡店	952-1307	佐渡市東大通1291-1	0259-57-2824
共済ショップ新発田店	957-0054	新発田市本町1-1-6	0254-22-2241
共済ショップ三条店	955-0064	三条市横町2-4-18	0256-34-5658
共済ショップ秋葉店	956-0031	新潟市秋葉区新津山谷南4570-3 新津ショッピングセンターパルス内	0250-24-5558
共済ショップ長岡店	940-0048	長岡市台町2-8-35 ホテルニューオータニ長岡パティオ1F	0258-32-2753
共済ショップ柏崎店	945-0044	柏崎市扇町2-15	0257-23-6312
共済ショップ十日町店	948-0037	十日町市妻有町西2-2-3 ロイヤルプラザ内	025-757-4201
共済ショップ上越店	942-0063	上越市下門前1697	025-543-3789
共済ショップ糸魚川店	941-0067	糸魚川市横町2-10-10	025-552-4815
共済ショップ河渡店	950-0015	新潟市東区河渡庚320 コメリパワー河渡店内	025-250-8200
茨 城 県			
共済ショップ日立店	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6031
共済ショップ水戸店	310-0804	水戸市白梅1-1-10 労済会館1F	029-227-6035
共済ショップ鹿嶋店	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6031
共済ショップ筑西店	308-0031	筑西市丙360 スピカビル5F	0296-45-8004
共済ショップつくば店	305-0817	つくば市研究学園5-12-6 インレット研究学園駅前ビル1F	029-858-6031
共済ショップ土浦店	300-0037	土浦市桜町4-3-20 三井生命土浦ビル2F	029-821-6031
共済ショップ牛久店	300-1234	牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久	029-873-8201
共済ショップ守谷店	302-0115	守谷市中央1-20-3 共立ビル1F	0297-46-0631
栃 木 県			
共済ショップ宇都宮店	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-636-6031
共済ショップ真岡店	321-4361	真岡市並木町3-7-3	0285-80-6031
共済ショップ足利店	326-0035	足利市芳町15	0284-42-6031
共済ショップ小山店	323-0022	小山市駅東通り2-14-19	0285-22-6031
共済ショップ那須塩原店	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6031
群 馬 県			
共済ショップ前橋店	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0567
共済ショップ高崎店	370-0852	高崎市中居町3-30-31	027-386-5151
共済ショップ太田店	373-0818	太田市小舞木町242	0276-46-7221
埼 玉 県			
共済ショップぐりんぼうさいたま店	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0673
共済ショップぐりんぼう大宮店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-15 大宮松屋ビル4F	048-650-6031
共済ショップぐりんぼう浦和店	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-6-18 島田屋・本田屋ビル3F	048-827-0631
共済ショップぐりんぼう春日部店	344-0067	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル5F	048-731-0631
共済ショップぐりんぼう熊谷店	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1036
共済ショップぐりんぼう川越店	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0631
共済ショップぐりんぼう新越谷店	343-0845	越谷市南越谷1-20-8 エース南越谷ビル4F	048-990-6031
共済ショップぐりんぼう所沢店	359-0037	所沢市くすのき台3-18-5 リングスビル3F	04-2993-0631
共済ショップぐりんぼう川口店	332-0012	川口市本町4-3-1 サンケイビル3F	048-228-6031
千 葉 県			
共済ショップ千葉店	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8181
共済ショップ本八幡店	272-0023	市川市南八幡3-5-15 本八幡駅前並木ビル3F	047-314-6031
共済ショップ成田店	286-0033	成田市花崎町959 京成成田東口森田ビル4F	0476-20-2631
共済ショップ船橋店	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031
共済ショップ柏店	277-0005	柏市柏4-2-1 リーフスクエア柏ビル2F	04-7168-6031
共済ショップ松戸店	271-0091	松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル7F	047-331-0631

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
東 京 都			
共済ショップ錦糸町店	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6141
共済ショップ北千住店	120-0034	足立区千住1-24-4 広瀬ビル1F	03-3870-6310
共済ショップ青戸店	125-0062	葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル3F	03-3838-9971
共済ショップ西葛西店	134-0088	江戸川区西葛西6-8-10 朝日生命西葛西ビル7F	03-3878-3076
共済ショップ三軒茶屋店	154-0024	世田谷区三軒茶屋1-39-7 ショッピングプラザベルアージュ1F	03-5433-6310
共済ショップ蒲田店	144-0052	大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル2F	03-5703-1124
共済ショップ武蔵小山店	142-0063	品川区荏原3-6-6 エスクープ武蔵小山2F	03-5751-8021
共済ショップ新宿店	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6060
共済ショップ新宿南口店	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-5333-5806
共済ショップ池袋店	171-0021	豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館6F	03-3986-7230
共済ショップ立川店	190-0012	立川市曙町2-13-3 立川三菱ビルディング7F	042-525-6660
共済ショップ吉祥寺店	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル3F	0422-20-6035
共済ショップ田無店	188-0011	西東京市田無町4-3-12 センチピードビルⅡ 2F	042-466-6311
共済ショップ練馬店	176-0012	練馬区豊玉北5-17-11 練馬ホンダビル8F	03-5912-1091
共済ショップ赤羽店	115-0045	北区赤羽2-10-3 ザ・アベニュー21ビル2F	03-5249-3515
共済ショップ町田店	194-0013	町田市原町田6-3-3 町映ビル2F	042-721-2721
共済ショップ府中店	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル1F	042-333-9031
共済ショップ八王子店	192-0083	八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル2F	042-631-1371
神 奈 川 県			
共済ショップ川崎店	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎6F	044-211-6031
共済ショップ溝の口店	213-0011	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルタワー2F	044-829-6033
共済ショップ横浜店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1 谷川ビルANNEX6F	045-324-6314
共済ショップ新横浜店	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9 全労済会館1F	045-473-3855
共済ショップ上大岡店	233-0002	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー20F	045-840-6331
共済ショップ戸塚店	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町6005-1 フローリッシュテラス2F	045-862-6031
共済ショップ横須賀店	238-0007	横須賀市若松町1-21-10 横須賀EAST COURT2F	046-828-6031
共済ショップ相模大野店	252-0370	相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野モアーズ5F	042-701-6031
共済ショップ藤沢店	251-0052	藤沢市藤沢484-1 藤沢アンバービル3F	0466-50-6031
共済ショップ本厚木店	243-0018	厚木市中町2-1-21 本厚木駅前ビル6F	046-294-0630
共済ショップ平塚店	254-0034	平塚市宝町3-1 平塚MNビル6F	0463-24-0631
共済ショップ小田原店	250-0011	小田原市栄町1-14-48 ジャンボーナックビル9F	0465-20-1020
山 梨 県			
共済ショップ甲府店	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031
共済ショップ富士吉田店	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津4871-2	0555-83-5631
長 野 県			
共済ショップ長野店	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031
共済ショップ上田店	386-0024	上田市大手1-10-16 NTT東日本上田ビル1F	0268-22-6031
共済ショップ佐久店	385-0029	佐久市佐久平駅南18-3 ヴァローレビルⅠ 1F	0267-66-3963
共済ショップ松本店	390-0851	松本市島内3506 インペリアルプラザ松島101	0263-47-6031
共済ショップ諏訪店	393-0041	諏訪郡下諏訪町西四王4726-17 田中ビル1F	0266-28-6031
共済ショップ伊那店	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-76-6031
共済ショップ飯田店	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031
静 岡 県			
共済ショップ沼津店	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-6655
共済ショップ富士店	416-0907	富士市中島346-10	0545-64-6031
共済ショップ静岡店	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-6031
共済ショップ藤枝店	426-0034	藤枝市駅前1-15-1 マークス・ザ・タワー藤枝1F	054-643-6031
共済ショップ浜松店	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-454-6031
共済ショップ磐田店	438-0073	磐田市二之宮東17-1 遠鉄磐田今之浦ビル1F	0538-86-6031
富 山 県			
共済ショップ富山店	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000
共済ショップ高岡店	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000
共済ショップ魚津店	937-0066	魚津市北鬼江1-3-18 アルファ第2ビル2F	0765-22-6031
石 川 県			
共済ショップ金沢店	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007
七 尾 支 所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
福 井 県 共済ショップ福井店 共済ショップ敦賀店	910-0859 914-0803	福井市日之出1-10-1 敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0776-26-6123 0770-25-6031
愛 知 県 共済ショップ金山店 共済ショップ豊田店 共済ショップ豊橋店 共済ショップ刈谷店 共済ショップ一宮店 共済ショップ春日井店 共済ショップ栄地下店	456-8530 471-0833 440-0853 448-0028 491-0838 486-0845 460-0008	名古屋市熱田区金山町1-12-7 豊田市山之手8-131 豊橋市佐藤1-2-1 刈谷市桜町4-26 一宮市猿海道1-1-14 春日井市瑞穂通7-1-2 名古屋市中区栄3-5-12先 栄地下街南二番街	052-681-7741 0565-29-1274 0532-64-7110 0566-21-5511 0586-71-2611 0568-85-3922 052-972-6031
岐 阜 県 共済ショップ岐阜店 共済ショップ多治見店 共済ショップ高山店	500-8262 507-0032 506-0021	岐阜市茜部本郷2-7 多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F 高山市名田町5-95-4 飛騨地区労働者福祉会館1F	058-274-6031 0572-21-3330 0577-32-0895
三 重 県 共済ショップ津店 共済ショップ四日市店 共済ショップ伊勢店 共済ショップ名張店	514-0004 510-0087 516-0073 518-0712	津市栄町4-285 四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル2F 伊勢市吹上1-11-31 伊勢志摩労福協会館1F 名張市桜ヶ丘3088-106 キャッスル桜ヶ丘1F	059-227-6170 059-354-0033 0596-25-7965 0595-64-7456
滋 賀 県 共済ショップ大津店 共済ショップ彦根店	520-0801 522-0074	大津市におの浜4-5-1 彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	077-524-6031 0749-24-6605
奈 良 県 共済ショップ奈良店	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031
京 都 府 共済ショップ舞鶴店 共済ショップ四条御前店 共済ショップ伏見桃山店 共済ショップ四条烏丸店	624-0841 604-8854 612-0065 600-8421	舞鶴市引士9-2 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F 京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83-6 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1 四条烏丸センタービル1F	0773-75-6109 075-812-7800 075-603-6031 075-344-6031
大 阪 府 共済ショップ梅田店 共済ショップなんば店 共済ショップ谷町店 共済ショップ江坂店 共済ショップ阪急高槻店 共済ショップ堺東店	530-0017 542-0076 540-0012 564-0052 569-0071 590-0075	大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィスタワー21F 大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル3F 大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル1F 吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター1F 高槻市城北町2-1-18 ミング・阪急高槻1F 堺市堺区南花田口町2-3-10 セントラル堺1F	06-6311-5557 06-6214-6688 06-6943-6336 06-6369-1717 072-675-8188 072-233-6312
和 歌 山 県 共済ショップ和歌山店 共済ショップ田辺店 共済ショップ新宮店	640-8331 646-0038 647-0014	和歌山市美園町5-10-3 田辺市末広町4-30 新宮市浮島1-28 中本ビル1F	073-425-6031 0739-26-3770 0735-21-4530
兵 庫 県 共済ショップ三宮店 共済ショップ神戸店 共済ショップ尼崎店 共済ショップ姫路店	650-0021 650-0027 660-0892 670-0935	神戸市中央区三宮町1-9-1 センタープラザ1F128号 神戸市中央区中町通4-1-1 尼崎市東難波町5-17-23 第一住建尼崎ビル1F 姫路市北条口1-21	078-332-6031 078-371-6031 06-4868-8710 079-226-7031
島 根 県 共済ショップ松江店 共済ショップ出雲店 共済ショップ浜田店	690-0006 693-0066 697-0033	松江市伊勢宮町543-3 出雲市高岡町512-1 浜田市朝日町1468-1	0852-27-0631 0853-21-0631 0855-23-6031
鳥 取 県 東部支所 共済ショップ鳥取店 東部支所 共済ショップ倉吉店 西部支所 共済ショップ米子店	680-0846 682-0804 683-0067	鳥取市扇町14 倉吉市東昭和町286-2 米子市東町189-2	0857-22-8234 0858-23-2855 0859-22-4133

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
岡 山 県 ぐりんぽう岡山 共済ショップ ぐりんぽう倉敷 共済ショップ ぐりんぽう津山 共済ショップ	700-8569 710-0803 708-0006	岡山市北区駅元町6-26 倉敷市中島938-10 津山市小田中1444-12	086-253-6031 086-466-6031 0868-32-6031
広 島 県 共 済 シ ョ ッ プ 曙 店 共 済 シ ョ ッ プ 銀 山 店 福山支所 共済ショップ福山店	732-8505 730-0016 721-0942	広島市東区曙4-1-28 広島市中区幟町14-14 広島教販ビル1F 福山市引野町5-10-35	0120-39-6031 0120-64-6031 0120-43-6031
山 口 県 東部支所 共済ショップ周南店 中部支所 共済ショップ山口店 西部支所 共済ショップ宇部店	745-0063 753-0222 755-0047	周南市今住町3-18 山口市大内矢田南7-1-1 宇部市島2-1-14	0834-31-7171 083-927-5148 0836-35-4039
徳 島 県 共 済 シ ョ ッ プ 徳 島 店	770-0942	徳島市昭和町3-35-1	088-625-2340
香 川 県 共 済 シ ョ ッ プ 香 川	760-0011	高松市浜ノ町72-5	087-822-1156
愛 媛 県 共 済 シ ョ ッ プ 松 山 店 共 済 シ ョ ッ プ 新 居 浜 店 共 済 シ ョ ッ プ 宇 和 島 店	790-8513 792-0812 798-0060	松山市辻町1-1 新居浜市坂井町1-1-21 宇和島市丸之内1-6-1	089-923-6031 0897-37-6031 0895-23-6211
高 知 県 高 知 推 進 本 部 高知推進本部 中村支所	780-0870 787-0033	高知市本町4-1-32 四万十市中村大橋通7-1-24-2F	088-823-6031 0880-35-3865
福 岡 県 共 済 シ ョ ッ プ 天 神 店 共済ショップ博多駅前店 共済ショップ北九州店 筑後支所 共済ショップ久留米店	810-8611 812-0011 803-0844 830-0032	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル1F 福岡市博多区博多駅前4-2-1 ザイマックス博多駅前ビル2F 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F 久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	092-732-6046 092-451-7716 093-591-7220 0942-38-8211
佐 賀 県 共 済 シ ョ ッ プ 佐 賀 店	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331
長 崎 県 長崎支所 共済ショップ長崎店 佐世保支所 共済ショップ佐世保店	852-8016 857-0033	長崎市宝栄町3-15 佐世保市城山町1-22	095-864-6031 0956-25-8012
熊 本 県 共 済 シ ョ ッ プ 熊 本 店 共 済 シ ョ ッ プ 八 代 店 共 済 シ ョ ッ プ 光 の 森 店	860-0811 866-0844 861-8001	熊本市中央区本荘5-10-30 八代市旭中央通3-11 TSビル1F 熊本市北区武蔵ヶ丘9-3-21 光の森ルアナビル1F	096-372-0631 0965-35-4788 096-372-0631
大 分 県 中部支所 共済ショップ大分店 北部支所 共済ショップ中津店 北部支所 共済ショップ日田店 南部支所 共済ショップ佐伯店	870-0035 871-0030 877-0071 876-0848	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ1F 中津市中殿町3-21-4 日田市玉川町3-555-3 佐伯市城下東町1-9	097-548-6777 0979-24-6031 0973-25-6031 0972-23-6031
宮 崎 県 宮崎支所 共済ショップ宮崎店 延岡支所 共済ショップ延岡店 都城支所 共済ショップ都城店	880-0806 882-0866 885-0024	宮崎市広島1-11-17 延岡市平原町5-1497-3 都城市北原町4-4 都北労働福祉会館1F	0985-24-6262 0982-32-4599 0986-46-5087
鹿 児 島 県 共済ショップぐりんぽう鹿児島店 共済ショップぐりんぽう鹿屋店 共済ショップぐりんぽう奄美店	892-0835 893-0015 894-0027	鹿児島市城南町7-28 鹿屋市新川町5768-2 奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0120-070-477 0120-070-477 0997-53-6031
沖 縄 県 共 済 シ ョ ッ プ 那 覇 店 共 済 シ ョ ッ プ 中 部 店	900-0014 904-0101	那覇市松尾1-18-22 中頭郡北谷町上勢頭813-3	098-951-2002 098-926-6031

8 自動車事故・住宅損害対応拠点一覧

●損害調査サービスセンター(マイカー共済)

事務所名	TEL
北海道・東北 損害調査センター	022-266-5055
北海道損調SC	011-824-1500
苫小牧損調SO	0144-32-2825
函館損調SO	0138-30-3593
釧路損調SO	0154-31-1212
帯広損調SO	0155-25-0456
北見損調SO	0157-22-2468
旭川損調SO	0166-25-3550
青森損調SC	017-722-5525
八戸損調SO	0178-45-1230
岩手損調SC	019-652-3124
宮城損調SC	022-266-5050
秋田損調SC	018-832-6031
山形損調SC	023-647-7111
庄内損調SO	0234-23-3061
福島損調SC	024-521-3180
郡山損調SO	024-922-2177
会津若松損調SO	0242-32-8232
いわき損調SO	0246-24-0456
新潟損調SC	025-281-0788
長岡損調SO	0258-35-8711
関東 損害調査センター	03-3360-4110
茨城損調SC	029-302-3305
つくば損調SO	029-855-6860
栃木損調SC	028-638-5899
群馬損調SC	027-255-1001
太田損調SO	0276-48-8425
首都圏埼玉損調SC	048-822-0980
川越損調SO	049-244-8988
熊谷損調SO	048-523-4735
首都圏千葉損調SC	043-287-0435
首都圏松戸損調SC	047-331-5881
首都圏東京損調SC	03-3364-8421
立川損調SO	042-525-1232
首都圏神奈川損調SC	045-471-6905
首都圏海老名損調SC	046-236-6865
山梨損調SC	055-226-2041
中部 損害調査センター	052-679-2288
長野損調SC	026-234-6880
松本損調SO	0263-48-3322
静岡損調SC	054-252-0119
浜松損調SO	053-452-0119

事務所名	TEL
中部	
沼津損調SO	055-954-5533
富山損調SC	076-441-3448
高岡損調SO	0766-26-6751
石川損調SC	076-222-4700
福井損調SC	0776-27-7234
愛知損調SC	052-681-5533
岡崎損調SO	0564-25-3215
春日井損調SO	0568-89-1531
岐阜損調SC	058-276-2181
三重損調SC	059-227-7477
関西	
関西 損害調査センター	06-4703-0274
滋賀損調SC	077-525-2244
奈良損調SC	0742-27-5555
京都損調SC	075-802-1144
大阪損調SC	06-4703-0261
和歌山損調SC	073-431-0210
兵庫損調SC	078-371-1671
姫路損調SO	079-283-1200
中国	
中国 損害調査センター	082-264-2880
島根損調SC	0852-23-2456
鳥取損調SC	0857-21-1330
岡山損調SC	086-214-2121
広島損調SC	082-263-3450
福山損調SO	084-943-7755
山口損調SC	083-927-5123
徳島損調SC	088-626-2100
香川損調SC	087-823-7631
愛媛損調SC	089-927-1144
新居浜損調SO	0897-34-8732
高知損調SC	088-824-5050
九州	
九州 損害調査センター	092-726-3801
福岡損調SC	092-721-1616
北九州損調SO	093-591-2918
佐賀損調SC	0952-26-4080
長崎損調SC	095-864-2299
熊本損調SC	096-375-8924
大分損調SC	097-534-5366
宮崎損調SC	0985-27-5388
鹿児島損調SC	099-226-6171
沖縄損調SC	098-866-1651

※SC…サービスセンター
SO…サービスオフィス

●住宅損害調査エリアサービスセンター

(2018年10月1日現在)

拠点	TEL
道央	011-811-3050
道南	0138-30-3594
道東	0154-22-0963
道北	0166-25-3528
青森	017-777-8828
岩手	019-652-7884
宮城	022-216-5560
秋田	018-832-6041
山形	023-647-7115
福島	024-521-3160
新潟	025-281-0790
茨城	029-303-5800
栃木	028-636-1757
群馬	027-226-0500
埼玉	048-822-0647
千葉	043-287-0468
東京	03-3360-7055
神奈川	045-534-6431
長野	026-234-6990
静岡	054-252-0135
北海道	076-225-7711
東海	052-715-3236
関西	06-6612-3229
島根	0852-67-2553
広島	082-236-7788
香川	087-823-7638
高知	088-825-0355
福岡	092-721-1650
宮崎	0985-27-5410
鹿児島	099-226-6136

9 (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在地	TEL
宮 城	全労済在宅介護サービスセンター宮城	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29	022-713-7401
東 京	全労済在宅介護サービスセンターとうきょう	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6800
山 梨	全労済在宅介護サービスセンター山梨	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-221-4165
島 根	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	699-0110	松江市東出雲町錦新町8-1-1	0852-52-6310
佐 賀	全労済在宅介護サービスセンターいまり	848-0027	伊万里市立花町2404-12	0955-20-4078
宮 崎	全労済在宅介護サービスセンターみやざき	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-20-0556

10 (株)ゼストの介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在地	TEL
大 阪	介護サービスセンター鶴見	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7572
	介護サービスセンター八尾	581-0003	八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F	072-925-5598
兵 庫	介護サービスセンター尼崎	660-0861	尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F	06-6414-5501

11 (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在地	TEL
北海道	福祉共済会在宅介護サービスセンター	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F	011-818-8833

12 各種お問い合わせ・連絡窓口

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター ☎0120-00-6031

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

窓口の場合

**都道府県推進本部・支所・
共済ショップ などの窓口**

受付時間 窓口により異なります。各窓口までお問い合わせください。

〈全労済ホームページからもご確認いただけます〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お近くのご相談窓口
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ 窓口一覧

全労済ホームページ の場合

右記の手続きができます。
ホームページ(URL)
<https://www.zenrosai.coop>

- 各種共済商品の資料請求
- 住所変更※
- 振替口座変更届のご請求

※全労済の住まいる共済にご契約されている方や海外へのご転居など、受け付けできない場合があります。詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■病気やけが、住宅損害、自動車事故にあわれたとき

病気やけがに関する 共済金請求受付ダイヤル

全労済共済金センター ☎0120-580-699

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 病気やけがの共済金請求
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 病気やけがの共済金請求

住宅損害に関する 事故受付専用ダイヤル

住宅損害受付センター ☎0120-131-459

受付時間 24時間・365日

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 住宅被害
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 住宅被害

マイカー共済の 事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター ☎0120-0889-24

受付時間 24時間・365日

〈全労済ホームページでも受け付けています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 自動車事故
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 自動車事故

■苦情に関する受付窓口

全労済 お客様相談室

☎0120-603-180

受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)

全労済ホームページ

苦情受付専用ページでも受け付けています。

受付時間 24時間・365日

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ お客さまの声受付
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付

消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引

消費生活協同組合法施行規則 第209条

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 業務運営の組織	49
ロ 役員の氏名及び役職名	52
ハ 事務所の名称及び所在地	108
二 組合の主要な業務の内容	54
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	9
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を 示す指標として次に掲げる事項	56
(1) 経常収益	
(2) 経常剰余金又は経常損失金	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 支払余力比率	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(12) 職員数	
(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指 標として別表第三に掲げる事項	

(別表第三)

●主要な業務の状況を示す指標

一 共済種類別新契約高及び保有契約高 又は元受共済掛金	60
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	60
三 共済種類別支払共済金の額	61

●共済契約に関する指標

一 共済種類別保有契約増加率	62
二 新契約平均共済金額及び保有契約 平均共済金額	62
三 解約失効率	62
四 月払契約の新契約平均共済掛金	62
五 契約者割戻しの状況	59
六 再共済又は再保険を引受けた 主要な会社数	63
七 上位5社に対する支払再共済掛金又は 支払再保険料の割合	63
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	63
九 未収再共済金又は再保険金の額	63

●経理に関する指標

一 責任準備金の積立方式及び積立率	64
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	64
三 引当金明細	65
四 区分ごとの法定準備金及び 任意積立金明細	65
五 事業経費の明細	65

●資産運用に関する指標

一 主要資産の区分別平均残高	67
二 主要資産の区分別構成及び増減	68
三 主要資産の区分別運用利回り	69
四 区分別の資産運用収益明細	69
五 区分別の資産運用費用明細	69

六 利息及び配当金収入等明細	70
七 有価証券の種類別残高	70
八 有価証券の種類別の残存期間別残高	71
九 業種別保有株式の額	72
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並 びに当該貸付金残高の合計に対する割合	72
十一 使途別の貸付金残高	73
十二 担保の種類別貸付金残高	73
十三 区分別の海外投資残高	73
十四 海外投資の地域別構成	73
十五 海外投資運用利回り	74
●その他の指標	
・業務用固定資産残高	67

四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	63
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	15
ロ 法令遵守の体制	17
六 組合の直近の二事業年度における財産の 状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	87
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	74
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 三月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等 を基礎として次に掲げるものに区分することにより 得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額	74
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権及び条件緩和貸付金	
(4) 正常債権	
二 共済金等の支払能力の充実の状況	63
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	75
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
ト 貸付金償却の額	69

消費生活協同組合法施行規則 第211条

一 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	54
ロ 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	90
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総 社員又は総出資者の議決権に占める割合	
(7) 組合の一の子会社等以外の子会社等が有す る当該一の子会社等の議決権の総株主、総社 員又は総出資者の議決権に占める割合	

全労済ファクトブック2018年版 (2017年度 決算のご報告など)

発行：全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2018年10月発行(事業推進統括部 広報室)



NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES